

関西防災・減災プラン 現行

Ⅲ 災害への対応

広域連合が対応すべき災害は、被害が複数府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害である。

広域連合は、被災した地方自治体が実施する緊急・応急対策や復旧・復興対策を支援するため、関西圏域内外の応援の受入調整を実施する。また、そのために、いち早い初動体制を確立し、情報や支援ニーズを的確に把握する。

<災害対応のタイムテーブル>

時期	被災地等の主な対応	広域連合の対応
初動期	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集と共有 避難誘導、消火、水防等、被害防止活動 人命救助・救急医療の実施 医療活動の実施 避難者対策の実施（災害時要援護者への支援を含む） 物資・燃料等の緊急輸送 道路等公共施設の緊急対策 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集体制の確立 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣 応援・受援体制の確立 救援物資の需給調整 応援要員の派遣・受入調整 広域避難の受入調整 ボランティアの活動促進
応急対応期（避難所期）	<ul style="list-style-type: none"> 生活物資の供給 被災者の健康対策の実施（感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等） 生活衛生対策の実施 広域避難の実施 道路等公共土木施設の応急復旧 ライフラインの応急復旧 遺体の安置、葬送 災害ボランティアの受入 被災者の生活支援 被災者のこころのケアの実施 学校の教育機能の回復 災害廃棄物の処理 応急仮設住宅の整備・確保 海外からの支援の受入 	<ul style="list-style-type: none"> 救援物資の需給調整 応援要員の派遣・受入調整 広域避難の受入調整 ボランティアの活動促進 帰宅困難者への支援 広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の推進
復旧・復興期（仮設住宅期）	<ul style="list-style-type: none"> 復興計画の策定・復興財源の確保 インフラ施設等の復旧・復興 恒久住宅への移行支援 生活再建支援 経済・雇用再生 	<ul style="list-style-type: none"> 復興戦略の策定 被災自治体の復興業務への支援

見直し案

Ⅲ 災害への対応

広域連合が対応すべき災害は、被害が複数府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害である。

広域連合は、被災した地方自治体が実施する緊急・応急対策や復旧・復興対策を支援するため、関西圏域内外の応援の受入調整を実施する。また、そのために、いち早い初動体制を確立し、情報や支援ニーズを的確に把握する。

<災害対応のタイムテーブル>

時期	被災地等の主な対応	広域連合の対応
初動期（概ね3日間）	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集と共有 避難誘導、消火、水防等、被害防止活動 人命救助・救急医療の実施 医療活動の実施 避難者対策の実施（<u>要配慮者</u>への支援を含む） 物資・燃料等の緊急輸送 道路等公共施設の緊急対策 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集体制の確立 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣 応援・受援体制の確立 救援物資の需給調整 応援要員の派遣・受入調整 広域避難の受入調整 ボランティアの活動促進
応急対応期（避難所期）	<ul style="list-style-type: none"> 生活物資の供給 被災者の健康対策の実施（感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等） 生活衛生対策の実施 広域避難の実施 道路等公共土木施設の応急復旧 ライフラインの応急復旧 遺体の安置、葬送 災害ボランティアの受入 被災者の生活支援 被災者のこころのケアの実施 学校の教育機能の回復 災害廃棄物の処理 応急仮設住宅の整備・確保 <u>応援・受援の総合調整（マネジメント）</u> 海外からの支援の受入 	<ul style="list-style-type: none"> 救援物資の需給調整 応援要員の派遣・受入調整 広域避難の受入調整 ボランティアの活動促進 帰宅困難者への支援 広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の<u>調整</u>
復旧・復興期（仮設住宅期）	<ul style="list-style-type: none"> 復興計画の策定・復興財源の確保 インフラ施設等の復旧・復興 恒久住宅への移行支援 生活再建支援 経済・雇用再生 	<ul style="list-style-type: none"> 復興戦略の策定 被災自治体の復興業務への支援

見直しの考え方

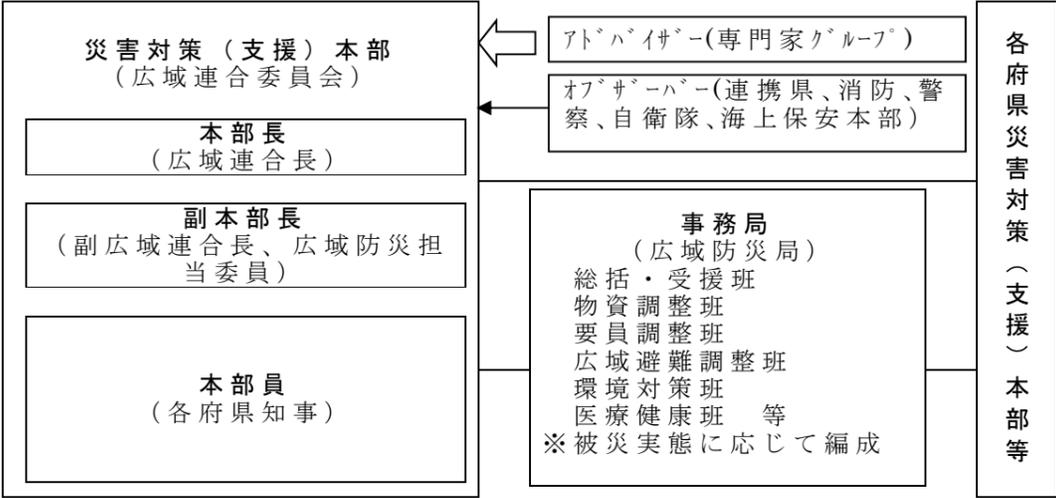
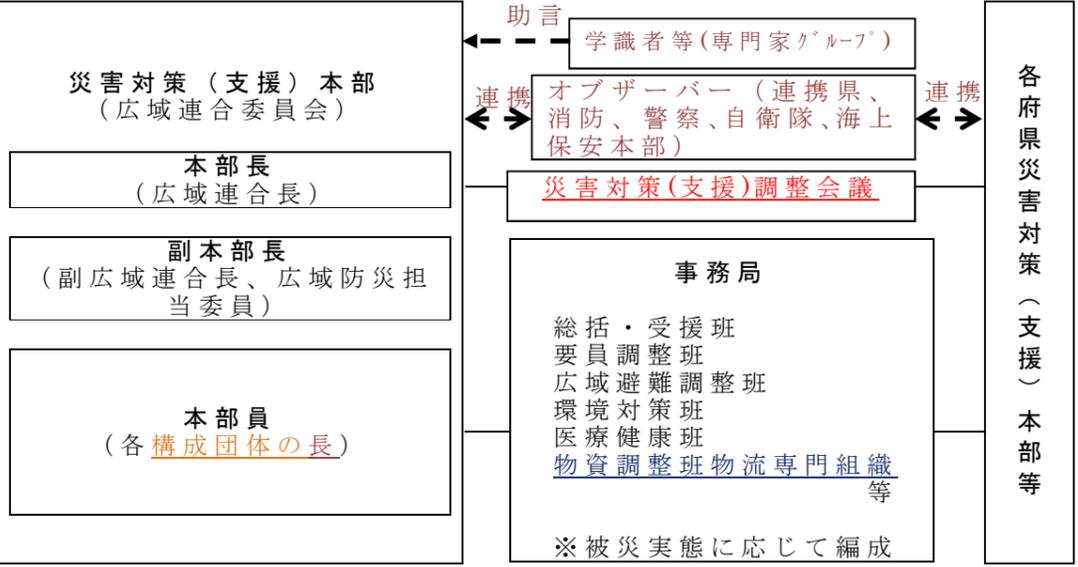
修正意見を反映

広域環境局の意見反映

関西防災・減災プラン 現行	見直し案	見直しの考え方
<p>1 初動シナリオ 災害対応にあたって、最も肝要なことは、初動体制である。被災状況の把握、応援の要・不要、支援ニーズなどを迅速・的確に判断し、支援行動に移す必要がある。広域連合では、情報収集すべき事象をあらかじめ定め、広域防災局、構成府県及び連携県による緊急派遣を行って支援ニーズを把握し、応援体制を確立する。＜初動対応手順＞</p> <p>発 災 ※圏域：構成府県及び連携県の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内で震度5強以上の揺れが観測 ・圏域内で津波警報（大津波）が発表 ・圏域内の府県で災害対策本部が設置 ・圏域外（国内に限る）で震度6弱以上の揺れが観測 ・その他圏域内外（国内に限る）で甚大な被害が推測 <p>情報収集体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁発表、各種メディアからの情報収集 ・消防、警察、自衛隊、海上保安庁からの情報収集 ・災害の状況や府県災害対策本部設置状況等を確認 <p>緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣【広域防災局チーム、近隣府県チーム】</p> <p>＜圏域内＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の揺れが観測 + 甚大な被害が推測 ・通信の途絶等により情報の収集が困難 <p>＜圏域外＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度6強以上の揺れが観測 + 甚大な被害が推測 ・通信の途絶等により情報の収集が困難 <p>→ 必要に応じて現地支援本部に移行</p> <p>応援・受援体制の確立</p> <p>支援体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災府県から応援要請があった場合 ・その他被害が甚大で広域応援が必要と判断される場合 <p>災害対策（支援）本部の設置【事務局：広域防災局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害が甚大で広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合 <p>現地支援本部、現地連絡所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災府県災害対策本部、被災市町村災害対策本部等との連携 ・被災地の支援ニーズに係る情報収集、応援活動 <p>→ 政府現地対策本部が設置された場合、職員を派遣</p> <p>構成府県及び連携県の応援・受援体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援体制（応援府県）、受援体制（受援府県）を確立 ・災害対策（支援）本部へ連絡要員を派遣 <p>構成府県・連携県間で情報共有</p>	<p>1 初動シナリオ 災害対応にあたって、最も肝要なことは、初動体制である。被災状況の把握、応援の要・不要、支援ニーズなどを迅速・的確に判断し、支援行動に移す必要がある。広域連合では、情報収集すべき事象をあらかじめ定め、広域防災局、<u>構成団体</u>及び連携県による緊急派遣を行って支援ニーズを把握し、応援体制を確立する。＜初動対応手順＞</p> <p>発 災 <u>（対策準備室の設置）</u> ※圏域：構成府県及び連携県の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内で震度5強以上の揺れが観測 ・圏域内で<u>大</u>津波警報が発表 ・圏域内の府県で災害対策本部が設置 ・圏域外（国内に限る）で震度6弱以上の揺れが観測 ・その他圏域内外（国内に限る）で甚大な被害が推測 <p>情報収集体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁発表、各種メディアからの情報収集 ・消防、警察、自衛隊、海上保安庁からの情報収集 ・災害の状況や府県災害対策本部設置状況等を確認 <p>緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣【広域防災局チーム、近隣府県チーム】</p> <p>＜圏域内＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の揺れが観測 + 甚大な被害が推測 ・通信の途絶等により情報の収集が困難 <p>＜圏域外＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度6強以上の揺れが観測 + 甚大な被害が推測 ・通信の途絶等により情報の収集が困難 <p>→ 必要に応じて現地支援本部に移行</p> <p>応援・受援体制の確立</p> <p>支援体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災府県から応援要請があった場合 ・その他被害が甚大で広域応援が必要と判断される場合 <p>災害対策（支援）本部の設置【事務局：広域防災局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害が甚大で広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合 <p>現地支援本部、現地連絡所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災府県災害対策本部、被災市町村災害対策本部等との連携 ・被災地の支援ニーズに係る情報収集、応援活動 <p>→ 政府現地対策本部が設置された場合、職員を派遣</p> <p>構成団体及び連携県の応援・受援体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援体制（応援府県）、受援体制（受援府県）を確立 ・災害対策（支援）本部へ連絡要員を派遣 <p>構成団体・連携県間で情報共有</p>	<p>見直しの考え方</p> <p>構成団体の変更 応援・受援実施要綱との整合 気象庁警報呼称に統一</p> <p>構成団体の変更</p>

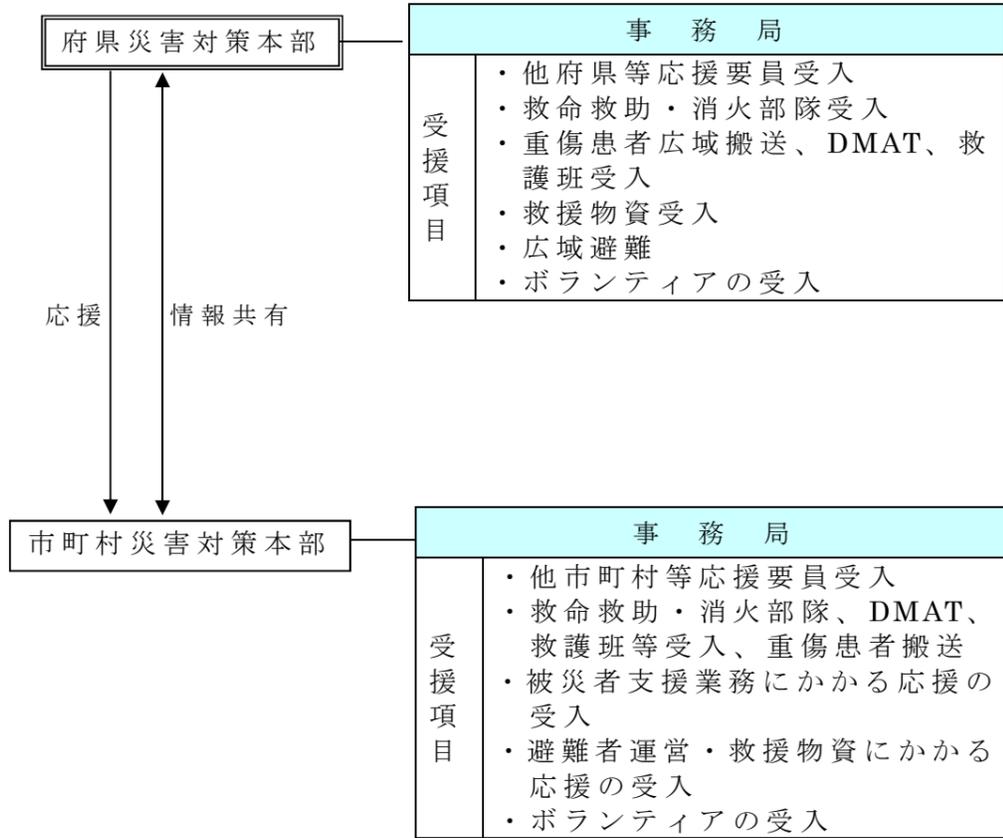
関西防災・減災プラン 現行	見直し案	見直しの考え方
<p>(1) 情報収集体制の確立</p> <p>広域連合は、次の①から④の事態が発生した場合には、情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保するとともに、構成府県及び連携県と連携し、災害の状況、府県災害対策本部の設置状況等について情報を入手する。また、構成府県等の地震被害想定、さらには消防庁の簡易型地震被害想定システムを活用して被害予測情報を把握する。これらの情報について、構成府県及び連携県と共有する。</p> <p>また、消防、警察、自衛隊、海上保安庁との間で被災状況や活動状況について、国の出先機関等との間で道路、空港、港湾等の交通施設の被災状況について、情報の共有を図る。あわせて各種メディア等からの情報を収集する。</p> <p>① 圏域（構成府県及び連携県の区域。以下同じ。）内で震度5強以上の揺れが観測された場合</p> <p>② 圏域内で津波警報（大津波）が発表された場合</p> <p>③ 圏域内の府県で災害対策本部が設置された場合</p> <p>④ その他圏域内で甚大な被害が推測される場合</p> <p>【圏域外での災害発生の場合】</p> <p>広域連合は、圏域外（国内に限る。以下同じ。）で震度6弱以上の揺れが観測された場合又は報道等で甚大な被害が推測される場合は、被災都道県に連絡し災害の状況を把握する。</p> <p>広域連合は、把握した被災府県の状況を構成府県及び連携県に提供し、情報を共有する。</p> <p>(2) 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣</p> <p>広域連合は、圏域内で震度6弱以上の揺れが観測された場合又は府県間の通信途絶等により情報の収集が困難な場合において、甚大な被害が推測されるときは、速やかに緊急派遣チーム（先遣隊）を被災府県に派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。</p> <p>広域連合は、事態の状況を勘案し、必要に応じて被災府県の近隣の構成府県又は連携県に緊急派遣チームの派遣を要請する。</p> <p>【圏域外での災害発生の場合】</p> <p>広域連合は、圏域外で震度6強以上の地震が観測された場合又は通信途絶等により情報の収集が困難な場合において、甚大な被害が推測されるときは、速やかに緊急派遣チーム（先遣隊）を被災都道県に派遣し、応援に必要な情報を収集する。</p> <p>広域連合は、事態の状況を勘案し、必要に応じて構成府県又は連携県に緊急派遣チームの派遣を要請する。</p> <p>(3) 応援・受援体制の確立</p> <p>広域連合、構成府県及び連携県は、広域応援が必要と判断される場合は、次のとおり体制を確立し、広域応援を実施する。</p> <p>① 応援体制の確立</p>	<p>(1) 情報収集体制の確立</p> <p>広域連合は、次の①から④の事態が発生した場合には、<u>対策準備室を設置し</u>、情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保するとともに、<u>構成団体</u>及び連携県と連携し、災害の状況、府県災害対策本部の設置状況等について情報を<u>収集</u>する。また、<u>構成団体</u>の地震被害想定、さらには消防庁の簡易型地震被害想定システム<u>等</u>を活用して被害予測情報を把握する。これらの情報について、<u>構成団体</u>及び連携県と共有する。</p> <p>また、消防、警察、自衛隊、海上保安庁との間で被災状況や活動状況について、国の出先機関等との間で道路、空港、港湾等の交通施設の被災状況について、情報の共有を図る。あわせて各種メディア等からの情報を収集する。</p> <p>① 圏域（構成府県及び連携県の区域。以下同じ。）内で震度5強以上の揺れが観測された場合</p> <p>② 圏域内で<u>大津波</u>警報が発表された場合</p> <p>③ 圏域内の府県で災害対策本部が設置された場合</p> <p>④ その他圏域内で甚大な被害が推測される場合</p> <p>【圏域外での災害発生の場合】</p> <p>広域連合は、圏域外（国内に限る。以下同じ。）で震度6弱以上の揺れが観測された場合又は報道等で甚大な被害が推測される場合は、被災都道県に連絡し災害の状況を把握する。</p> <p>広域連合は、把握した被災府県の状況を<u>構成団体</u>及び連携県に提供し、情報を共有する。</p> <p>(2) 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣</p> <p>広域連合は、圏域内で震度6弱以上の揺れが観測された場合又は府県間の通信途絶等により情報の収集が困難な場合において、甚大な被害が推測されるときは、速やかに緊急派遣チーム（先遣隊）を被災府県に派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。</p> <p>広域連合は、事態の状況を勘案し、必要に応じて被災府県の近隣の<u>構成団体</u>又は連携県に緊急派遣チームの派遣を要請する。</p> <p>【圏域外での災害発生の場合】</p> <p>広域連合は、圏域外で震度6強以上の地震が観測された場合又は通信途絶等により情報の収集が困難な場合において、甚大な被害が推測されるときは、速やかに緊急派遣チーム（先遣隊）を被災都道県に派遣し、応援に必要な情報を収集する。</p> <p>広域連合は、事態の状況を勘案し、必要に応じて<u>構成団体</u>又は連携県に緊急派遣チームの派遣を要請する。</p> <p>(3) 応援・受援体制の確立</p> <p>広域連合、<u>構成団体</u>及び連携県は、広域応援が必要と判断される場合は、次のとおり体制を確立し、広域応援を実施する。</p> <p>① 応援体制の確立</p>	<p>応援・受援実施要綱との整合 構成団体の変更</p> <p>気象庁警報呼称に統一</p> <p>構成団体の変更</p> <p>構成団体の変更</p> <p>構成団体の変更</p>

関西防災・減災プラン 現行	見直し案	見直しの考え方
<p>広域連合は、被災府県から応援要請があった場合、その他被害が甚大で広域応援が必要と判断される場合には、応援調整に必要な人員を確保し、構成府県及び連携県と連絡を取り合い、応援・受援の調整を行い、関西が一体となって災害対策を実施する。</p> <p>② 災害対策本部の設置</p> <p>広域連合は、被害が甚大で広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合には、各構成府県の知事を本部員、広域連合長を本部長、副広域連合長及び広域防災担当委員を副本部長とする広域連合災害対策本部を兵庫県災害対策センターに設置し、災害対策にあたる。</p> <p>また、災害対策本部は兵庫県災害対策センターが壊滅的な被害を受けた場合、兵庫県災害対策本部と同一場所に設置する。</p> <p>ア 災害対策本部会議の開催</p> <p>広域連合は、災害対策本部を設置した場合には、速やかに本部会議を開催し、次の a から e までの事項について協議する。</p> <p>本部長は、連携県及び消防、警察、自衛隊、海上保安本部にオブザーバーとしての参加を求めるとともに、必要に応じてアドバイザー等の参加を求め助言を得る。</p> <p>本部員が、自府県の災害対応又は交通途絶等のため、一堂に会することができない場合はWEB会議システム等を活用し本部会議を開催する。</p> <p>a 物資の提供、緊急派遣チームの派遣その他の当面の対策 b 応援方式（カウンターパート方式等）の決定 c メッセージの発出 d 現地支援本部及び現地連絡所の設置 e その他協議が必要な事項</p> <p>イ 災害対策本部事務局</p> <p>災害対策本部に、その事務を処理させるため、災害対策本部事務局を置く。</p> <p>災害対策本部事務局は、広域防災局が担う。</p> <p>構成府県及び連携県は、連絡員として災害対策本部事務局に関係職員を派遣する。ただし、自府県の災害対応が必要で派遣が困難な場合はこの限りでない。</p>	<p>広域連合は、被災府県から応援要請があった場合、その他被害が甚大で広域応援が必要と判断される場合には、応援調整に必要な人員を確保し、<u>構成団体</u>及び連携県と連絡を取り合い、応援・受援の調整を行い、関西が一体となって災害対策を実施する。</p> <p>② 災害対策本部の設置</p> <p>広域連合は、被害が甚大で広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合には、広域連合長を本部長、副広域連合長及び広域防災担当委員を副本部長<u>並びに各構成団体の長を本部員とする</u>広域連合災害対策本部を<u>設置し、災害対策にあたる。</u></p> <p><u>なお、広域連合長に事故があるとき又は欠けるときは、副本部長が本部長を代理する。</u></p> <p>ア 災害対策本部会議の開催</p> <p>広域連合は、災害対策本部を設置した場合には、速やかに <u>TV 会議システムを活用するなどして、</u>本部会議を開催し、次の a から e までの事項について協議する。</p> <p><u>また、オブザーバーとして連携県及び消防、警察、自衛隊、海上保安本部と連携を図るとともに、必要に応じて、学識者等から助言を得る。</u></p> <p>a 物資の提供、緊急派遣チームの派遣その他の当面の対策 b 応援方式（カウンターパート方式等）の決定 c メッセージの発出 d 現地支援本部及び現地連絡所の設置 e その他協議が必要な事項</p> <p><u>イ 災害対策（支援）調整会議の開催</u></p> <p><u>具体的な支援方法及び内容を調整・決定し、各構成団体間の情報共有を図るため、各構成団体の広域防災局参与（危機管理監等）又は参与の指定する職員を構成メンバーとする会議を必要に応じて開催する。</u></p> <p><u>その際、必要に応じて、連携県にオブザーバーとしての参加を求める。</u></p> <p><u>なお、会議は、TV 会議システムを活用するなどして開催する。</u></p> <p><u>ウ 災害対策本部事務局</u></p> <p>災害対策本部に、その事務を処理させるため、災害対策本部事務局を置く。</p> <p>災害対策本部事務局は、広域防災局が担う。</p> <p><u>構成団体</u>及び連携県は、連絡員として災害対策本部事務局に関係職員を派遣する。ただし、自府県の災害対応が必要で派遣が困難な場合はこの限りでない。</p>	<p>構成団体の変更</p> <p>構成団体空の意見を一部修正し反映</p> <p>構成団体からの意見反映して修正</p> <p>修正意見を一部修正して反映</p> <p>構成団体の変更</p>

関西防災・減災プラン 現行	見直し案	見直しの考え方
<p>○ 災害対策（支援）本部組織</p>  <p>各府県災害対策（支援）本部等</p> <p>【圏域外での災害発生の場合】 広域連合は、圏域外で災害が発生した場合において、被害が甚大で広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合には、災害対策支援本部を設置し、応援調整を実施する。 災害対策支援本部の組織等は、災害対策本部に準じる。</p> <p>③ 構成府県及び連携県の応援・受援体制の確立</p> <p>ア 応援体制の確立 被災していない府県又は被災の程度が軽微で被災府県を応援できる状況にある府県（以下「応援府県」という。）は、災害対策支援本部の設置等、応援体制を確立し、被災府県を応援する。</p> <p>イ 受援体制の確立 被害が甚大で構成府県・連携県からの応援を受ける府県（以下「受援府県」という。）は、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する。また、被害が甚大と想定される市町村に職員を派遣し、情報を収集するとともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。さらに応援に入る他の自治体との連絡・調整を図る。 なお、具体的な受援体制については、関西広域応援・受援要綱を策定し、府県のモデルとなる受援体制を検討する。 また、必要に応じて、被災地外に人的・物的支援の拠点を設置することについて検討する。</p>	<p>○ 災害対策（支援）本部組織</p>  <p>各府県災害対策（支援）本部等</p> <p>【圏域外での災害発生の場合】 広域連合は、圏域外で災害が発生した場合において、被害が甚大で広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合には、災害対策支援本部を設置し、応援調整を実施する。 災害対策支援本部の組織等は、災害対策本部に準じる。</p> <p>③ 構成団体及び連携県等の応援・受援体制の確立</p> <p>ア 応援体制の確立 被災していない又は被災の程度が軽微で被災府県を応援できる状況にある府県（以下「応援府県」という。）及び市は、災害対策支援本部の設置等、応援体制を確立し、被災府県を応援する。 <u>なお、構成団体は平時より、災害時に応援受援可能な資源に関する情報を一覧化（資源管理表）するなどの取組を進める。</u></p> <p>イ 受援体制の確立 被害が甚大で構成団体・連携県及び圏域外からの応援を受ける府県（以下「受援府県」という。）及び市は、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する。また、<u>府県は、被害が甚大と想定される市町村に職員を派遣し、情報を収集するとともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。さらに応援に入る他の自治体との連絡・調整を図る。</u> <u>なお、受援体制については、「関西広域応援・受援実施要綱」、「緊急物資円滑供給システム報告書」、「南海トラフ地震応急対応マニュアル」等に基づく。</u></p>	<p>構成団体からの意見を踏まえ修正</p> <p>緊急物資円滑供給システム報告書に基づく変更</p> <p>受援ガイドラインの反映</p> <p>構成団体の変更</p> <p>応援・受援要綱等が策定済みのため追記</p> <p>意見を踏まえ修正</p>

関西防災・減災プラン 現行

< 受援体制（想定） > < 受援体制（想定） >

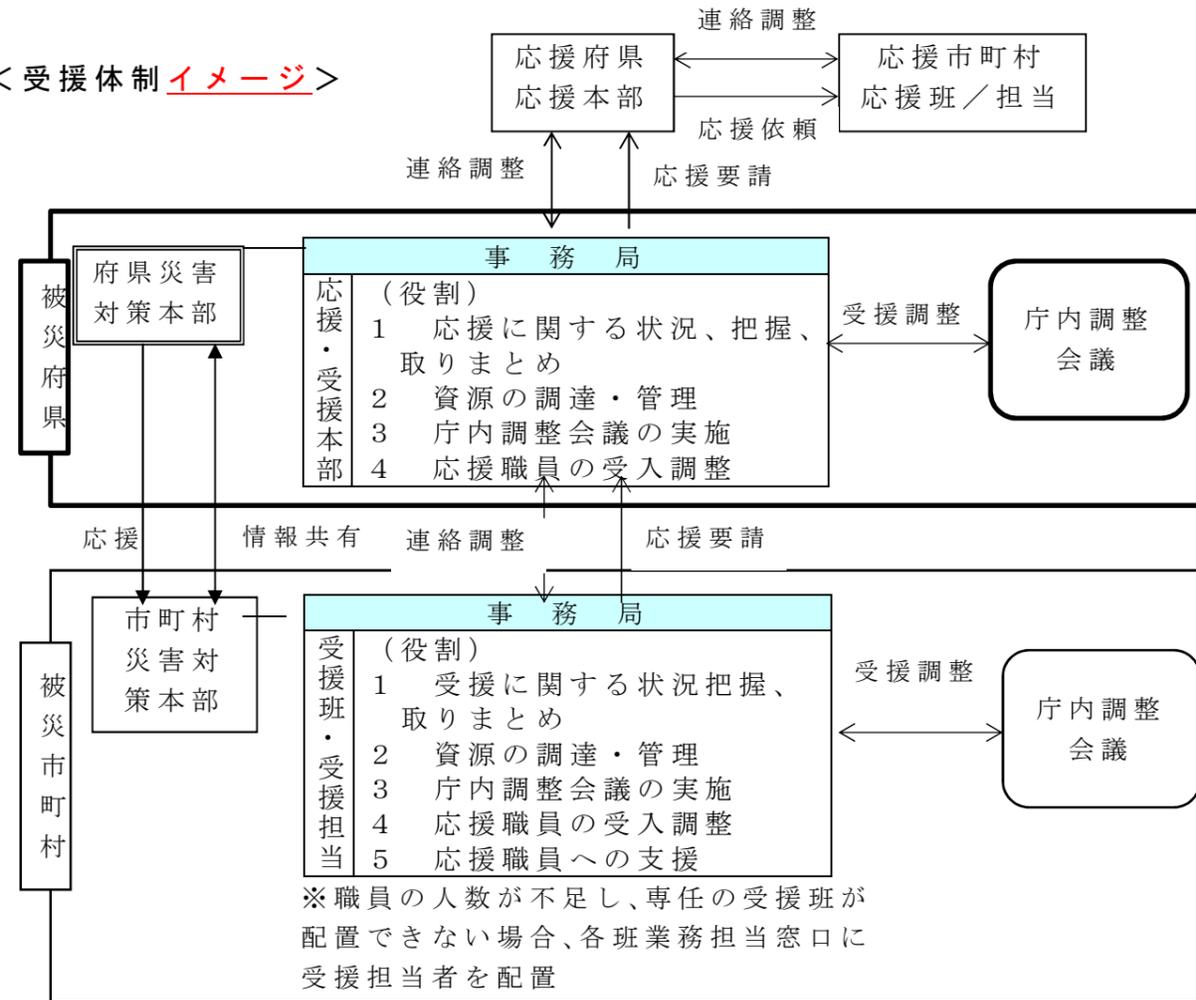


(被災府県の受援業務)

区分	主な受援業務
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援の要請 ・ 被害状況、被災者ニーズ等の迅速・的確な情報収集と提供 ・ 応援部隊（消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等）や応援要員（他府県等）との現地調整所や調整会議等による情報共有 ・ 応援部隊等の活動拠点、広域搬送拠点、救援物資受入拠点等と府県災害対策本部との通信の確保 ・ 活動の長期化による応援部隊等の生活物資の確保 ・ 必要に応じて応援部隊等の宿泊場所の確保 等

見直し案

< 受援体制 イメージ >



(被災府県の受援業務)

区分	主な受援業務
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援の要請 ・ <u>応援・受援本部の設置及び受援の総合調整等の実施</u> ・ 被害状況、被災者ニーズ等の迅速・的確な情報収集と提供 ・ 応援部隊（消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等）や応援要員（他府県等）との現地調整所や調整会議等による情報共有 ・ 応援部隊等の活動拠点、広域搬送拠点、救援物資受入拠点等と府県災害対策本部との通信の確保 ・ 活動の長期化による応援部隊等の生活物資の確保 ・ 必要に応じて応援部隊等の宿泊場所の確保 ・ <u>応援・受援管理帳票による資源の調達・管理</u> ・ <u>応援に関する状況把握</u> 等

見直しの考え方

受援ガイドラインの反映

受援ガイドラインの反映

関西防災・減災プラン 現行		見直し案		見直しの考え方
他府県等応援要員受入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受援の総合調整 ・ 自府県及び被災市町村が必要とする職員の職種、人数、派遣先、派遣期間等を取りまとめ、応援府県又は広域連合に要請 ・ 長期応援要員等の宿泊場所を確保 ・ 臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等 	他府県等応援要員受入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自府県及び被災市町村が必要とする職員の職種、人数、派遣先、派遣期間等を取りまとめ、応援府県又は広域連合に要請 ・ 長期応援要員等の宿泊場所を確保 ・ 臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等 	熊本地震の課題を踏まえ、追記 国の物資支援を明記 災害対策基本法 H24 改正に基づく追加
救命救助・消防部隊受入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部隊の進出拠点、活動拠点の確保・開設 ・ 通行不能の緊急輸送ルートの代替ルート選定（陸上ルートが通行不能な場合の航空ルート、海上ルートの確保） ・ 部隊への情報提供（被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図等） ・ 重機類及び救援資材の確保 ・ 必要に応じて活動拠点等への誘導 等 	救命救助・消防部隊受入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部隊の進出拠点、活動拠点の確保・開設 ・ 通行不能の緊急輸送ルートの代替ルート選定（陸上ルートが通行不能な場合の航空ルート、海上ルートの確保） ・ 部隊への情報提供（被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図等） ・ 重機類及び救援資材の確保 ・ 必要に応じて活動拠点等への誘導 等 	
重傷患者広域搬送、DMAT、救護班受入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域搬送拠点の確保・運営 ・ DMAT、救護班への情報提供（被害状況、活動場所等） ・ 災害拠点病院等活動場所への救護班搬送体制の確保 等 	重傷患者広域搬送、DMAT、救護班等医療、介護・福祉支援の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域搬送拠点の確保・運営 ・ DMAT、<u>救護班等医療、介護・福祉にかかるとの緊密な連携（被害状況、活動場所の情報提供等）</u> ・ 災害拠点病院等活動場所への救護班搬送体制の確保 ・ <u>巡回健康相談支援の受入調整</u> 等 	
救援物資受入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資受入拠点の開設・運営 ・ 協定を締結している宅配業者、倉庫業者等に物資受入拠点の運営協力要請 ・ 被災市町村の物資受入拠点を確認 ・ 被災市町村が必要とする物資に関する情報を収集・とりまとめ（必要に応じて、被災市町村に職員を派遣し、物資ニーズを把握） ・ 緊急輸送道路の被害情報の提供 ・ 通行不能の緊急輸送ルートの代替ルートの情報提供 ・ 陸路が寸断されている場合、海路、空路を活用するため航空・海運事業者、空港・港湾管理者や自衛隊、海上保安庁との調整 ・ 被災市町村等と密に連絡を取り合い、物資が末端まで届いているか確認 等 	救援物資受入	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国のプッシュ型支援</u>・救援物資受入拠点の開設・運営 ・ 協定を締結している宅配業者、倉庫業者等に物資受入拠点の運営協力要請 ・ 被災市町村の物資受入拠点を確認 ・ 被災市町村が必要とする物資に関する情報を収集・とりまとめ（必要に応じて、被災市町村に職員を派遣し、物資ニーズを把握） ・ 緊急輸送道路の被害情報の提供 ・ 通行不能の緊急輸送ルートの代替ルートの情報提供 ・ 陸路が寸断されている場合、海路、空路を活用するため航空・海運事業者、空港・港湾管理者や自衛隊、海上保安庁との調整 ・ 被災市町村等と密に連絡を取り合い、物資が末端まで届いているか確認 等 	
		<u>避難所運営支援の受入</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難所運営支援の受入調整</u> 	
広域避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災市町村と連携し、府県外への避難が必要な被災者の人数を把握 ・ 広域連合から、避難者受入府県の避難者受入可能施設に関する情報を受け、被災市町村と調整のうえ被災者に周知 ・ 必要に応じて、被災市町村、受入府県等と調整しバス等の移動手段を確保 ・ 要援護者の広域避難の調整 等 	広域避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災市町村と連携し、府県外への避難が必要な被災者の人数を把握 ・ 広域連合から、避難者受入府県の避難者受入可能施設に関する情報を受け、被災市町村と調整のうえ被災者に周知 ・ 必要に応じて、被災市町村、受入府県等と調整しバス等の移動手段を確保 ・ 要援護者の広域避難の調整 等 	
ボランティアの受入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティアセンターの立ち上げ ・ ボランティア活動を後方支援するインフォメーションセンターの設置 ・ ボランティアコーディネーターの確保 ・ スコップ等のボランティア用資機材の貸出 ・ ボランティアを大量に搬送するバス等の確保 等 	ボランティアの受入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティアセンターの立ち上げ ・ ボランティア活動を後方支援するインフォメーションセンターの設置 ・ ボランティアコーディネーターの確保 ・ スコップ等のボランティア用資機材の貸出 ・ ボランティアを大量に搬送するバス等の確保 等 	

関西防災・減災プラン 現行		見直し案		見直しの考え方
(市町村の受援業務)		(被災市町村の受援業務)		
区分	主な受援業務	区分	主な受援業務	
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援の要請 ・ 被害状況、被災者ニーズ等の迅速・的確な情報収集と提供 ・ 応援部隊（消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等）や応援要員（他市町村等）との現地調整所や調整会議等による情報共有 ・ 応援部隊等の活動拠点、救援物資受入拠点等の確保。応援部隊等の通信手段の確保 ・ 活動の長期化による応援部隊等の生活物資の確保 ・ 必要に応じて応援部隊等の宿泊場所の確保 等 	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援の要請 ・ <u>・ 受援班／受援担当の設置及び受援の総合調整等の実施</u> ・ 被害状況、被災者ニーズ等の迅速・的確な情報収集と提供 ・ 応援部隊（消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等）や応援要員（他府県等）との現地調整所や調整会議等による情報共有 ・ 応援部隊等の活動拠点、広域搬送拠点、救援物資受入拠点等と府県災害対策本部との通信の確保 ・ 活動の長期化による応援部隊等の生活物資の確保 ・ 必要に応じて応援部隊等の宿泊場所の確保 ・ <u>・ 応援・受援管理帳票による資源の調達・管理</u> ・ <u>・ 応援に関する状況把握</u> 等 	<p>受援ガイドラインの反映</p> <p>熊本地震の課題を踏まえ、追記</p> <p>修正意見を反映</p>
他市町村等 応援要員受入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受援の総合調整 ・ 人的応援について被災府県へ要請 ・ 長期応援要員等の宿泊場所を確保 ・ 孤立集落の有無の確認。衛星携帯電話等の確保。不足する場合は、被災府県に必要数を要請 ・ 臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等 	他府県等 応援要員受入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自府県及び被災市町村が必要とする職員の職種、人数、派遣先、派遣期間等を取りまとめ、応援府県又は広域連合に要請 ・ 長期応援要員等の宿泊場所を確保 ・ 臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等 	
救命救助・消 火部隊、 DMAT、救護 班等受入、重 傷患者搬送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援部隊、DMAT及び救護班等への情報提供（被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図等） ・ 応援部隊及びDMAT・救護班等の受け入れ調整 	救命救助・消 火部隊、 DMAT、救護 班等受入、重 傷患者搬送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援部隊、DMAT、救護班等医療、介護・福祉にかかる応援要員との<u>緊密な連携</u>（被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図の情報提供等） ・ 応援部隊及びDMAT、救護班等医療、介護・福祉にかかる<u>応援要員</u>の受入調整 ・ <u>・ 巡回健康相談支援の受入調整</u> 	
被災者支援 業務にかか る応援の受 入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明書発行、生活復興資金等窓口の開設。対応職員が不足する場合は、被災府県を通じ、他の市町村職員等の応援を要請するとともに、応援職員受入計画を作成し、それに基づき、他の市町村職員等を受け入れ ・ 要援護者の安否確認。福祉避難所の開設 ・ 要援護者の移送が必要な場合は、移送を手配。市町村内のみでは対応できない場合は、被災府県に受け入れを要請 ・ 被災府県から、避難者受入府県の避難者受入可能施設に関する情報を受け、被災者に周知。必要に応じて、被災府県等と調整しバス等の移動手段を確保 等 	被災者支援 業務にかか る応援の受 入	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>・ 家屋被害認定業務</u>、罹災証明書交付、生活復興資金等窓口の開設。対応職員が不足する場合は、被災府県を通じ、他の市町村職員等の応援を要請するとともに、応援職員受入計画を作成し、それに基づき、他の市町村職員等を受け入れ ・ 要配慮者の安否確認。福祉避難所の開設 ・ 要配慮者の移送が必要な場合は、移送を手配。市町村内のみでは対応できない場合は、被災府県に受け入れを要請 ・ 被災府県から、避難者受入府県の避難者受入可能施設に関する情報を受け、被災者に周知。必要に応じて、被災府県等と調整しバス等の移動手段を確保 等 	
避難所運 営・救援物資 にかか る応援の受 入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所運営職員の確保。不足する場合は、被災府県に応援を要請 ・ 避難所の必要ニーズを把握・とりまとめ。必要に応じ、被災府県に必要な支援を要請するとともに、救援物資等を受入れ ・ 救援物資受入拠点の開設・運営 ・ 通行可能な緊急輸送ルートの確保及びその情報提供 ・ 物資が避難所・被災者まで届いているかの確認 ・ 応急給水計画を作成。不足する場合は、被災府県に応援を要請 等 	避難所運 営・救援物資 にかか る応援の受 入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所運営職員の確保。不足する場合は、被災府県に応援を要請 ・ 避難所の必要ニーズを把握・とりまとめ。必要に応じ、被災府県に必要な支援を要請するとともに、救援物資等を受入れ ・ 救援物資受入拠点の開設・運営 ・ 通行可能な緊急輸送ルートの確保及びその情報提供 ・ 物資が避難所・被災者まで届いているかの確認 ・ 応急給水計画を作成。不足する場合は、被災府県に応援を要請 等 	

関西防災・減災プラン 現行		見直し案		見直しの考え方
ボランティアの受入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティアセンターの立ち上げ ・ 社会福祉協議会等と調整のうえ、ボランティアのコーディネートを実施。ボランティアコーディネーターが不足する場合は被災府県にボランティアコーディネーターの派遣を要請 ・ スコップ等のボランティア用資機材の貸出。不足する場合は、被災府県に資機材の調達を要請 ・ 必要に応じてボランティア村等ボランティア拠点の開設・運営。ボランティア拠点運営職員が不足する場合には、被災府県に応援を要請 等 	ボランティアの受入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティアセンターの立ち上げ ・ 社会福祉協議会等と調整のうえ、ボランティアのコーディネートを実施。ボランティアコーディネーターが不足する場合は被災府県にボランティアコーディネーターの派遣を要請 ・ スコップ等のボランティア用資機材の貸出。不足する場合は、被災府県に資機材の調達を要請 ・ 必要に応じてボランティア村等ボランティア拠点の開設・運営。ボランティア拠点運営職員が不足する場合には、被災府県に応援を要請 等 	

ウ 応援方式

被災府県が複数の場合、原則として、被災府県を応援府県が分担するカウンターパート方式による応援方式をとる。ただし、応援府県の被災経験の有無、救援物資の保有状況を勘案して、必要に応じてカウンターパート方式にこだわらずに広域連合が応援府県と調整の上、応援先を調整する。

被災府県が単数の場合は、原則として、広域連合が応援府県の具体的な応援内容、応援先を調整する方式をとる。

○ **カウンターパート方式とは**
被災自治体に対し、応援する自治体を割り当てて応援する方式。応援自治体が複数になる場合もある。府県レベルの他、市町村レベルのカウンターパート方式があり、東日本大震災でこの方式による応援が高く評価された。

④ 現地支援本部・現地連絡所の設置

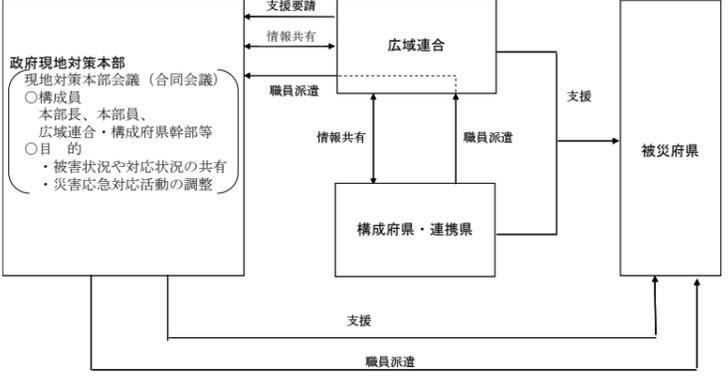
広域連合及び応援府県は、災害対策（支援）本部を設置したときは、必要に応じて被災自治体の災害対策本部等との連携及び支援ニーズに係る情報収集や応援活動のため、被災府県庁内等に現地支援本部を、被災市町村役場内等に現地連絡所を設置する。

⑤ 政府現地対策本部への職員派遣

東海・東南海・南海地震が発生し、政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合、構成府県及び連携県から職員を派遣し情報収集等を行う。

なお、具体的な運用ルール等は、国と協議し、関西広域応援・受援実施要綱等で定める。

＜政府現地対策本部との連携＞



ウ 応援方式

被災府県が複数の場合、原則として、被災府県を応援府県が分担するカウンターパート方式による応援方式をとる。ただし、応援府県の被災経験の有無、救援物資の保有状況を勘案して、必要に応じてカウンターパート方式にこだわらずに広域連合が応援府県と調整の上、応援先を調整する。

被災府県が単数の場合は、原則として、広域連合が応援府県の具体的な応援内容、応援先を調整する方式をとる。

○ **カウンターパート方式とは**
被災自治体に対し、応援する自治体を割り当てて応援する方式。応援自治体が複数になる場合もある。府県レベルの他、市町村レベルのカウンターパート方式があり、東日本大震災でこの方式による応援が高く評価された。

④ 現地支援本部・現地連絡所の設置

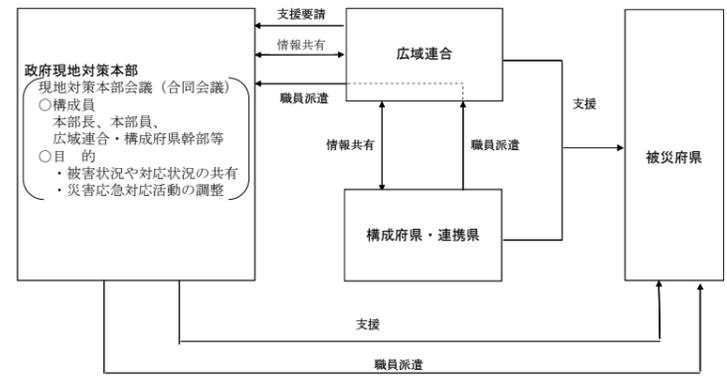
広域連合及び応援府県は、災害対策（支援）本部を設置したときは、必要に応じて被災自治体の災害対策本部等との連携及び支援ニーズに係る情報収集や応援活動のため、被災府県庁内等に現地支援本部を、被災市町村役場内等に現地連絡所を設置する。

⑤ 政府現地対策本部への職員派遣

南海トラフ地震が発生し、政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合、構成団体及び連携県から職員を派遣し情報収集等を行う。

なお、具体的な運用ルール等は、国と協議し、関西広域応援・受援実施要綱等で定める。

＜政府現地対策本部との連携＞



最新被害想定（国、各府県）の公表を受け、修正

初動期オペレーションマップ（1）

このオペレーションマップは、大規模広域災害発生時に被災市町村、被災府県、広域連合・応援府県、他都道県、国・国出先機関及び広域実動機関が、相互に連携しながら対応すべきことを災害対応項目ごとに示したものである。

⑥ 広域（0次）物資拠点の設置

広域連合は、プッシュ型支援及び構成団体や全国から送付される物資等を受入れられるよう、被災府県の被害状況を確認し、必要に応じて0次拠点を設置する。

緊急物資円滑供給システムの反映

初動期オペレーションマップ（1）

このオペレーションマップは、大規模広域災害発生時に被災市町村、被災府県、広域連合・応援府県、他都道県、国・国出先機関及び広域実動機関が、相互に連携しながら対応すべきことを災害対応項目ごとに示したものである。

項目	被災市町村	被災府県
1 情報の収集と共有	<ul style="list-style-type: none"> ○被災情報の収集（自主防災組織・自治会・消防団等への連絡、マスメディアからの情報収集） ○被災地区への職員派遣、被災状況の確認 ○孤立地区の確認 ○通信手段の確保（衛星携帯電話等の手配、活用、貸与要請） ○府県災害対策本部への被害状況の伝達【応援要請】 ◇職員派遣要請 ◇通信手段確保要請（衛星携帯電話等の貸与） 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災情報の収集（マスメディア、被災市町村、消防、警察、海上保安庁等からの情報収集） ○被災市町村への職員派遣、被災状況の確認 ○ヘリの運用による被災状況の確認 ○孤立地区の状況把握 ○通信手段の確保（衛星携帯電話等の手配、被災地への貸与） ○広域連合・応援府県、国（消防庁）への被災情報の伝達【広域応援要請】 ◇職員派遣要請 ◇情報収集用ヘリの派遣要請 ◇通信手段確保要請（衛星携帯電話等の貸与）
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報のとりまとめ ○あらゆる手段による情報の発信（防災行政無線、広報車、広報誌、ホームページ、携帯電話、報道発表、CATV、コミュニティFM等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報のとりまとめ ○あらゆる手段による情報の発信（広報誌、ホームページ、携帯電話、報道発表、CATV、コミュニティFM等）
2 避難誘導、消火、水防等、被害防止活動	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線、広報車、CATV等による住民への避難等の呼びかけ ○的確な避難誘導（地震規模・津波高等の適切な情報提供、津波避難ビル等の利用、交通手段・渋滞情報等の提供） ○防潮扉、水門等の閉鎖指示・確認 ○活動機関・職員等への的確な避難指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○観測機関からの地震規模・津波高等の情報収集と市町村への提供 ○被害シミュレーションの実施と市町村への提供 ○避難指示等の発令状況の確認 ○必要に応じ被災市町村への助言
大規模火災への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○消防機関による消火活動【応援要請】 ◇消防応援要請 ◇空中消火の出動要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○府県内消防機関への出動要請 ○消防防災ヘリの運用【広域応援要請】 ◇緊急消防援助隊の出動要請 ◇ヘリの出動要請
3 人命救助の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○消防機関による人命救助・救急活動【応援要請】 ◇警察への救助等の協力要請 ◇府県災害対策本部への要請（自衛隊派遣、消防機関の応援） 【受援業務】 ◆応援チームの受入（滞在場所の確保、被災情報の提供、資機材の提供） ◆応援チームとの調整（執務スペースの確保、活動に係る調整会議の開催） 	<ul style="list-style-type: none"> ○警察による救助、救急、捜索活動【広域応援要請】 ◇緊急消防援助隊、広域緊急援助隊（警察）、海上保安庁への応援要請 ◇自衛隊への災害派遣要請 【受援業務】 ◆応援チームの受入調整（被災市町村との調整） ◆応援チームの受入（滞在場所の確保、被災情報の提供、資機材の提供） ◆応援チームとの調整（執務スペースの確保、活動に係る調整会議の開催）
海外応援チームの受入（含医療チーム）	<ul style="list-style-type: none"> 【受援業務】 ◆チームの受入調整（被災府県との調整） ◆チームの受入（滞在場所の確保、活動場所の指定、資機材の提供） ◆チームとの調整（ミーティングの開催） 	<ul style="list-style-type: none"> 【受援業務】 ◆チームの受入調整（被災市町村との調整） ◆チームの受入（滞在場所の確保、活動場所の指定、資機材の提供） ◆通訳ボランティアの派遣【広域応援要請】 ◇通訳ボランティアの派遣要請

凡例 ○：対応業務、◇：応援要請業務、◆：受援業務

項目	被災市町村	被災府県
1 情報の収集と共有	<ul style="list-style-type: none"> ○被災情報の収集（自主防災組織・自治会・消防団等への連絡、マスメディアからの情報収集） ○被災地区への職員派遣、被災状況の確認 ○孤立地区の確認 ○通信手段の確保（衛星携帯電話等の手配、活用、貸与要請） ○府県災害対策本部への被害状況の伝達【応援要請】 ◇職員派遣要請 ◇通信手段確保要請（衛星携帯電話等の貸与） 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災情報の収集（マスメディア、被災市町村、消防、警察、海上保安庁等からの情報収集） ○被災市町村への職員派遣、被災状況の確認 ○ヘリの運用による被災状況の確認 ○孤立地区の状況把握 ○通信手段の確保（衛星携帯電話等の手配、被災地への貸与） ○広域連合・応援府県、国（消防庁）への被災情報の伝達【広域応援要請】 ◇職員派遣要請 ◇情報収集用ヘリの派遣要請 ◇通信手段確保要請（衛星携帯電話等の貸与）
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報のとりまとめ ○あらゆる手段による情報の発信（防災行政無線、広報車、広報誌、ホームページ、携帯電話、報道発表、CATV、コミュニティFM等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報のとりまとめ ○あらゆる手段による情報の発信（広報誌、ホームページ、携帯電話、報道発表、CATV、コミュニティFM等）
2 避難誘導、消火、水防等、被害防止活動	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線、広報車、CATV等による住民への避難等の呼びかけ ○的確な避難誘導（地震規模・津波高等の適切な情報提供、津波避難ビル等の利用、交通手段・渋滞情報等の提供） ○防潮扉、水門等の閉鎖指示・確認 ○活動機関・職員等への的確な避難指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○観測機関からの地震規模・津波高等の情報収集と市町村への提供 ○被害シミュレーションの実施と市町村への提供 ○避難指示等の発令状況の確認 ○必要に応じ被災市町村への助言
大規模火災への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○消防機関による消火活動【応援要請】 ◇消防応援要請 ◇空中消火の出動要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○府県内消防機関への出動要請 ○消防防災ヘリの運用【広域応援要請】 ◇緊急消防援助隊の出動要請 ◇ヘリの出動要請
3 人命救助の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○消防機関による人命救助・救急活動【応援要請】 ◇警察への救助等の協力要請 ○府県災害対策本部への要請（自衛隊派遣、消防機関の応援） 【受援業務】 ◆応援チームの受入（滞在場所の確保、被災情報の提供、資機材の提供） ◆応援チームとの調整（執務スペースの確保、活動に係る調整会議の開催） 	<ul style="list-style-type: none"> ○警察による救助、救急、捜索活動【広域応援要請】 ◇緊急消防援助隊、広域緊急援助隊（警察）、海上保安庁への応援要請 ◇自衛隊への災害派遣要請 【受援業務】 ◆応援チームの受入調整（被災市町村との調整） ◆応援チームの受入（滞在場所の確保、被災情報の提供、資機材の提供） ◆応援チームとの調整（執務スペースの確保、活動に係る調整会議の開催）
海外応援チームの受入（含医療チーム）	<ul style="list-style-type: none"> 【受援業務】 ◆チームの受入調整（被災府県との調整） ◆チームの受入（滞在場所の確保、活動場所の指定、資機材の提供） ◆チームとの調整（ミーティングの開催） 	<ul style="list-style-type: none"> 【受援業務】 ◆チームの受入調整（被災市町村との調整） ◆チームの受入（滞在場所の確保、活動場所の指定、資機材の提供） ◆通訳ボランティアの派遣【広域応援要請】 ◇通訳ボランティアの派遣要請

凡例 ○：対応業務、◇：応援要請業務、◆：受援業務

関西防災・減災プラン 現行				見直し案				見直しの考え方
広域連合・応援府県	他都道府県	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）	広域連合・応援府県	他都道府県	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）	
<p>○被災情報の収集（マスメディア、被災府県等からの情報収集） ○要請に基づく情報収集用ヘリの派遣 ○被災府県への職員派遣（緊急派遣チーム）、被災状況の確認 ○被災府県との連携による被災市町村への職員派遣 ○通信手段確保の支援（衛星携帯電話等の貸与、国・事業者への要請）</p> <p>〔広域連合〕 ○構成府県・連携県への被災情報の伝達 ○カウンターパート府県の指定・伝達 ○国の動き（現地本部の設置等）についての情報収集</p>	<p>○独自の情報収集活動 ○要請に基づく情報収集用ヘリの派遣</p>	<p>〔国・地方機関〕 ○被災府県、関係機関からの情報収集 ○被災府県への職員派遣</p> <p>〔総務省・総合通信局〕 ○総務省の通信機器（MCA無線、簡易無線局、衛星携帯電話）の貸し出し ○通信機器確保についての事業者への要請</p>	<p>○独自の情報収集活動（自衛隊先遣隊派遣、ヘリの活用等） ○被災府県等への要員派遣</p>	<p>○被災情報の収集（マスメディア、被災府県等からの情報収集） ○要請に基づく情報収集用ヘリの派遣 ○被災府県への職員派遣（緊急派遣チーム）、被災状況の確認 ○被災府県との連携による被災市町村への職員派遣 ○通信手段確保の支援（衛星携帯電話等の貸与、国・事業者への要請）</p> <p>〔広域連合〕 ○構成府県・連携県への被災情報の伝達 ○カウンターパート府県の指定・伝達 ○国の動き（現地本部の設置等）についての情報収集</p>	<p>○独自の情報収集活動 ○要請に基づく情報収集用ヘリの派遣</p>	<p>〔国・地方機関〕 ○被災府県、関係機関からの情報収集 ○被災府県への職員派遣</p> <p>〔総務省・総合通信局〕 ○総務省の通信機器（MCA無線、簡易無線局、衛星携帯電話）の貸し出し ○通信機器確保についての事業者への要請</p>	<p>○独自の情報収集活動（自衛隊先遣隊派遣、ヘリの活用等） ○被災府県等への要員派遣</p>	
<p>○災害情報のとりまとめ ○あらゆる手段による情報の発信（広報誌、ホームページ、携帯電話、報道発表等）</p>	<p>○支援情報の発信</p>	<p>○災害情報のとりまとめ ○支援情報の発信</p>	<p>○活動状況の発信</p>	<p>○災害情報のとりまとめ ○あらゆる手段による情報の発信（広報誌、ホームページ、携帯電話、報道発表等）</p>	<p>○支援情報の発信</p>	<p>○災害情報のとりまとめ ○支援情報の発信</p>	<p>○活動状況の発信</p>	
<p>○要請に基づく消防防災ヘリ等の出動</p>	<p>○要請に基づく消防防災ヘリ等の出動</p>		<p>○緊急消防援助隊の出動 ○警察、自衛隊、海上保安庁によるヘリの派遣</p>	<p>○要請に基づく消防防災ヘリ等の出動</p>	<p>○要請に基づく消防防災ヘリ等の出動</p>		<p>○緊急消防援助隊の出動 ○警察、自衛隊、海上保安庁によるヘリの派遣</p>	
<p>〔広域連合〕 ○実動機関からの情報収集・応援府県との共有</p>	<p>○独自の情報収集</p>	<p>○実動機関からの情報収集</p>	<p>○緊急消防援助隊の出動 ○広域緊急援助隊（警察）の出動 ○自衛隊の災害派遣 ○海上保安庁船艇等の出動 ○救命、救助、捜索、搬送等の活動</p>	<p>〔広域連合〕 ○実動機関からの情報収集・応援府県との共有</p>	<p>○独自の情報収集</p>	<p>○実動機関からの情報収集</p>	<p>○緊急消防援助隊の出動 ○広域緊急援助隊（警察）の出動 ○自衛隊の災害派遣 ○海上保安庁船艇等の出動 ○救命、救助、捜索、搬送等の活動</p>	
<p>○通訳ボランティアの派遣 ○被災府県、外務省との調整</p>		<p>〔外務省〕 ○支援国との調整、受入計画の策定 ○広域連合・被災府県・市町村との調整</p>		<p>○通訳ボランティアの派遣 ○被災府県、外務省との調整</p>		<p>〔外務省〕 ○支援国との調整、受入計画の策定 ○広域連合・被災府県・市町村との調整</p>		

関西防災・減災プラン 現行			見直し案			見直しの考え方				
初動期オペレーションマップ（２）			初動期オペレーションマップ（２）							
項目	被災市町村	被災府県	項目	被災市町村	被災府県	修正意見を反映 熊本地震の課題を踏まえ追記 修正意見を反映 国のプッシュ型支援の受入れ調整を記載				
4 医療活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○公的医療機関の医療活動 【応援要請】 ◇民間医療機関への医療活動協力要請 ◇府県災害対策本部への医療関係者の派遣要請 【受援業務】 ◆応援チームの受入（滞在现场の確保、被災情報の提供、資機材の提供） ◆応援チームとの調整（活動場所の指定、活動に係る調整会議の開催） 	<ul style="list-style-type: none"> ○公的医療機関の医療活動 ○県内DMAT、救護班等の被災地への派遣 【広域応援要請】 ◇DMAT、ドクターヘリ、救護班等医療支援の要請 ◇傷病者、入院患者、要援護避難者等の広域受入要請 【受援業務】 ◆応援チームの受入調整（被災市町村との調整） ◆応援チームの受入（滞在现场の確保、被災情報の提供、資機材の提供） ◆応援チームとの調整（活動場所の指定、活動に係る調整会議の開催） 	4 医療活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○公的医療機関の医療活動 【応援要請】 ◇民間医療機関への医療活動協力要請 ◇府県災害対策本部への医療関係者の派遣要請 【受援業務】 ◆応援チームの受入（滞在现场の確保、被災情報の提供、資機材の提供） ◆応援チームとの調整（活動場所の指定、活動に係る調整会議の開催） 	<ul style="list-style-type: none"> ○公的医療機関の医療活動 ○県内DMAT、救護班等の被災地への派遣 【広域応援要請】 ◇DMAT、ドクターヘリ、救護班等医療支援の要請 ◇傷病者、入院患者、要配慮者等の広域受入要請 【受援業務】 ◆応援チームの受入調整（被災市町村との調整） ◆応援チームの受入（滞在现场の確保、被災情報の提供、資機材の提供） ◆応援チームとの調整（活動場所の指定、活動に係る調整会議の開催） 		修正意見を反映 熊本地震の課題を踏まえ追記 修正意見を反映 国のプッシュ型支援の受入れ調整を記載			
5 避難者対策の実施 (災害時要援護者への支援を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所となる施設の管理者への開設指示・要請 ○避難所職員派遣 ○避難者数、避難者氏名等の確認 ○災害時要援護者の適切な避難の実施（避難誘導、福祉避難所の開設、被災施設入所者の一時受入施設の確保等） ○物資の必要数量、備蓄数量の確認と不足量の把握 ○避難者のニーズ、体調等の確認 ○自宅避難等、指定避難所外避難者の把握 ○ホテル、旅館、空き住宅所有者等への避難者受入要請 ○愛玩動物保護への配慮 【応援要請】 ◇避難所運営職員の派遣要請 ◇避難者受入要請 ◇災害時要援護者の受入要請 ◇広域避難者の移送手段の要請 【受援業務】 ◆応援職員の各避難所への割当 ◆広域避難者の移送手段の手配 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営職員の派遣 ○府県内市町村への避難者受入調整 ○府県内市町村への応援職員派遣要請 ○災害時要援護者の受入調整（受入施設の確保等） ○ホテル、旅館、空き住宅所有者等への避難者受入要請 ○愛玩動物保護への支援 ○災害救助法の適用、基準の柔軟運用の要請 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への応援職員派遣要請 ◇応援府県、広域連合への広域避難受入要請（災害時要援護者を含む） ◇広域避難者の移送手段の要請（移動用バス、自衛隊・海上保安庁のヘリ・船舶等） 【受援業務】 ◆職員派遣の割当 ◆広域避難の割当（災害時要援護者を含む） ◆広域避難者の移送手段の調整（災害時要援護者を含む） 	5 避難者対策の実施 (要配慮者 への支援を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所となる施設の管理者への開設指示・要請 ○避難所職員派遣 ○避難者数、避難者氏名等の確認 ○要配慮者の適切な避難の実施（避難誘導、福祉避難所の開設、被災施設入所者の一時受入施設の確保等） ○物資の必要数量、備蓄数量の確認と不足量の把握 ○避難者のニーズ、体調等の確認 ○自宅避難等、指定避難所外避難者の把握 ○ホテル、旅館、空き住宅所有者等への避難者受入要請 ○愛玩動物保護への配慮 ○避難所の民間への委託又は自主運営の働きかけ 【応援要請】 ◇避難所運営職員の派遣要請 ◇避難者受入要請 ◇要配慮者の受入要請 ◇広域避難者の移送手段の要請 【受援業務】 ◆応援職員の各避難所への割当 ◆広域避難者の移送手段の手配 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営職員の派遣 ○府県内市町村への避難者受入調整 ○府県内市町村への応援職員派遣要請 ○災害時要援護者の受入調整（受入施設の確保等） ○ホテル、旅館、空き住宅所有者等への避難者受入要請 ○愛玩動物保護への支援 ○災害救助法の適用、基準の柔軟運用の要請 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への応援職員派遣要請 ◇応援府県、広域連合への広域避難受入要請（要配慮者を含む） ◇広域避難者の移送手段の要請（移動用バス、自衛隊・海上保安庁のヘリ・船舶等） 【受援業務】 ◆職員派遣の割当 ◆広域避難の割当（要配慮者を含む） ◆広域避難者の移送手段の調整（要配慮者を含む） 			修正意見を反映 熊本地震の課題を踏まえ追記 修正意見を反映 国のプッシュ型支援の受入れ調整を記載		
6 物資・燃料等の緊急輸送	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村内輸送ルートの確保 ○物資集積・配送拠点の開設 ○搬送手段の確保 ○物流事業者等への支援要請 【応援要請】 ◇府県災害対策本部へ緊急物資の支援、燃料の確保等を要請 【受援業務】 ◆市町村内輸送ルートの確保 ◆物資集積・配送拠点の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○府県内緊急輸送ルートの確保 ○物資集積・配送拠点の開設 ○トラック協会等に物資輸送を要請 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合に緊急物資の供給を要請 ◇自衛隊、海上保安庁等にヘリによる緊急輸送を要請 ◇国（内閣府）に燃料確保の要請 【受援業務】 ◆府県内緊急輸送ルートの確保 ◆物資集積・配送拠点の開設 	6 物資・燃料等の緊急輸送	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村内輸送ルートの確保 ○物資集積・配送拠点の開設 ○搬送手段の確保 ○物流事業者等への支援要請 【応援要請】 ◇府県災害対策本部へ緊急物資の支援、燃料の確保等を要請 【受援業務】 ◆市町村内輸送ルートの確保 ◆物資集積・配送拠点の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○府県内緊急輸送ルートの確保 ○物資集積・配送拠点の開設 ○トラック協会等に物資輸送を要請 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合に緊急物資の供給を要請 ◇自衛隊、海上保安庁等にヘリによる緊急輸送を要請 ◇国（内閣府）に燃料確保の要請 【受援業務】 ◆府県内緊急輸送ルートの確保 ◆物資集積・配送拠点の開設 ◆国のプッシュ型支援及び広域連合・応援府県による救援物資の受け入れ調整 				修正意見を反映 熊本地震の課題を踏まえ追記 修正意見を反映 国のプッシュ型支援の受入れ調整を記載	
7 道路等公共施設の緊急対策	<ul style="list-style-type: none"> ○通行止めなど管理道路の規制 ○管理道路の点検・啓開、緊急輸送路の確保 ○管理道路通行可否情報の発信 ○河川、砂防等管理施設の緊急点検 ○河川、砂防等管理施設の二次災害防止対策の実施 【応援要請】 ◇府県災害対策本部に道路啓開等の支援を要請 【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務の割当 	<ul style="list-style-type: none"> ○通行止めなど管理道路の規制 ○管理道路の点検・啓開、緊急輸送路の確保 ○管理道路通行可否情報の発信 ○公安委員会による交通規制の実施 ○警察による迂回路の設定 ○警察による交通誘導 ○警備業協会に対する交通誘導業務支援要請 ○管理港湾、管理空港の緊急復旧 ○河川、砂防等管理施設の緊急点検 ○河川、砂防等管理施設の二次災害防止対策の実施 【応援要請】 ◇応援府県、広域連合への要員及び資機材の支援要請 【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務の割当 	7 道路等公共施設の緊急対策	<ul style="list-style-type: none"> ○通行止めなど管理道路の規制 ○管理道路の点検・啓開、緊急輸送路の確保 ○管理道路通行可否情報の発信 ○河川、砂防等管理施設の緊急点検 ○河川、砂防等管理施設の二次災害防止対策の実施 【応援要請】 ◇府県災害対策本部に道路啓開等の支援を要請 【受援業務】 	<ul style="list-style-type: none"> ○通行止めなど管理道路の規制 ○管理道路の点検・啓開、緊急輸送路の確保 ○管理道路通行可否情報の発信 ○公安委員会による交通規制の実施 ○警察による迂回路の設定 ○警察による交通誘導 ○警備業協会に対する交通誘導業務支援要請 ○管理港湾、管理空港の緊急復旧 ○河川、砂防等管理施設の緊急点検 					修正意見を反映 熊本地震の課題を踏まえ追記 修正意見を反映 国のプッシュ型支援の受入れ調整を記載

関西防災・減災プラン 現行				見直し案				見直しの考え方
広域連合・応援府県	他都道県	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）	広域連合・応援府県	他都道県	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）	
<p>○ドクターヘリ、救護班等の派遣 ○傷病者、入院患者、要援護避難者等の受入（管内市町村への要請を含む）</p> <p>〔広域連合〕 ○上記の支援調整 ○実動機関からの情報収集・応援府県との共有 【広域応援・受援調整】 ○国（厚生労働省）、他都道県への応援要請 ○被災府県・市町村の受入事務支援</p>	<p>○要請に基づく応援チームの派遣 ○要請に基づく傷病者、入院患者、要援護避難者等の受入</p>	<p>○被災地域内の医療センター等の医療活動</p> <p>〔厚生労働省・地方厚生局〕 ○DMA T、救護班等の派遣調整 ○要請に基づく傷病者等の受入調整</p> <p>〔国土交通省〕 ○要請に基づく輸送手段の優先的確保などの配慮</p>	<p>○被災地域内の自衛隊の病院の医療活動 ○要請による自衛隊の救護班派遣 ○消防庁による被災地以外の救急隊等からの救護班の応援 ○要請に基づき輸送手段の優先的確保などの配慮</p>	<p>○ドクターヘリ、救護班等の派遣 ○傷病者、入院患者、要配慮者等の受入（管内市町村への要請を含む）</p> <p>〔広域連合〕 ○上記の支援調整 ○実動機関からの情報収集・応援府県との共有 【広域応援・受援調整】 ○国（厚生労働省）、他都道県への応援要請 ○被災府県・市町村の受入事務支援</p>	<p>○要請に基づく応援チームの派遣 ○要請に基づく傷病者、入院患者、要配慮者等の受入</p>	<p>○被災地域内の医療センター等の医療活動</p> <p>〔厚生労働省・地方厚生局〕 ○DMA T、救護班等の派遣調整 ○要請に基づく傷病者等の受入調整</p> <p>〔国土交通省〕 ○要請に基づく輸送手段の優先的確保などの配慮</p>	<p>○被災地域内の自衛隊の病院の医療活動 ○要請による自衛隊の救護班派遣 ○消防庁による被災地以外の救急隊等からの救護班の応援 ○要請に基づき輸送手段の優先的確保などの配慮</p>	修正意見を反映
<p>○避難所運営職員の派遣（管内市町村への要請を含む） ○広域避難受入調整（施設の確保、移送手段の支援（災害時要援護者を含む）） ○避難者登録システムの運用、管内市町村への導入要請</p> <p>〔広域連合〕 ○応援職員、広域避難受入等が不足した際の構成府県間調整（災害時要援護者を含む） 【広域応援・受援調整】 ○他都道県への応援依頼（災害時要援護者を含む） ○災害救助法柔軟運用の国への要請 ○海上保安庁のヘリ、船舶等による移送支援の要請</p>	<p>○広域連合からの要請に基づく職員の派遣 ○広域避難の受入準備、要請に基づく受入（災害時要援護者を含む） ○被災者登録システムの運用</p>	<p>〔厚生労働省〕 ○災害救助法の柔軟運用の決定・通知</p>	<p>○自衛隊、海上保安庁のヘリ、船舶等による広域避難者の移送</p>	<p>○避難所運営職員の派遣（管内市町村への要請を含む） ○広域避難受入調整（施設の確保、移送手段の支援（要配慮者を含む）） ○避難者登録システムの運用、管内市町村への導入要請</p> <p>〔広域連合〕 ○応援職員、広域避難受入等が不足した際の構成府県間調整（要配慮者を含む） ○陸路輸送が困難な場合、海運事業者、航空事業者に協力を要請 ○国土交通省地方整備局及び地方運輸局等と輸送手段等を調整 【広域応援・受援調整】 ○他都道県への応援依頼（要配慮者を含む） ○災害救助法柔軟運用の国への要請 ○海上保安庁のヘリ、船舶等による移送支援の要請</p>	<p>○広域連合からの要請に基づく職員の派遣 ○広域避難の受入準備、要請に基づく受入（要配慮者を含む） ○被災者登録システムの運用</p>	<p>〔厚生労働省〕 ○災害救助法の柔軟運用の決定・通知</p>	<p>○自衛隊、海上保安庁のヘリ、船舶等による広域避難者の移送</p>	修正意見を反映
<p>○救援物資の緊急輸送（トラック協会等への輸送要請）</p> <p>〔広域連合〕 ○海上保安庁へのヘリ出動要請 ○地方運輸局に輸送手段確保を要請 【広域応援・受援調整】 ○他都道県への応援要請</p>	<p>○要請に基づく救援物資の緊急輸送</p>	<p>〔国土交通省・地方運輸局〕 ○貨物輸送事業者、船舶運航事業者への協力要請 ○旅客の代替輸送、迂回輸送にかかる調整 ○交通機関利用者への情報提供</p> <p>〔内閣府、経済産業省〕 ○燃料確保について業界等への要請</p>	<p>○自衛隊、海上保安庁のヘリ、船舶等による緊急輸送の実施</p>	<p>○救援物資の緊急輸送（トラック協会等への輸送要請）</p> <p>〔広域連合〕 ○<u>関西災害時物資供給協議会での物資支援を行うことを決定</u> ○<u>関西災害時物資供給協議会参画企業・団体への救援物資の調達及び緊急輸送の協力依頼</u> ○<u>0次拠点の設置検討</u> ○<u>陸路輸送が困難な場合、海運事業者、航空事業者に協力を要請</u> ○<u>国土交通省地方整備局及び地方運輸局等と輸送手段等を調整</u> ○海上保安庁へのヘリ出動要請 【広域応援・受援調整】 ○他都道県への応援要請</p>	<p>○要請に基づく救援物資の緊急輸送</p>	<p>〔国土交通省・地方運輸局〕 ○貨物輸送事業者、船舶運航事業者への協力要請 ○旅客の代替輸送、迂回輸送にかかる調整 ○交通機関利用者への情報提供</p> <p>〔内閣府、経済産業省〕 ○燃料確保について業界等への要請</p>	<p>○自衛隊、海上保安庁のヘリ、船舶等による緊急輸送の実施</p>	広域防災局の新たな取組の追記
<p>○応援要員の派遣、資機材の供給（管内市町村への要請を含む）</p> <p>〔広域連合〕 ○不足する場合の構成府県間調整 【広域応援・受援調整】 ○他都道県への応援要請 ○地方整備局への支援要請</p>	<p>○要請に基づく要員の派遣、資機材の供給</p>	<p>〔国土交通省・地方整備局〕 ○通行止めなど管理道路の規制 ○管理道路の点検・啓開、緊急輸送路の確保 ○管理道路通行可否情報の発信 ○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣（災害対策用ヘリコプターによる広域にわたる被災状況調査等） ○被災府県への応援要員の派遣及び資機材の供給にかかる都道府県への調整 ○管理港湾、管理空港の緊急復旧</p>	<p>○警察による交通誘導要員の派遣 ○海上保安庁による海上交通確保対策の実施</p>	<p>○応援要員の派遣、資機材の供給（管内市町村への要請を含む）</p> <p>〔広域連合〕 ○不足する場合の構成府県間調整 【広域応援・受援調整】 ○他都道県への応援要請 ○地方整備局への支援要請</p>	<p>○要請に基づく要員の派遣、資機材の供給</p>	<p>〔国土交通省・地方整備局〕 ○通行止めなど管理道路の規制 ○管理道路の点検・啓開、緊急輸送路の確保 ○管理道路通行可否情報の発信 ○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣（災害対策用ヘリコプターによる広域にわたる被災状況調査等） ○被災府県への応援要員の派遣及び資機材の供給にかかる都道府県への調整 ○管理港湾、管理空港の緊急復旧</p>	<p>○警察による交通誘導要員の派遣 ○海上保安庁による海上交通確保対策の実施</p>	

2 応援・受援シナリオ

応急対応期には、被災自治体は災害対応業務に忙殺されることとなる。そのなかで、円滑な応援・受援が実施されるよう、広域連合は、構成府県及び連携県とともに職員を派遣して現地支援本部・現地連絡所を開設し、被災自治体はもとより、緊急・応急対策を実施する関係機関や全国から応援に入っている自治体等との調整を行う。

2 応援・受援シナリオ

応急対応期には、被災自治体は災害対応業務に忙殺されることとなる。そのなかで、円滑な応援・受援が実施されるよう、広域連合は、構成団体及び連携県とともに職員を派遣して現地支援本部・現地連絡所を開設し、被災自治体はもとより、緊急・応急対策を実施する関係機関や全国から応援に入っている自治体等との調整を行う。

なお、被災自治体において行政機能を失うなどの被害を受けた場合には、被災地のニーズを確認しながら、原則として支援チーム派遣により被災地支援を行う。

【支援チームの役割】

被災自治体で被害を受けた行政機能等の早期回復を図るため、専門的なアドバイスを行うことを基本とする。

【支援チーム構成例】

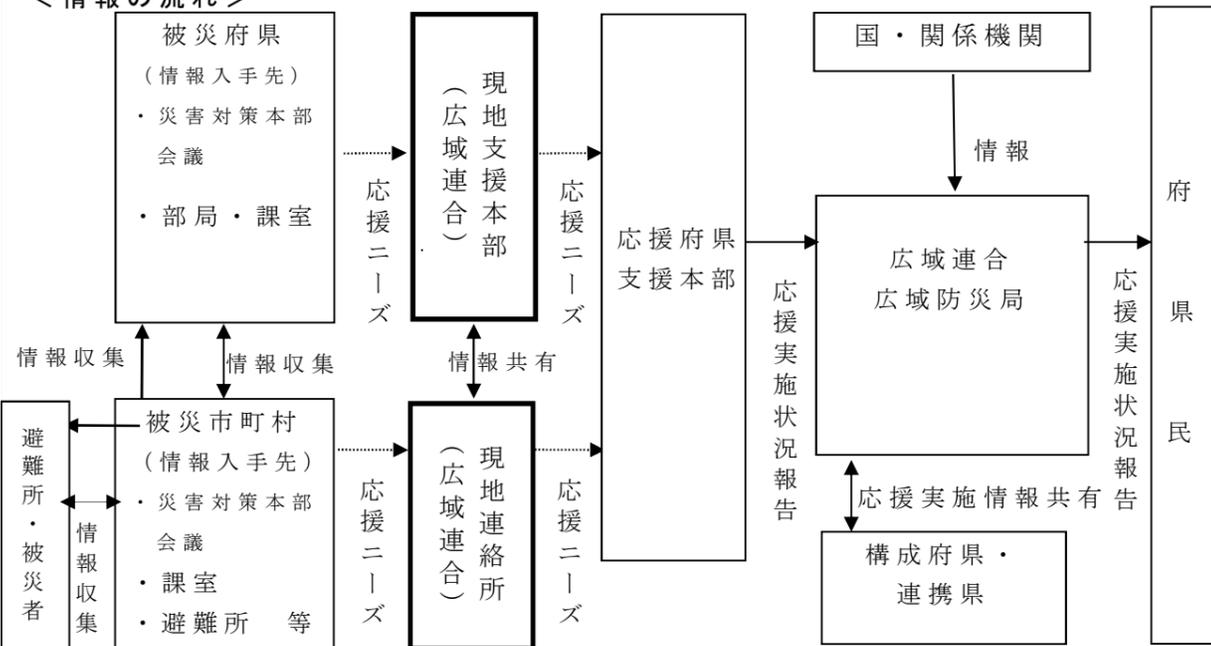
総括、ロジステックス担当、教育担当、ボランティア総括コーディネーター、避難所運営担当、医療、保健・衛生、介護支援担当、仮設住宅等住宅対策担当、**災害廃棄物**処理等環境対策担当、人と防災未来センター研究員 等

構成団体の変更

熊本地震の課題を踏まえ、支援チームの派遣を明記

2-1 情報の収集・提供

<情報の流れ>



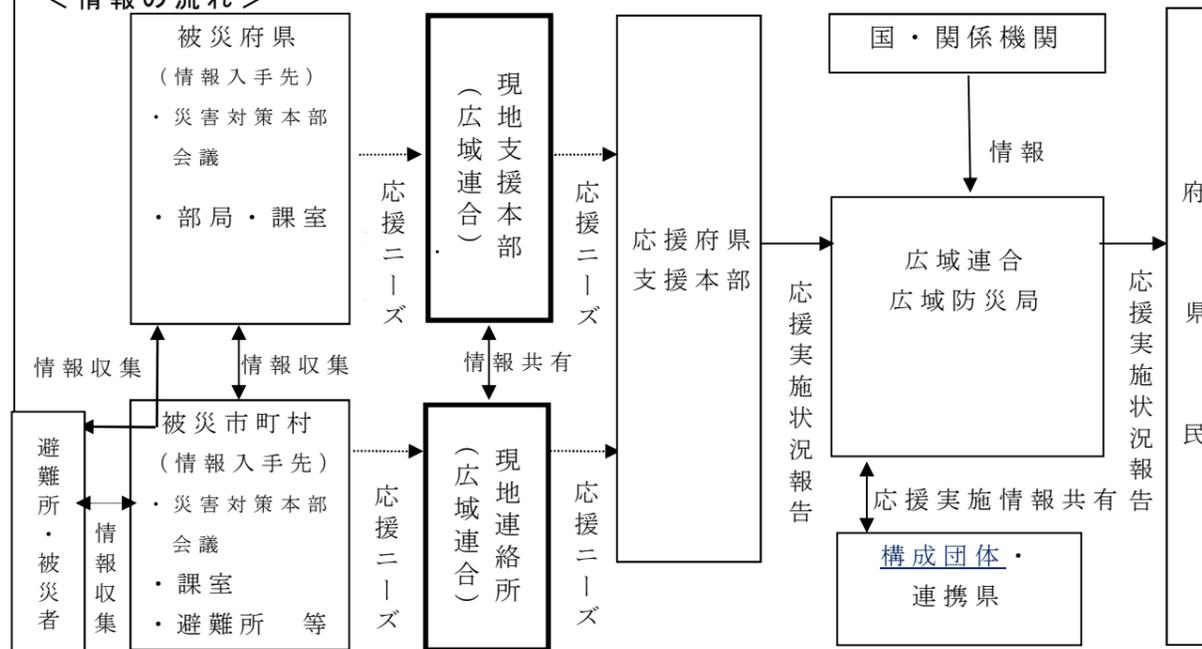
※ 情報伝達手段：加入電話、衛星電話、インターネット通信、ファクシミリ、テレビ電話、WEB会議システム等

(1) 被災府県の対応

被災府県は、広域連合・応援府県に対し、災害対策本部会議、報道発表及び課室からのレクチャー等を通じ、府県内の被災状況の適時・適切な情報の発信に努める。また、被害が甚大と想定される市町村に職員を派遣し、情報を収集するとともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。さらに応援に入る他の

2-1 情報の収集・提供

<情報の流れ>



※ 情報伝達手段：加入電話、衛星電話、インターネット通信、ファクシミリ、テレビ電話、**TV**会議システム、**SNS**等

(1) 被災府県の対応

被災府県は、広域連合・応援府県に対し、災害対策本部会議、報道発表及び課室からのレクチャー等を通じ、府県内の被災状況の適時・適切な情報の**提供**に努める。また、被害が甚大と想定される市町村に職員を派遣し、情報を収集するとともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。さらに応援に入る他の

構成団体の変更

熊本地震の課題を踏まえ追記

文言整理

関西防災・減災プラン 現行

自治体との連絡・調整を図る。

(2) 応援府県の対応

① 必要な情報収集・整理

応援府県は、次の手順で具体的応援に必要な情報収集を行うとともに、収集した情報の整理を行う。

- ・ 現地支援本部（府県庁）及び現地連絡所（市町村）からの情報入手体制を確保する。
- ・ 被災自治体災害対策本部、被災自治体との連絡会議、応援派遣職員等からの情報入手など被災地からの情報収集・伝達体制を確立する。

② 応援実施状況の報告

応援府県は、応援実施状況を広域連合に報告する。

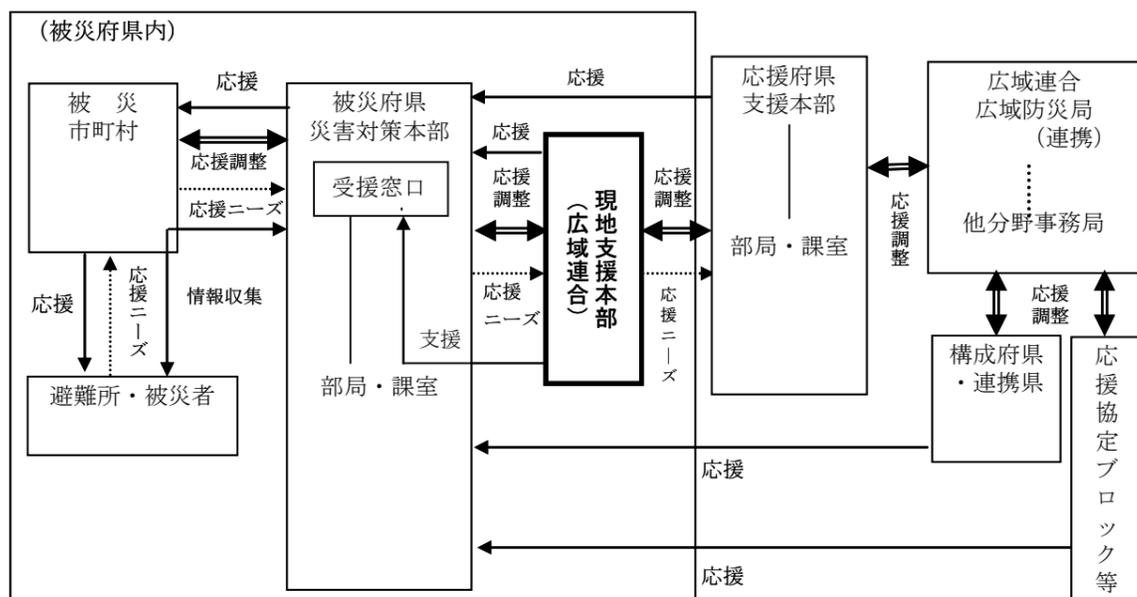
(3) 広域連合の対応

広域連合は、応援府県の応援実施状況を取りまとめ、構成府県及び連携県と情報共有を行うとともに、府県民に情報提供を行う。あわせて、被災自治体の情報発信について支援を行う。

また、広域連合は、政府現地対策本部で得られた情報を集約した上で、構成府県及び連携県に提供し情報共有を図る。

2-2 現地支援本部・現地連絡所の設置

< 現地支援本部（被災府県庁内等）の機能 >



見直し案

自治体との連絡・調整を図る。

(2) 応援府県の対応

① 必要な情報収集・整理

応援府県は、次の手順で具体的応援に必要な情報収集を行うとともに、収集した情報の整理を行う。

- ・ 現地支援本部（府県庁）及び現地連絡所（市町村）からの情報入手体制を確保する。
- ・ 被災自治体災害対策本部への参画、広域連合と連携した関係者ミーティングの開催等により情報収集・伝達体制を確立する。

② 応援実施状況の報告

応援府県は、応援実施状況を広域連合に報告する。

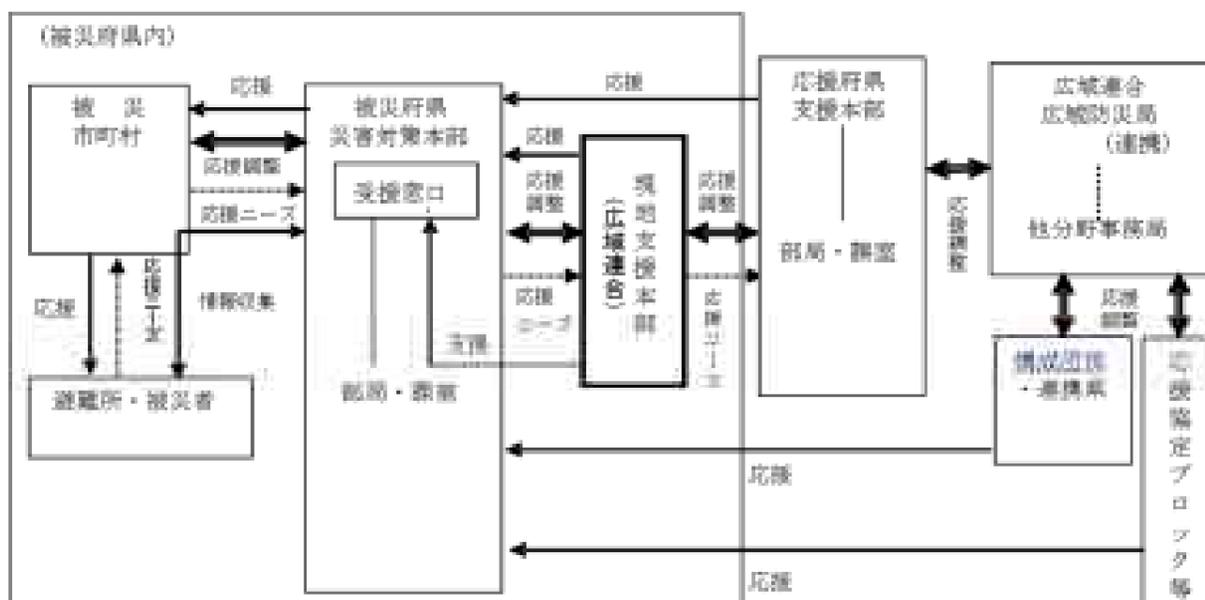
(3) 広域連合の対応

広域連合は、応援府県の応援実施状況を取りまとめ、構成団体及び連携県と情報共有を行うとともに、府県民に情報提供を行う。あわせて、被災自治体の情報発信について支援を行う。

また、広域連合は、政府現地対策本部で得られた情報を集約した上で、構成団体及び連携県に提供し情報共有を図る。

2-2 現地支援本部・現地連絡所の設置

< 現地支援本部（被災府県庁内等）の機能 >



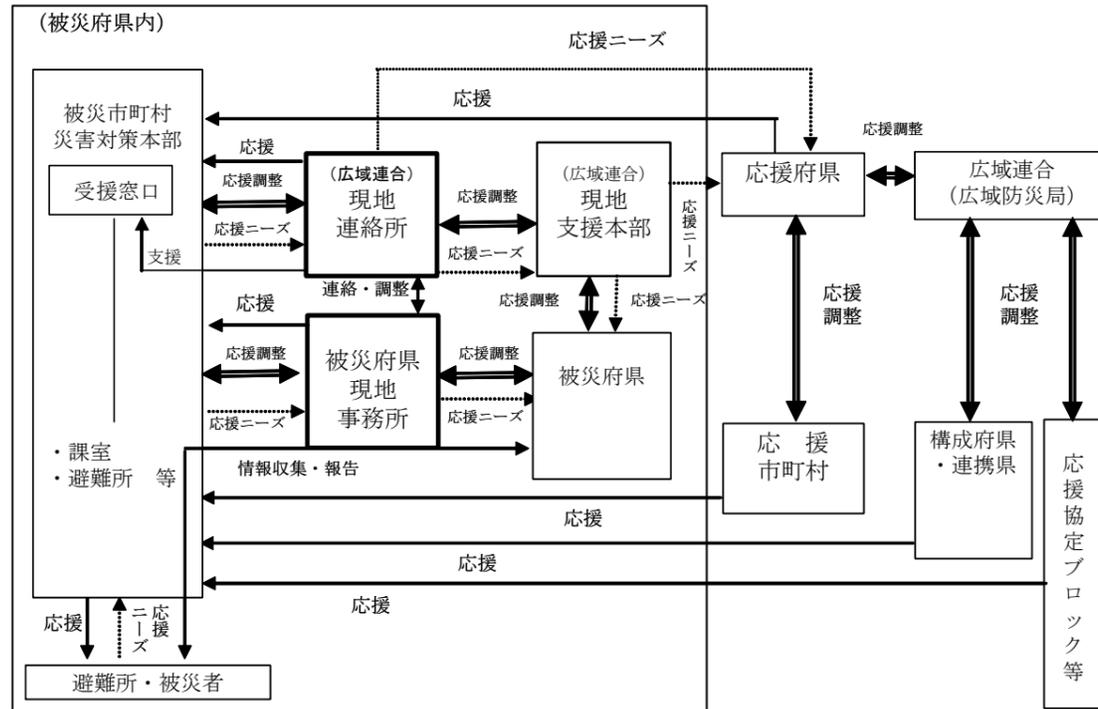
見直しの考え方

熊本地震の課題を踏まえ追記

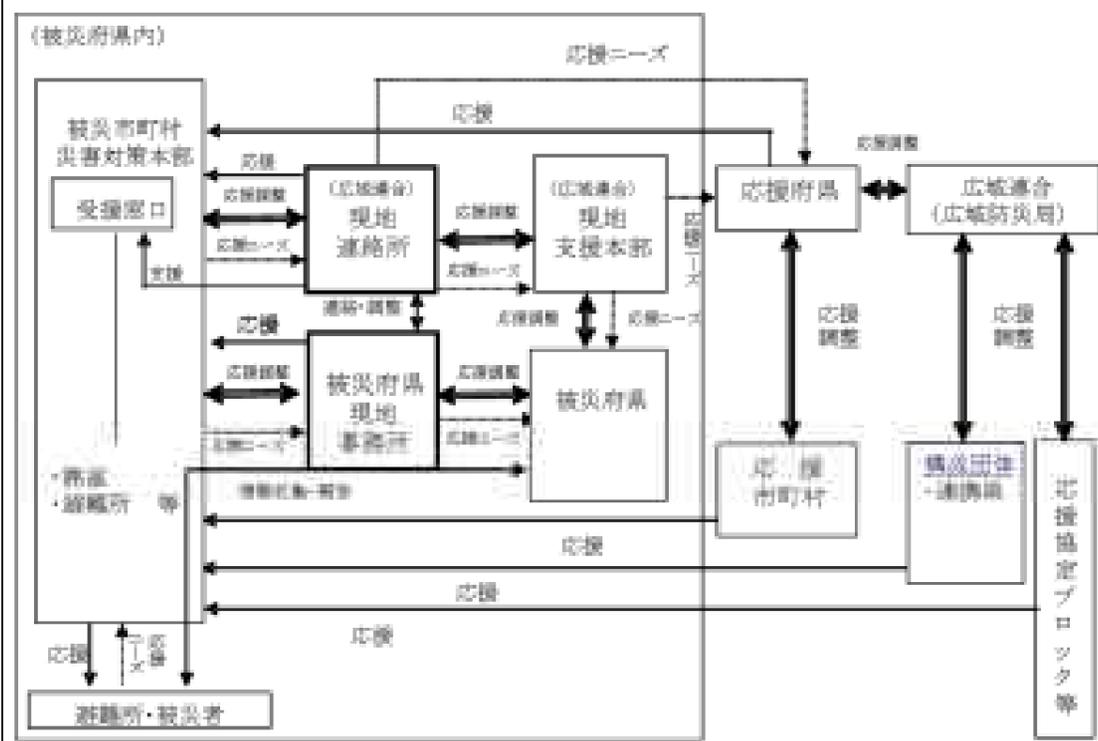
構成団体の変更

構成団体の変更

< 現地連絡所（被災市町村役場内等）の機能 >



< 現地連絡所（被災市町村役場内等）の機能 >



(1) 被災自治体の対応

① 現地事務所の設置

大規模広域災害の場合は、甚大な被害を受けた地域からは、情報が入ってこない。そのため、積極的に情報収集を行う必要がある。

被災府県は、特に甚大な被害を受けた市町村に、必要に応じて現地事務所を設置し、情報収集にあたるとともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。

また、当該現地事務所においては、広域連合及び応援府県が設置する現地連絡所との連絡調整にあたる。

② 受援体制の整備

被災府県及び被災市町村は、広域連合及び応援府県等からの応援受入体制の整備を行う。

〔主な受援業務〕

- ・ 応援を受け入れるための受援窓口の設置
- ・ 可能な範囲で、現地支援本部等の設置のための場所、机、椅子等の提供
- ・ 現地支援本部等応援に入っている自治体等との定期的な意見交換の場の設定
- ・ その他主な受援業務は p31～32 に記載

(2) 広域連合及び応援府県の対応

広域連合及び応援府県は、災害対策（支援）本部を設置したときは、必要に応じ

(1) 被災自治体の対応

① 現地事務所の設置

大規模広域災害の場合は、甚大な被害を受けた地域からは、情報が入ってこない。そのため、積極的に情報収集を行う必要がある。

被災府県は、特に甚大な被害を受けた市町村に、必要に応じて現地事務所を設置し、情報収集にあたるとともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。

また、当該現地事務所においては、広域連合及び応援府県が設置する現地連絡所との連絡調整にあたる。

② 受援体制の整備

被災府県及び被災市町村は、広域連合及び応援府県等からの応援受入体制の整備を行う。

〔主な受援業務〕

- ・ 応援を受け入れるための受援窓口の設置
- ・ 可能な範囲で、現地支援本部等の設置のための場所、机、椅子等の提供
- ・ 現地支援本部等応援に入っている自治体等との定期的な意見交換の場の設定
- ・ その他主な受援業務は p31～32 に記載

(2) 広域連合及び応援府県の対応

広域連合及び応援府県は、災害対策（支援）本部を設置したときは、必要に応じ

関西防災・減災プラン 現行	見直し案	見直しの考え方
<p>て被災府県の災害対策本部等との連携及び支援ニーズに係る情報収集や応援活動のため、被災府県に現地支援本部を、現地連絡所を被災市町村に設置する。</p> <p>現地支援本部及び現地連絡所の開設及び運営については、被災府県の業務に負担をかけないことを旨とし、原則として自給自足によるものとする。</p> <p>設置場所については、原則として被災自治体の庁舎内とするが、それが望めない場合には、近隣の建物、又は仮設テント等に対応する。</p> <p>〔主な業務〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災自治体災害対策本部や課室、避難所などから応援ニーズの把握 全国から応援に入っている自治体の応援情報の取りまとめ 応援ニーズの応援府県への伝達、応援の調整及び実施 有効な応援を実施するための被災自治体との定期的な意見交換の場の設定 被災自治体、全国から応援に入っている自治体と NPO との避難所支援、救援物資などの課題別の定期的な情報交換の場の設定の働きかけ 	<p>て被災府県の災害対策本部等との連携及び支援ニーズに係る情報収集や応援活動のため、被災府県に現地支援本部を、<u>被災市町村に現地連絡所</u>を設置する。</p> <p>現地支援本部及び現地連絡所の開設及び運営については、被災府県の業務に負担をかけないことを旨とし、原則として自給自足によるものとする。</p> <p>設置場所については、原則として被災自治体の庁舎内とするが、それが望めない場合には、近隣の建物、又は仮設テント等に対応する。</p> <p><u>現地支援本部及び現地連絡所の運営においては、被災自治体と応援自治体との間、応援関係団体間、現地支援本部と現地連絡所間及び各現地連絡事務所の間での定期的な関係者ミーティング等による情報共有の徹底を図る。</u></p> <p>〔主な業務〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災自治体災害対策本部や課室、避難所などから応援ニーズの把握 全国から応援に入っている自治体の応援情報の取りまとめ 応援ニーズの応援府県への伝達、応援の調整及び実施 有効な応援を実施するための被災自治体との定期的な意見交換の場の設定 被災自治体、全国から応援に入っている自治体と NPO との避難所支援、救援物資などの課題別の定期的な情報交換の場の設定の働きかけ <u>被災自治体の状況に応じて、支援チームの派遣を調整</u> 	<p>文言整理</p> <p>熊本地震の課題を踏まえ追記</p> <p>熊本地震の課題を踏まえ支援チーム派遣を追記</p>

関西防災・減災プラン 現行	見直し案	見直しの考え方
<p><現地支援本部（被災府県庁）、現地連絡所（被災市町村役場）設置・運営要領の主な項目></p> <p>ア 現地支援本部（府県庁）設置・運営要領</p> <p>(ア) 業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地の被災状況と交通情報を収集し、逐次報告 ・ 各被災府県の支援ニーズを把握し、逐次報告 ・ 阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の災害の経験を生かし、緊急・応急対応から被災者支援、復旧・復興にかかる課題・対策事例を伝え、今後発生する対応業務についての情報提供・対応支援を行う ・ 被災府県、応援府県間の応援調整を行う <p>(イ) 編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総括担当（チーム全体のとりまとめ、被災府県との調整の窓口）、情報収集・連絡担当（総括の補助・情報整理）、ロジスティックス担当（チーム員の業務、生活のサポート）、車両運転担当の府県職員4名の編成を基本とする。 <p>(ウ) 設置・運営手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災府県災害対策本部周辺に、執務のためのスペースと机・椅子を確保する。状況に応じて、被災府県に依頼する。 ・ 被災府県の災害対策本部会議や災害対策本部事務局において、被災府県の業務に支障のない範囲で、情報収集を行う。 ・ 被災府県との意見交換の場、及び被災府県と全国から応援に入っている自治体間の情報交換の場を定期的に開催するしくみを構築する。 ・ 派遣元の府県においては、現地支援本部を支援できるよう、あらかじめ派遣職員からの照会窓口を1本化しておく。 <p>(エ) 装備品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動用車両、シュラフ、飲料水、食料、デジタルカメラ、携帯電話（衛星携帯電話）・同充電器、パソコン・データ通信機器、USBメモリ、事務用品、「阪神・淡路大震災1年の記録」「阪神・淡路大震災1ヶ月の記録」「伝える」などの阪神・淡路大震災の教訓・事例集 ・ 必要に応じてテント、発電機、投光器など <p>イ 現地連絡所（市町村）設置・運営要領</p> <p>(ア) 業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災市町村からの応援ニーズを把握する。 ・ 被災市町村と応援府県との応援調整を行う。 ・ ①教育、②ボランティア、③避難所運営、④行政通常業務、⑤災害時発生行政業務（家屋被害認定、罹災証明書発行、災害弔慰金、生活再建支援金、義援金、住宅応急修理、被災者健康相談・衛生対策、心のケア、仮設住宅対策、がれき処理等環境対策）など被災市町村に生じる課題解決を直接支援する。 <p>(イ) 編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総括担当、情報収集・連絡員、ロジスティックス担当、教育担当、ボランティア総括コーディネーター、避難所運営担当、市役所・町村役場業務担当、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、仮設住宅等住宅対策担当、がれき処理等環境対策担当などから構成する。 	<p><現地支援本部（被災府県庁）、現地連絡所（被災市町村役場）設置・運営要領の主な項目></p> <p>ア 現地支援本部（府県庁）設置・運営要領</p> <p>(ア) 業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地の被災状況と交通情報を収集し、逐次報告 ・ 各被災府県の支援ニーズを把握し、逐次報告 ・ 阪神・淡路大震災や東日本大震災、<u>熊本地震</u>などの過去の災害の経験を生かし、緊急・応急対応から被災者支援、復旧・復興にかかる課題・対策事例を伝え、今後発生する対応業務についての情報提供・対応支援を行う ・ 被災府県、応援府県間の応援調整を行う。 <p>【編成例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総括（チーム全体のとりまとめ、被災府県との調整の窓口）、情報収集・連絡担当（総括の補助・情報整理）、ロジスティックス担当（チーム員の業務、生活のサポート）、車両運転担当の府県職員4名の編成を基本とする。 <p>(イ) 設置・運営手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災府県災害対策本部周辺に、執務のためのスペースと机・椅子を確保する。状況に応じて、被災府県に依頼する。 ・ 被災府県の災害対策本部会議や災害対策本部事務局において、被災府県の業務に支障のない範囲で、情報収集を行う。 ・ 被災府県との意見交換の場、及び被災府県と全国から応援に入っている自治体間の情報交換の場を定期的に開催するしくみを構築する。 ・ <u>現地支援本部メンバーの間、現地支援本部と現地連絡事務所の間において情報共有の徹底を図る。</u> ・ 派遣元の<u>構成団体</u>においては、現地支援本部を支援できるよう、あらかじめ派遣職員からの照会窓口を1本化しておく。 <p>(ウ) 装備品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動用車両、シュラフ、飲料水、食料、デジタルカメラ、携帯電話（衛星携帯電話）・同充電器、パソコン・データ通信機器、USBメモリ、事務用品、「阪神・淡路大震災1年の記録」「阪神・淡路大震災1ヶ月の記録」「伝える」などの阪神・淡路大震災の教訓・事例集 ・ 必要に応じてテント、発電機、投光器など <p>イ 現地連絡所（市町村）設置・運営要領</p> <p>(ア) 業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災市町村からの応援ニーズを把握する。 ・ 被災市町村と応援府県・<u>政令市</u>との応援調整を行う。 ・ ①教育、②ボランティア、③避難所運営、④行政通常業務、⑤災害時発生行政業務（家屋被害認定、罹災証明書交付、災害弔慰金、生活再建支援金、義援金、住宅応急修理、被災者健康相談・衛生対策、心のケア、仮設住宅対策、がれき処理等環境対策）など被災市町村に生じる課題解決を直接支援する。 <p>【編成例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>総括、ロジスティックス担当、教育担当、ボランティア総括コーディネーター、避難所運営担当、医療、保健・衛生、介護支援担当、仮設住宅等住宅対策担当、災害廃棄物処理等環境対策担当等</u> 	<p>熊本地震を追記</p> <p>熊本地震の課題を踏まえ追記 構成団体の変更</p> <p>熊本地震の課題を踏まえ追記</p> <p>構成団体の変更</p> <p>熊本地震の課題を踏まえ追記</p>

- (ウ) 設置・運営手順
 - 被災府県に、被災市町村の支援について協議する。
 - 被災市町村と支援の実施について協議し支援分野、応援職員の配置を決める。
 - 被災市町村災害対策本部周辺に一定のスペースと机・椅子を確保する。状況に応じて、被災市町村に依頼する。
 - 総括担当者、情報収集・連絡員は、被災市町村の災害対策本部会議、災害対策本部事務局で、被災市町村の業務に支障のない範囲で、情報収集を行う。
 - 現地連絡所（市町村）への派遣職員は、定期的に情報交換・打ち合わせ会議を開催する。
 - 被災市町村との意見交換の場、全国から応援に入っている自治体、被災市町村とNPOとの避難所支援、救援物資など課題別の意見交換の場を定期的に開催するしくみを構築する。
 - 市町村業務の支援を行う職員は、それぞれの分野を所管する被災市町村の局部課の長の指示のもとで支援業務を実施する。
 - 総括担当者は、状況に応じた派遣職員の業務分野等について、被災市町村の人事担当者と調整する。
 - 派遣元の府県及び被災県に設置した現地支援本部において、現地連絡所を支援できるよう、体制を整える。
- (エ) 装備品
 - 移動用車両、シュラフ、飲料水、食料、デジタルカメラ、携帯電話（衛星携帯電話）・同充電器、パソコン・データ通信機器、USBメモリ、事務用品、「阪神・淡路大震災1年の記録」「阪神・淡路大震災1ヶ月の記録」「伝える」などの阪神・淡路大震災の教訓・事例集
 - 必要に応じてテント、発電機、投光器など

2-3 被災者の支援

被災者の生活状況や支援ニーズは応急対応期から復旧・復興へと向かう過程で大きく変化していく。広域連合、構成府県及び連携県は、これに対応したきめ細かい支援を行う。

<被災者の生活状況の変化と必要な対応>

	生活の状況	必要な対応	広域連合の対応
避難所期・被災直後の一時的な生活空間	1 食料・物資 ・道路の途絶や電気、ガス、水道などライフラインの寸断、膨大な被災者の発生などにより、食料、水、生活必需品が不足 2 避難所の居住環境 ・暑さ・寒さへの対応ができない ・トイレ、風呂が利用できない ・多数の避難者で混雑、プライバシーの確保が困難 3 医療・健康 ・食生活の偏り、劣悪な環境による感染症懸念、治療中断 ・災害のストレスによる精神的不調 4 避難所の運営 ・被災市町村職員が対応	1 食料・物資 ・救援物資調達・救援ルートの確保 2 避難所の居住環境 ・冷暖房機器などの整備、福祉避難所の確保、企業の研修施設・保養施設などの活用、広域避難受入 ・仮設トイレ、仮設風呂の応援、周辺施設の風呂の開放 ※女性の視点に留意 3 医療・健康 ・医師による診察 ・保健師等による健康相談、家庭訪問 ・管理栄養士による食生活のチェック ・歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談	○ 救援物資の供給調整（2-4で詳細を記載 p45～48） ○ 応援職員の派遣調整（2-5で詳細を記載 p49～51） ○ 広域避難の調整（2-6で詳細を記載 p52～54） ○ ボランティア

- (イ) 設置・運営手順
 - 被災府県に、被災市町村の支援について協議する。
 - 被災市町村と支援の実施について協議し支援分野、応援職員の配置を決める。
 - 被災市町村災害対策本部周辺に一定のスペースと机・椅子を確保する。状況に応じて、被災市町村に依頼する。
 - 総括担当者、情報収集・連絡員は、被災市町村の災害対策本部会議、災害対策本部事務局で、被災市町村の業務に支障のない範囲で、情報収集を行う。
 - 現地連絡所（市町村）への派遣職員は、定期的に情報交換・打ち合わせ会議を開催し、情報共有の徹底を図るとともに、現地支援本部及び他の現地連絡事務所との情報共有を図る。
 - 被災市町村との意見交換の場、全国から応援に入っている自治体、被災市町村とNPOとの避難所支援、救援物資など課題別の意見交換の場を定期的に開催するしくみを構築する。
 - 市町村業務の支援を行う職員は、それぞれの分野を所管する被災市町村の局部課の長の指示のもとで支援業務を実施する。
 - 総括担当者は、状況に応じた派遣職員の業務分野等について、被災市町村の人事担当者と調整する。
 - 派遣元の 構成団体 及び被災県に設置した現地支援本部において、現地連絡所を支援できるよう、体制を整える。
- (ウ) 装備品
 - 移動用車両、シュラフ、飲料水、食料、デジタルカメラ、携帯電話（衛星携帯電話）・同充電器、パソコン・データ通信機器、USBメモリ、事務用品、「阪神・淡路大震災1年の記録」「阪神・淡路大震災1ヶ月の記録」「伝える」などの阪神・淡路大震災の教訓・事例集
 - 必要に応じてテント、発電機、投光器など

2-3 被災者の支援

被災者の生活状況や支援ニーズは応急対応期から復旧・復興へと向かう過程で大きく変化していく。広域連合、構成団体及び連携県は、これに対応したきめ細かい支援を行う。

<被災者の生活状況の変化と必要な対応>

	生活の状況	必要な対応	広域連合の対応
避難所期・被災直後の一時的な生活空間	1 食料・物資 ・道路の途絶や電気、ガス、水道などライフラインの寸断、膨大な被災者の発生などにより、食料、水、生活必需品が不足 2 避難所の居住環境 ・暑さ・寒さへの対応ができない ・トイレ、風呂が利用できない ・多数の避難者で混雑、プライバシーの確保が困難 3 医療・健康 ・食生活の偏り、劣悪な環境による感染症懸念、治療中断 ・災害のストレスによる精神的不調 4 避難所の運営 ・被災市町村職員が対応	1 食料・物資 ・救援物資調達・救援ルートの確保 2 避難所の居住環境 ・冷暖房機器などの整備、福祉避難所の確保、企業の研修施設・保養施設などの活用、広域避難受入 ・仮設トイレ、仮設風呂の応援、周辺施設の風呂の開放 ※女性の視点に留意 3 医療・健康 ・医師による診察 ・保健師等による健康相談、家庭訪問 ・ <u>管理</u> 栄養士による食生活のチェック ・歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談	○ 救援物資の供給調整（2-4で詳細を記載 p45～48） ○ 応援職員の派遣調整（2-5で詳細を記載 p49～51） ○ 広域避難の調整（2-6で詳細を記載 p52～54） ○ ボランティア

熊本地震の課題を踏まえ追記

構成団体の変更

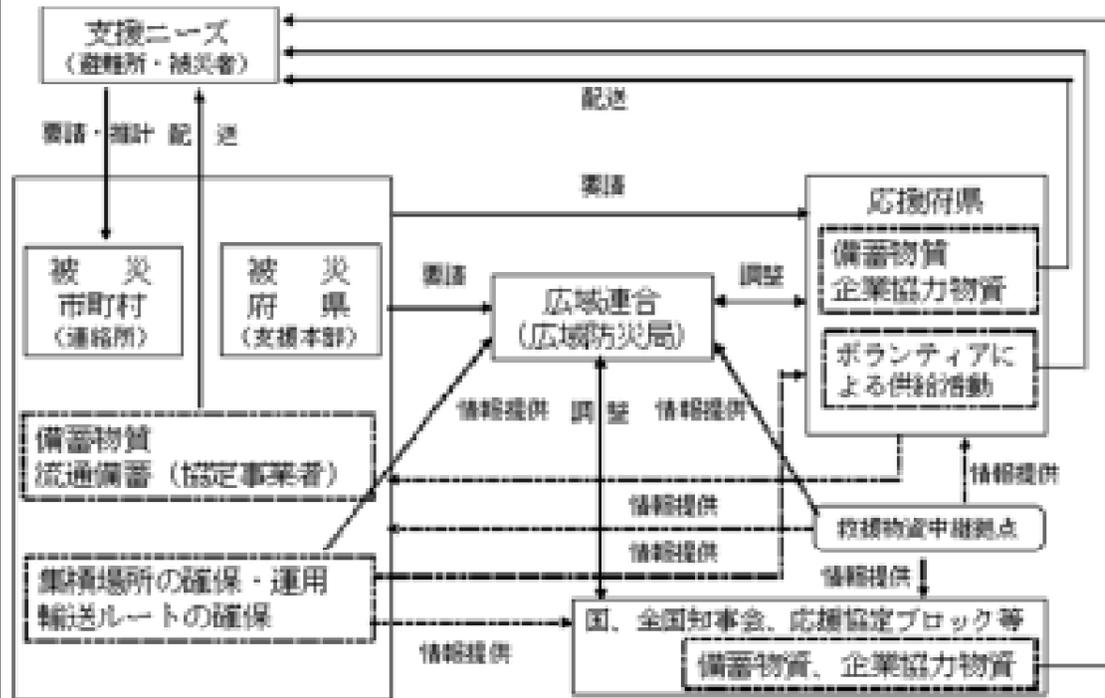
修正意見反映

関西防災・減災プラン 現行			見直し案			見直しの考え方			
	<ul style="list-style-type: none"> 避難住民による自治が求められる ※在宅避難、指定されていない場所での避難の存在に留意 	<ul style="list-style-type: none"> 食生活、居住環境の衛生環境の改善 こころのケアチームによる地域精神医療の補完、こころのケア相談 4 避難所の運営 応援職員等による支援、ボランティアによる支援 	イアの活動促進 (2-7で詳細を記載 p55~56)		<ul style="list-style-type: none"> 避難住民による自治が求められる ※在宅避難、指定されていない場所での避難の存在に留意 	<ul style="list-style-type: none"> 食生活、居住環境の衛生環境の改善 こころのケアチームによる地域精神医療の補完、こころのケア相談 4 避難所の運営 応援職員等による支援、ボランティアによる支援 5 その他 被災害者台帳の早期整備 	イアの活動促進 (2-7で詳細を記載 p55~56)	熊本地震の課題を踏まえ追記	
安定期	1 食料・物資 <ul style="list-style-type: none"> 炊き出し、仕出し弁当、食料の多品目化、個炊、一般的な支援物資の充足 物的ニーズの多様化(シャワー、殺虫剤、季節衣料等) 2 避難所の居住環境 <ul style="list-style-type: none"> プライバシーの向上(間仕切り、更衣ルームなど) 悪臭・はえ・蚊の発生 3 避難所の運営 <ul style="list-style-type: none"> 応援職員やボランティアに依存 昼間の避難者の減→運営への支障 4 医療・健康 <ul style="list-style-type: none"> 生活不活発病等二次的な健康問題発生 災害のストレスによる精神的不調 	1 食料・物資 <ul style="list-style-type: none"> ボランティアなどによる支援 栄養士による栄養相談の実施 2 避難所の居住環境 <ul style="list-style-type: none"> 避難所のバリアフリー化、間仕切り用パーティションの設置 害虫駆除等の衛生管理対策 3 避難所の運営 <ul style="list-style-type: none"> 避難者の自主運営へ働きかけ 4 医療・健康 <ul style="list-style-type: none"> 医師による診察 保健師等による健康相談、二次健康問題発生予防のための健康教育、家庭訪問の実施 歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 薬剤師による服薬指導、お薬相談 予防接種や健診など通常業務再開 こころのケアチームによる被災者及び支援者のメンタルヘルスに関する支援 5 その他 <ul style="list-style-type: none"> 避難所パトロール 災害廃棄物の早期撤去 		安定期	1 食料・物資 <ul style="list-style-type: none"> 炊き出し、仕出し弁当、食料の多品目化、個炊、一般的な支援物資の充足 物的ニーズの多様化(シャワー、殺虫剤、季節衣料等) 2 避難所の居住環境 <ul style="list-style-type: none"> プライバシーの向上(間仕切り、更衣ルームなど) 悪臭・はえ・蚊の発生 3 避難所の運営 <ul style="list-style-type: none"> 応援職員やボランティアに依存 昼間の避難者の減→運営への支障 4 医療・健康 <ul style="list-style-type: none"> 生活不活発病等二次的な健康問題発生 災害のストレスによる精神的不調 	1 食料・物資 <ul style="list-style-type: none"> ボランティアなどによる支援 栄養士による栄養相談の実施 2 避難所の居住環境 <ul style="list-style-type: none"> 避難所のバリアフリー化、間仕切り用パーティションの設置 害虫駆除等の衛生管理対策 3 避難所の運営 <ul style="list-style-type: none"> 避難所の民間委託又は自主運営の働きかけ 4 医療・健康 <ul style="list-style-type: none"> 医師による診察 保健師等による健康相談、二次健康問題発生予防のための健康教育、家庭訪問の実施 栄養士による栄養相談の実施 歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 薬剤師による服薬指導、お薬相談 予防接種や健診など通常業務再開 こころのケアチームによる被災者及び支援者のメンタルヘルスに関する支援 5 その他 <ul style="list-style-type: none"> 避難所パトロール 災害廃棄物の早期撤去 被災者のワンストップ窓口の設置 		修正意見反映	熊本地震の課題を踏まえ追記
仮設住宅期	1 応急仮設住宅の運営 <ul style="list-style-type: none"> 多数の単身高齢世帯 見知らぬ隣人が多い 2 生活の自立 <ul style="list-style-type: none"> 食事の供給がなくなる 家庭用品を用意する必要がある 3 健康の不安 <ul style="list-style-type: none"> 身近な相談相手の不在 生活環境の変化による新たなストレス 	1 応急仮設住宅の運営 <ul style="list-style-type: none"> コミュニティに配慮した住戸配置、地域型仮設住宅の設置、集落ごとの集団入居、ふれあいセンターの設置 2 健康不安への対応 <ul style="list-style-type: none"> 保健師等による健康相談強化、生活支援アドバイザー、民生委員・児童委員、健康アドバイザー、ボランティア等による支援、こころのケアチームによる被災者及び支援者のメンタルヘルスに関する支援 	○仮設住宅のコミュニティづくりへの専門家の派遣調整	仮設住宅期	1 応急仮設住宅の運営 <ul style="list-style-type: none"> 多数の単身高齢世帯 見知らぬ隣人が多い 2 生活の自立 <ul style="list-style-type: none"> 食事の供給がなくなる 家庭用品を用意する必要がある 3 健康の不安 <ul style="list-style-type: none"> 身近な相談相手の不在 生活環境の変化による新たなストレス 	1 応急仮設住宅の運営 <ul style="list-style-type: none"> コミュニティに配慮した住戸配置、地域型仮設住宅の設置、集落ごとの集団入居、ふれあいセンターの設置 2 健康不安への対応 <ul style="list-style-type: none"> 保健師、<u>看護師</u>等による健康相談強化、<u>健康教育</u>、生活支援アドバイザー、民生委員・児童委員、健康アドバイザー、ボランティア等による支援、こころのケアチームによる被災者及び支援者のメンタルヘルスに関する支援 	○仮設住宅のコミュニティづくりへの専門家の派遣調整	修正意見反映	熊本地震の課題を踏まえ追記
2-4 救援物資の需給調整 救援物資のニーズは、時間の経過とともに変化する。災害発生直後には、生活のための最低限必要な水・食料・毛布等の物資について、たとえ過剰となっても不足にはならないよう供給する必要がある。避難所での生活に一定の落ち着きが生じる時期には、その生活状況の改善に向けた物資をきめ細かく供給することが求められる。			2-4 救援物資の需給調整 救援物資のニーズは、時間の経過とともに変化する。災害発生直後には、生活のための最低限必要な水・食料・毛布等の物資について、たとえ過剰となっても不足にはならないよう供給する必要がある。避難所での生活に一定の落ち着きが生じる時期には、その生活状況の改						

関西防災・減災プラン 現行

物資の支援は原則としてカウンターパート割当府県が責任を持つて行うものとするが、広域連合は、適時適切に被災自治体のニーズやカウンターパート割当府県の状態を把握し、構成府県・連携県間の調整を行うとともに、円滑な支援が行われるよう輸送環境等の整備に努める。

< 救援物資需給調整の流れ >

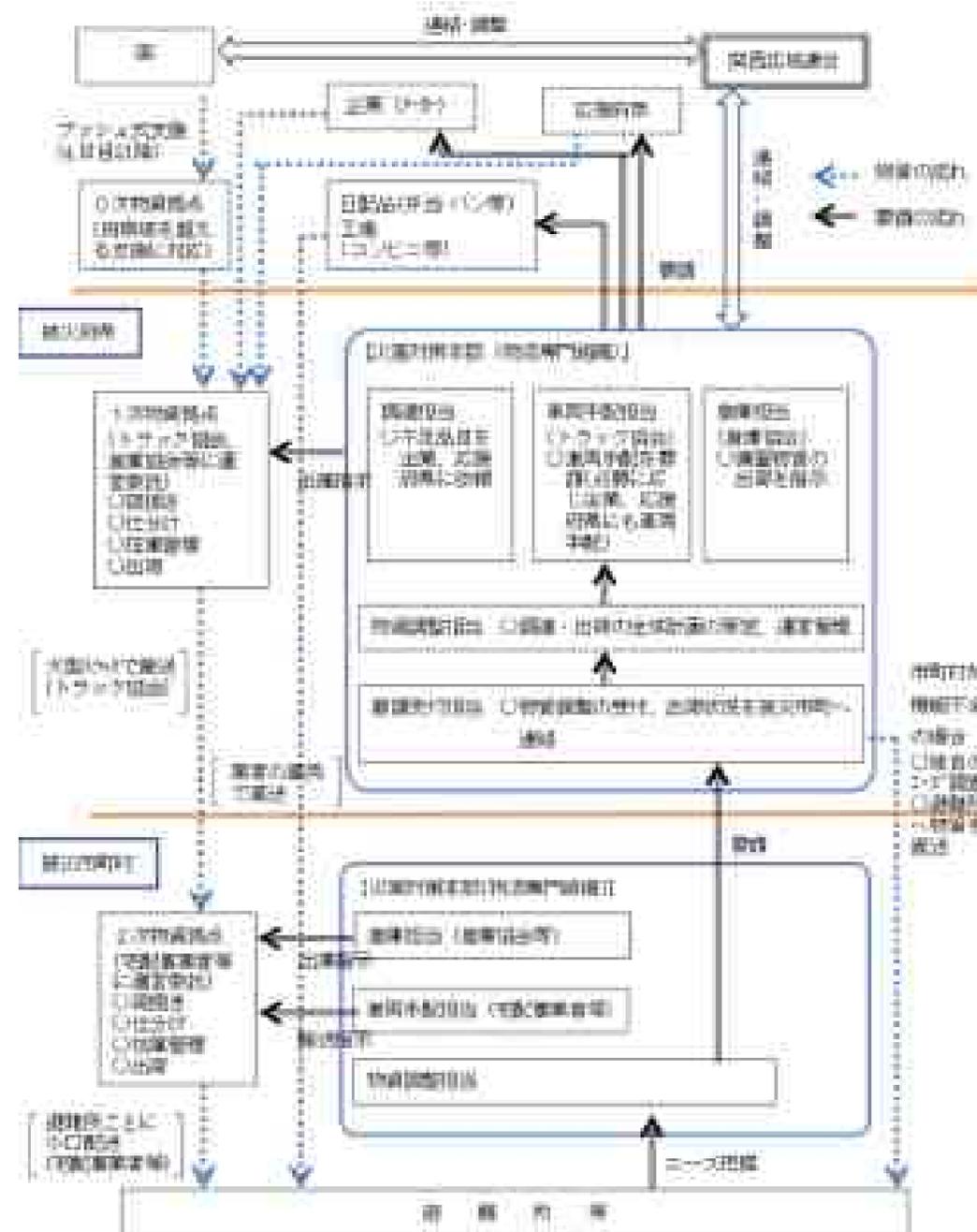


見直し案

善に向けた物資をきめ細かく供給することが求められる。
 物資の支援は原則としてカウンターパート割当府県が責任を持つて行うものとするが、広域連合は、適時適切に被災自治体のニーズやカウンターパート割当府県の状態を把握し、構成団体・連携県間の調整を行うとともに、円滑な支援が行われるよう輸送環境等の整備に努める。

なお、大規模広域災害で被災府県が複数にまたがる場合において、関西災害時物資供給協議会に参画する企業等に物資供給を依頼するときは、重複依頼を防ぐため、窓口の一本化を図る。

< 救援物資需給調整の流れ >



見直しの考え方

構成団体の
変更

関西災害時
物資供給協
議会での取
組の方向性
を明記

緊急物資円
滑供給シス
テム報告書
に基づく変
更

関西防災・減災プラン 現行		見直し案		見直しの考え方																												
【災害時期ごとに必要とされる救援物資】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>必要とされる物資例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急対応期 (概ね3日まで)</td> <td>α化米、レトルト食品、毛布、ブルーシート、仮設トイレ、飲料水、乳幼児用粉ミルク、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器、紙おむつ(大人用・子供用)、おしりナップ、生理用品、パーティション、消毒薬 等</td> </tr> <tr> <td>応急対応期 (避難所期)</td> <td>炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、トイレ清掃道具、ベビーカー、医薬品、マスク、本、漫画、化粧水、乳液 等</td> </tr> <tr> <td>(季節に応じて)</td> <td>防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等</td> </tr> </tbody> </table>		時期	必要とされる物資例	緊急対応期 (概ね3日まで)	α化米、レトルト食品、毛布、ブルーシート、仮設トイレ、飲料水、乳幼児用粉ミルク、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器、紙おむつ(大人用・子供用)、おしりナップ、生理用品、パーティション、消毒薬 等	応急対応期 (避難所期)	炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、トイレ清掃道具、ベビーカー、医薬品、マスク、本、漫画、化粧水、乳液 等	(季節に応じて)	防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等	【災害時期ごとに必要とされる救援物資】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>必要とされる物資例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急対応期 (概ね3日まで)</td> <td>α化米、レトルト食品、毛布、ブルーシート、仮設トイレ、飲料水、乳幼児用粉ミルク、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器、紙おむつ(大人用・子供用)、おしりナップ、生理用品、パーティション、消毒薬 等</td> </tr> <tr> <td>応急対応期 (避難所期)</td> <td>炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、トイレ清掃道具、ベビーカー、医薬品、マスク、本、漫画、化粧水、乳液 等</td> </tr> <tr> <td>(季節に応じて)</td> <td>防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等</td> </tr> </tbody> </table>		時期	必要とされる物資例	緊急対応期 (概ね3日まで)	α化米、レトルト食品、毛布、ブルーシート、仮設トイレ、飲料水、乳幼児用粉ミルク、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器、紙おむつ(大人用・子供用)、おしりナップ、生理用品、パーティション、消毒薬 等	応急対応期 (避難所期)	炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、トイレ清掃道具、ベビーカー、医薬品、マスク、本、漫画、化粧水、乳液 等	(季節に応じて)	防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等													
時期	必要とされる物資例																															
緊急対応期 (概ね3日まで)	α化米、レトルト食品、毛布、ブルーシート、仮設トイレ、飲料水、乳幼児用粉ミルク、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器、紙おむつ(大人用・子供用)、おしりナップ、生理用品、パーティション、消毒薬 等																															
応急対応期 (避難所期)	炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、トイレ清掃道具、ベビーカー、医薬品、マスク、本、漫画、化粧水、乳液 等																															
(季節に応じて)	防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等																															
時期	必要とされる物資例																															
緊急対応期 (概ね3日まで)	α化米、レトルト食品、毛布、ブルーシート、仮設トイレ、飲料水、乳幼児用粉ミルク、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器、紙おむつ(大人用・子供用)、おしりナップ、生理用品、パーティション、消毒薬 等																															
応急対応期 (避難所期)	炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、トイレ清掃道具、ベビーカー、医薬品、マスク、本、漫画、化粧水、乳液 等																															
(季節に応じて)	防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等																															
【東日本大震災において企業等から提供又は調達した物資の例】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>物資例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲食物</td> <td>飲料水、火を使わないで食べられる食料、離乳食、高齢食</td> </tr> <tr> <td>衛生用品</td> <td>大人用おむつ、生理用品、マスク</td> </tr> <tr> <td>小児用</td> <td>子供用おむつ、乳幼児粉ミルク、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器</td> </tr> <tr> <td>衣料</td> <td>防寒着、夏物衣料、下着</td> </tr> <tr> <td>災害用資機材</td> <td>ブルーシート、土のう袋、飲料用ポリ袋、避難所用パーティション</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>石油、運送サービス</td> </tr> </tbody> </table>		区分	物資例	飲食物	飲料水、火を使わないで食べられる食料、離乳食、高齢食	衛生用品	大人用おむつ、生理用品、マスク	小児用	子供用おむつ、乳幼児粉ミルク、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器	衣料	防寒着、夏物衣料、下着	災害用資機材	ブルーシート、土のう袋、飲料用ポリ袋、避難所用パーティション	その他	石油、運送サービス	【東日本大震災において企業等から提供又は調達した物資の例】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>物資例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲食物</td> <td>飲料水、火を使わないで食べられる食料、離乳食、高齢食</td> </tr> <tr> <td>衛生用品</td> <td>大人用おむつ、生理用品、マスク</td> </tr> <tr> <td>小児用</td> <td>子供用おむつ、乳幼児粉ミルク、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器</td> </tr> <tr> <td>衣料</td> <td>防寒着、夏物衣料、下着</td> </tr> <tr> <td>災害用資機材</td> <td>ブルーシート、土のう袋、飲料用ポリ袋、避難所用パーティション</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>石油、運送サービス</td> </tr> </tbody> </table>		区分	物資例	飲食物	飲料水、火を使わないで食べられる食料、離乳食、高齢食	衛生用品	大人用おむつ、生理用品、マスク	小児用	子供用おむつ、乳幼児粉ミルク、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器	衣料	防寒着、夏物衣料、下着	災害用資機材	ブルーシート、土のう袋、飲料用ポリ袋、避難所用パーティション	その他	石油、運送サービス	
区分	物資例																															
飲食物	飲料水、火を使わないで食べられる食料、離乳食、高齢食																															
衛生用品	大人用おむつ、生理用品、マスク																															
小児用	子供用おむつ、乳幼児粉ミルク、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器																															
衣料	防寒着、夏物衣料、下着																															
災害用資機材	ブルーシート、土のう袋、飲料用ポリ袋、避難所用パーティション																															
その他	石油、運送サービス																															
区分	物資例																															
飲食物	飲料水、火を使わないで食べられる食料、離乳食、高齢食																															
衛生用品	大人用おむつ、生理用品、マスク																															
小児用	子供用おむつ、乳幼児粉ミルク、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器																															
衣料	防寒着、夏物衣料、下着																															
災害用資機材	ブルーシート、土のう袋、飲料用ポリ袋、避難所用パーティション																															
その他	石油、運送サービス																															
<p>(1) 被災府県の対応</p> <p>① 応援要請 被災府県は、災害規模、被害程度等から、救援物資の調達に関し、物資支援の必要性について判断を行い、応援府県又は広域連合に応援要請を行う。</p> <p>② 被災地内輸送ルート確保 被災府県は、道路管理者等と調整し、輸送ルートの確保を図る。</p> <p>③ 物資集積・配送拠点の開設・運営 被災府県は、物資集積・配送拠点を開設する。 また、その運営については、必要な物資がすみやかに被災者に行き渡るよう倉庫業者・宅配業者さらにはボランティアの協力を得ら</p>		<p>(1) 被災府県の対応</p> <p>① 応援要請 被災府県は、災害規模、被害程度等から、救援物資の調達に関し、物資支援の必要性について判断を行い、応援府県又は広域連合に応援要請を行う。</p> <p>② 被災地内輸送ルート確保 被災府県は、道路管理者等と調整し、輸送ルートの確保を図る。</p> <p>③ 物資集積・配送拠点の開設・運営 被災府県は、物資集積・配送拠点を開設する。 また、その運営については、必要な物資がすみやかに被災者に行き渡るよう倉庫業者・宅配業者さらにはボランティアの協力を得ら</p>																														

関西防災・減災プラン 現行	見直し案	見直しの考え方
<p>れるよう努める。</p> <p>④ 避難所まで物資が行きわたる仕組みづくり 被災府県は、被災者・避難所に関する情報、被災者が求める物資の内容・量・タイミングに関する情報等を被災市町村やボランティア等の関係者間で共有し、避難所まで物資が行き渡る仕組みを構築する。 なお、この場合において、在宅被災者にも留意する必要がある。</p> <p>(2) 広域連合・応援府県の対応</p> <p>① 物資調整班の設置 広域連合は、救援物資の調達に関し、広域応援の必要がある場合は、災害対策（支援）本部事務局に物資調整班を設置する。物資調整班は、被災地のニーズに沿った迅速な救援物資の調達・配送が適切に実施されるよう、構成府県・連携県、国、全国知事会等との間で調整する。</p> <p>② 緊急物資の需給調整 応援府県は、被災府県からの応援要請に基づき、若しくは自ら必要と判断した場合には、備蓄物資を拠出する。 また、流通備蓄で対応する物資に関しては、協定締結先の事業者・業界団体等に連絡を行い、物資の確保・送付を行う。 広域連合は、必要に応じ被災府県と応援府県との調整を行う。</p> <p>③ 国・関係機関等との連絡・調整</p> <p>ア 物資の融通 応援府県は、自府県や流通備蓄で必要な物資の確保が困難な場合は、広域連合を通じ、他の構成府県及び連携県、協定等を締結している他ブロック、国、全国知事会などと連絡・調整を行い、必要な物資の確保を行う。 なお、この場合においてカウンターパート方式により同一府県を応援する府県との連絡・調整を優先する。</p> <p>イ 救援物資配送システムの整備 広域連合、応援府県、被災府県は、被災地・被災者が求める物資を迅速かつ的確に把握することができる相互の情報伝達ルートを整備する。 また、広域連合及び応援府県は、宅配業者や倉庫業者等と連携し、集積地等に物流のプロを配置することにより、被災地のニーズに沿った迅速な物資配送及び物資の滞留を防ぐ配送システムの整備に努める。 さらに、ガソリン不足により輸送に支障が生じるときには、広域連合は、事業者や国に対してガソリンを確保し供給するよう要請する。</p>	<p>れるよう努める。</p> <p>④ 避難所まで物資が行きわたる仕組みづくり 被災府県は、被災者・避難所に関する情報、被災者が求める物資の内容・量・タイミングに関する情報等を被災市町村やボランティア等の関係者間で共有し、避難所まで物資が行き渡る仕組みを構築する。 なお、この場合において、在宅被災者にも留意する必要がある。</p> <p>(2) 広域連合・応援府県の対応</p> <p>① <u>物流専門組織</u>の設置 広域連合は、救援物資の調達に関し、広域応援の必要がある場合は、災害対策（支援）本部事務局に<u>物流専門組織</u>を設置する。物資調整班は、被災地のニーズに沿った迅速な救援物資の調達・配送が適切に実施されるよう、<u>構成団体</u>・連携県、国、全国知事会等との間で調整する。</p> <p>② 緊急物資の需給調整 応援府県は、被災府県からの応援要請に基づき、若しくは自ら必要と判断した場合には、備蓄物資を拠出する。 また、流通備蓄で対応する物資に関しては、協定締結先の事業者・業界団体等に連絡を行い、物資の確保・送付を行う。 広域連合は、必要に応じ被災府県と応援府県との調整を行う。</p> <p>③ 国・関係機関等との連絡・調整</p> <p>ア 物資の融通 応援府県は、自府県や流通備蓄で必要な物資の確保が困難な場合は、広域連合を通じ、他の<u>構成団体</u>及び連携県、協定等を締結している他ブロック、国、全国知事会などと連絡・調整を行い、必要な物資の確保を行う。 なお、この場合においてカウンターパート方式により同一府県を応援する府県との連絡・調整を優先する。</p> <p>イ 救援物資配送システムの整備 広域連合、応援府県、被災府県は、被災地・被災者が求める物資を迅速かつ的確に把握することができる相互の情報伝達ルートを整備する。 <u>また、広域連合、応援府県、被災府県は、「緊急物資円滑供給システム」を円滑に運用できるよう宅配業者、倉庫業者、メーカー事業者等と連携し、物資配送に物流等民間事業者のノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿った迅速な物資配送及び物資の滞留を防ぐ配送システムの整備・運用に努める。</u> さらに、ガソリン不足により輸送に支障が生じるときには、広域連合は、事業者や国に対してガソリンを確保し供給するよう要請する。</p>	<p>物資円滑供給システムに基づく変更 構成団体の変更</p> <p>構成団体の変更</p> <p>緊急物資円滑供給システムに基づく変更</p>

④ 輸送手段の確保

応援府県は、トラック協会、宅配業者などとの調整により輸送手段を確保する。なお、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、海運・航空事業者、空港・港湾管理者、自衛隊や海上保安庁と調整を行うなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。

⑤ 道路規制当局（警察・道路管理者）との調整による輸送ルート確保

応援府県は、各輸送手段の規制当局との調整を通じ、輸送ルートを確保する。

⑥ 応援実績の報告

応援府県は、応援実績について、広域連合に報告するとともに、広域連合はその情報をとりまとめて定期的に公表する。

⑦ 救援物資中継拠点の開設・運営

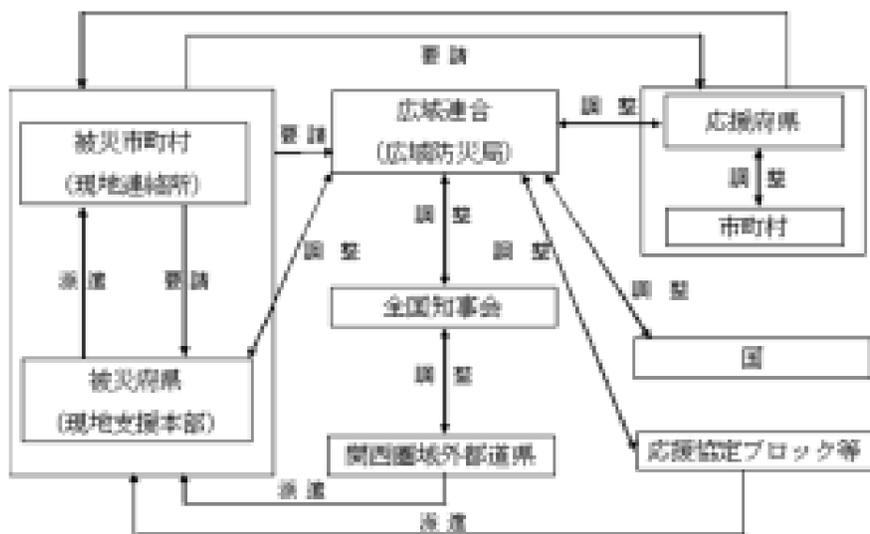
広域連合は、必要に応じ、被災地以外に全国からの救援物資中継拠点の設置にかかる調整を行い、救援物資中継拠点を設置した府県と連携して、中継拠点の運営を行う。

なお、救援物資中継拠点の運営にあたっては、必要な物資がすみやかに被災者に行き渡るよう倉庫業者・宅配業者さらにはボランティアの協力を得て行う。

2-5 応援要員の派遣・受入調整

被災府県等のニーズに応じ要員派遣・受入の調整を行うことを定める。

< 応援要員の派遣・受入調整の流れ >



- 広域応援本格化後の体制
- 物資拠点運営についても物流事業者からの専門家の派遣で対応

④ 輸送手段の確保

応援府県は、トラック協会、宅配業者などとの調整により輸送手段を確保する。なお、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、航空・海運事業者、空港・港湾管理者、国土交通省地方整備局及び地方運輸局等並びに自衛隊・海上保安庁と調整を行うなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。

⑤ 道路規制当局（警察・道路管理者）との調整による輸送ルート確保

応援府県は、各輸送手段の規制当局との調整を通じ、輸送ルートを確保する。

⑥ 応援実績の報告

応援府県は、応援実績について、広域連合に報告するとともに、広域連合はその情報をとりまとめて定期的に公表する。

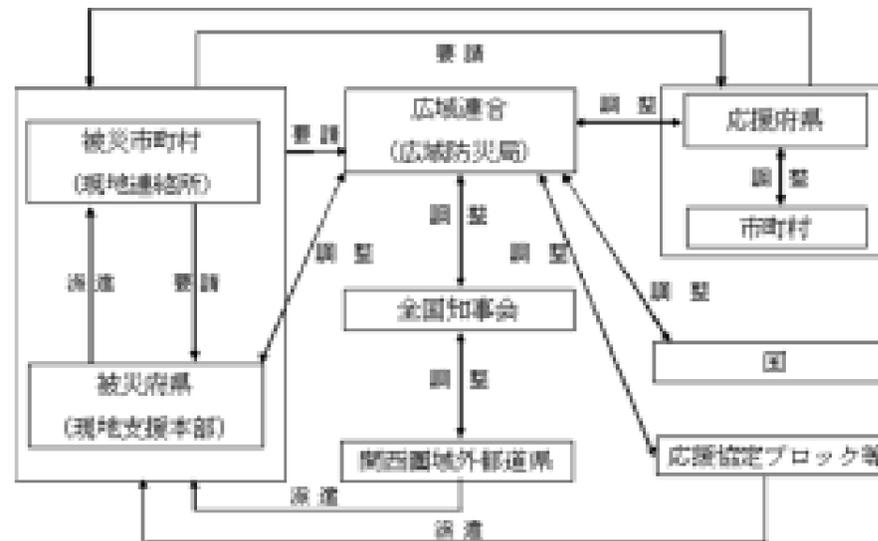
⑦ 0次拠点の開設・運営

広域連合は、必要に応じ、被災地における広域物資拠点の使用不能時又は不足時に物流機能を補完するため、0次拠点の開設を決定し、0次拠点が所在する府県と開設・運営について調整する。

なお、0次拠点の運営にあたっては、必要な物資がすみやかに被災者に行き渡るよう倉庫業者・宅配業者さらにはボランティアの協力を得て行う。

2-5 応援要員の派遣・受入調整

被災府県等のニーズに応じ要員派遣・受入の調整を行うことを定める。
< 応援要員の派遣・受入調整の流れ >



調整先の再整理

緊急物資円滑供給システムに基づく変更

関西防災・減災プラン 現行		見直し案		見直しの考え方
【災害対応時期ごとに必要とされる応援要員】		【災害対応時期ごとに必要とされる応援要員】		
時期	必要とされる応援要員の用務例	時期	必要とされる応援要員の用務例	
応急対応期 (短期派遣)	<p>【府県・市町村共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健・健康・福祉・医療 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の健康相談・避難所の衛生対策、こころのケア支援（消防職員等の救援者も対象）、救護所における診察・治療、死体検案支援、動物愛護支援、栄養相談、防疫・消毒 ○ 被災住宅対策 <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定 <p>【府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画策定支援 ○ 住宅対策 <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設支援 ○ 教育 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財レスキュー、児童・生徒のこころのケア、学校再開支援、博物館復旧支援 <p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者対策 <ul style="list-style-type: none"> ・物資搬入・受入、避難所運営、ボランティア受入支援、罹災証明・住民相談、炊き出し、家屋被害調査 ○ 環境・衛生 <ul style="list-style-type: none"> ・がれきの除去・運搬、し尿収集・運搬 ○ ライフライン復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・給水、上水道復旧、下水道復旧 ○ 被災市町村行政業務支援 	<p>【府県・市町村共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健・健康・福祉・医療 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の健康相談・避難所の衛生対策、こころのケア支援（消防職員等の救援者も対象）、救護所における診察・治療、死体検案支援、動物愛護支援、栄養相談、防疫・消毒 ○ 被災住宅対策 <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定 <p>【府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理 <u>実行</u> 計画策定支援 ○ 住宅対策 <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設支援 ○ 教育 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財レスキュー、児童・生徒のこころのケア、学校再開支援、博物館復旧支援 <p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者対策 <ul style="list-style-type: none"> ・物資搬入・受入、避難所運営、ボランティア受入支援、罹災証明・住民相談、炊き出し、家屋被害調査 ○ 環境・衛生 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害廃棄物の分別収集</u>・運搬・<u>処理の支援</u>、し尿収集・運搬・<u>処理の支援</u> ○ ライフライン復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・給水、上水道復旧、下水道復旧 ○ 被災市町村行政業務支援 	広域環境保 全局の修正 反映	
復旧・復興期 (中・長期派遣)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共土木・農林水産施設 <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設（道路・河川・港湾・砂防）・農林水産施設（農地・農業用施設・漁港・治山・林道）の災害査定・復旧工事 ○ まちづくり・建築 <ul style="list-style-type: none"> ・府県有・市町村有施設（高等学校等）の復旧工事、公営住宅整備支援、復興まちづくり計画策定支援、まちづくりにかかる用地取得業務 ○ 環境 <ul style="list-style-type: none"> ・震災廃棄物処理等業務 ○ 保健・福祉・医療 <ul style="list-style-type: none"> ・保健活動支援、生活保護相談業務、孤児の養育環境調査支援、被災者の心のケア（消防職・団員等の救援者や災害業務従事者も対象）、仮設診療所の設置、被災者の保健活動計画策定支援 ○ 教育 <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共土木・農林水産施設 <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設（道路・河川・港湾・砂防）・農林水産施設（農地・農業用施設・漁港・治山・林道）の災害査定・復旧工事 ○ まちづくり・建築 <ul style="list-style-type: none"> ・府県有・市町村有施設（高等学校等）の復旧工事、公営住宅整備支援、復興まちづくり計画策定支援、まちづくりにかかる用地取得業務 ○ 環境 <ul style="list-style-type: none"> ・震災廃棄物処理等業務 ○ 保健・福祉・医療 <ul style="list-style-type: none"> ・保健活動支援、生活保護相談業務、孤児の養育環境調査支援、被災者の心のケア（消防職・団員等の救援者や災害業務従事者も対象）、仮設診療所の設置、被災者の保健活動計画策定支援 ○ 教育 <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動支援 	広域環境保 全局の修正 反映	

関西防災・減災プラン 現行	見直し案	見直しの考え方
<p>(1) 被災府県の対応</p> <p>① 応援要請 被災府県は、災害対策の内容・事務量等から人的応援の必要性について判断し、応援府県又は広域連合に応援を要請する。また、災害対応体制確立後の応援要請については、職種ごとの概算人員の算定を行う。</p> <p>② 応援職員の受け入れ 被災府県は、応援職員への業務の割当についての現地支援本部等との調整、執務スペースの提供及び応援の交代要員への引き継ぎ方法の確立等応援職員の受入体制の整備に努める。また、必要に応じて応援要員の宿舍等の確保を行う</p> <p>③ 被災市町村への派遣 被災府県は、被災市町村から情報収集のために職員を派遣する。また、被災府県は、必要に応じて甚大な被害を受けた被災市町村の災害対応の支援を行う職員を派遣するとともに、他の自治体からの応援職員の派遣調整を行い、適切に応援職員が配置されるよう調整する。</p> <p>(2) 広域連合・応援府県の対応</p> <p>① 要員調整班の設置 広域連合は、応援要員に関し広域応援の必要がある場合は、災害対策（支援）本部事務局に要員調整班を設置する。要員調整班は、被災地のニーズに沿った迅速な応援職員の派遣が実施されるよう、構成府県・連携県、国、全国知事会等との間で調整する。</p> <p>② 応援要員の派遣調整 応援府県は、被災府県からの応援要員の派遣要請に基づき、若しくは自ら必要と判断した場合には、要員を派遣する。 また、広域連合は、被災府県が先の災害で職員を他圏域に派遣している場合は、当該職員を戻し、代替職員の派遣を全国知事会等に求める。</p> <p>③ 国・関係機関等との連絡・調整 応援府県は、自府県のみでは派遣に必要な要員の確保が困難な場合は、広域連合を通じ、他の構成府県及び連携県、協定等を締結している他ブロック、国、全国知事会などと連絡・調整を行い、必要な要員の確保を行う。 なお、この場合において、カウンターパート方式により同一府県を応援する府県との連携・調整を優先する。</p> <p>④ 応援実績の報告 応援府県は、派遣実績について、広域連合に報告するとともに、広域連合は、その情報をとりまとめて定期的に公表する。</p>	<p>(1) 被災府県の対応</p> <p>① 応援要請 被災府県は、災害対策の内容・事務量等から人的応援の必要性について判断し、応援府県又は広域連合に応援を要請する。また、災害対応体制確立後の応援要請については、職種ごとの概算人員の算定を行う。</p> <p>② 応援職員の受け入れ 被災府県は、応援職員への業務の割当についての現地支援本部等との調整、執務スペースの提供及び応援の交代要員への引き継ぎ方法の確立等応援職員の受入体制の整備に努める。また、必要に応じて応援要員の宿舍等の確保を行う</p> <p>③ 被災市町村への派遣 被災府県は、被災市町村から情報収集のために職員を派遣する。また、被災府県は、必要に応じて甚大な被害を受けた被災市町村の災害対応の支援を行う職員を派遣するとともに、他の自治体からの応援職員の派遣調整を行い、適切に応援職員が配置されるよう調整する。</p> <p>(2) 広域連合・応援府県の対応</p> <p>① 要員調整班の設置 広域連合は、応援要員に関し広域応援の必要がある場合は、災害対策（支援）本部事務局に要員調整班を設置する。要員調整班は、被災地のニーズに沿った迅速な応援職員の派遣が実施されるよう、<u>構成団体</u>・連携県、国、全国知事会等との間で調整する。</p> <p>② 応援要員の派遣調整 応援府県は、被災府県からの応援要員の派遣要請に基づき、若しくは自ら必要と判断した場合には、要員を派遣する。 また、広域連合は、被災府県が先の災害で職員を他圏域に派遣している場合は、当該職員を戻し、代替職員の派遣を全国知事会等に求める。</p> <p>③ 国・関係機関等との連絡・調整 応援府県は、自府県のみでは派遣に必要な要員の確保が困難な場合は、広域連合を通じ、他の<u>構成団体</u>及び連携県、協定等を締結している他ブロック、国、全国知事会などと連絡・調整を行い、必要な要員の確保を行う。 なお、この場合において、カウンターパート方式により同一府県を応援する府県との連携・調整を優先する。</p> <p>④ 応援実績の報告 応援府県は、派遣実績について、広域連合に報告するとともに、広域連合は、その情報をとりまとめて定期的に公表する。</p>	<p>構成団体の 変更</p> <p>構成団体の 変更</p>

【広域連合において派遣調整を行う要員の例】

東日本大震災の被災地支援において、広域連合で要員の派遣調整を行った職種は以下のとおりである。

- 救護班等の医療チーム、保健福祉・こころのケア・要援護者対策要員（保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等）
- 応急仮設住宅対策・県有施設復旧工事要員（建築技術職員）
- 復興まちづくり計画策定支援要員（都市計画従事職員）
- 土木復旧対策要員（土木技術職員）
- 廃棄物処理対策要員（環境技術職員）
- 家屋被害調査要員（税務職員、建築技術職員）
- 教育復興要員（震災・学校支援チーム(EARTH)、スクールカウンセラー、教職員、退職教員）
- 市町村業務全般を支援する職員（マンパワーの確保）等

【国で調整する要員の例】

東日本大震災において主に国が主導して人員派遣調整を行った職種は以下のとおりである。

- 広域緊急援助隊（警察庁）
- 緊急消防援助隊（消防庁）
- 自衛隊
- 巡視船艇、航空機等（海上保安庁）
- D M A T（厚生労働省）
- 給水車・水道施設要員（厚生労働省）
- 被災建築物応急危険度判定士（国土交通省）
- 被災宅地危険度判定士（国土交通省）
- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省）
- 下水道施設要員（国土交通省）
- 農地・農業用施設復旧要員（農林水産省）
- 外国からの応援要員 等

※広域防災局は、これらの職種の派遣状況を適宜把握し、必要に応じて広域連合が実施しているカウンターパート方式による応援先について、国に配慮してもらうよう調整に努める。

2-6 広域避難の受入調整

避難者が大量に発生した場合、被災地の避難所だけでは収容が困難になる。また、専門的な医療や介護などを必要とする被災者は、被災地内では必要なサービスを提供し得ない事態が発生する。

被災地外での避難を必要とする被災者を受け入れるため、広域連合は、応援団体と協調し、広域的な避難の受入を推進する。

【広域連合において派遣調整を行う要員の例】

東日本大震災の被災地支援において、広域連合で要員の派遣調整を行った職種は以下のとおりである。

- 救護班等の医療チーム、保健福祉・こころのケア・要援護者対策要員（保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等）
- 応急仮設住宅対策・県有施設復旧工事要員（建築技術職員）
- 復興まちづくり計画策定支援要員（都市計画従事職員）
- 土木復旧対策要員（土木技術職員）
- 廃棄物処理対策要員（環境技術職員）
- 家屋被害調査要員（税務職員、建築技術職員）
- 教育復興要員（震災・学校支援チーム(EARTH)、スクールカウンセラー、教職員、退職教員）
- 市町村業務全般を支援する職員（マンパワーの確保）等

【国で調整する要員の例】

東日本大震災において主に国が主導して人員派遣調整を行った職種は以下のとおりである。

- 広域緊急援助隊（警察庁）
- 緊急消防援助隊（消防庁）
- 自衛隊
- 巡視船艇、航空機等（海上保安庁）
- D M A T（厚生労働省）
- 給水車・水道施設要員（厚生労働省）
- 被災建築物応急危険度判定士（国土交通省）
- 被災宅地危険度判定士（国土交通省）
- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省）
- 下水道施設要員（国土交通省）
- 農地・農業用施設復旧要員（農林水産省）
- 外国からの応援要員 等

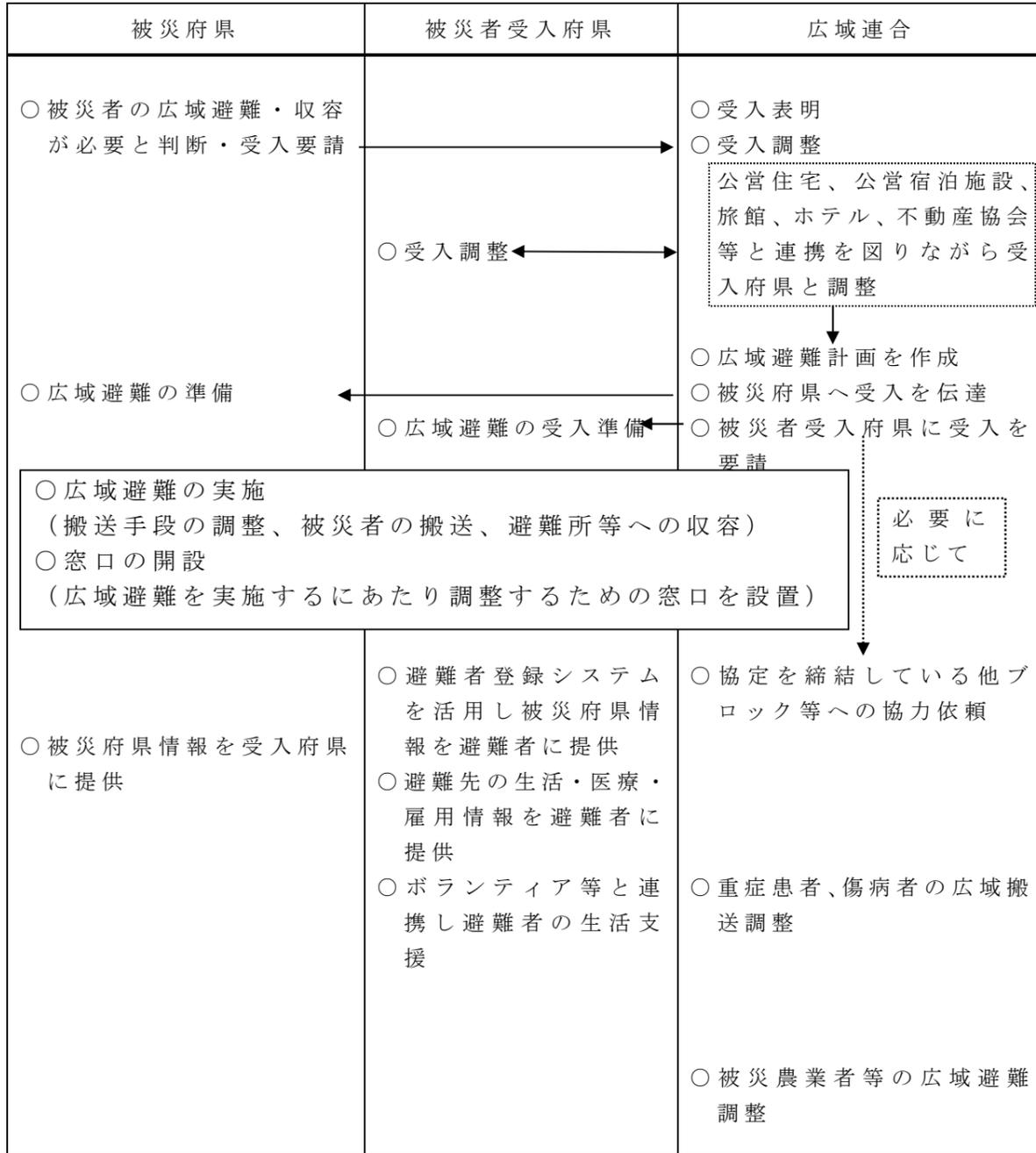
※広域防災局は、これらの職種の派遣状況を適宜把握し、必要に応じて広域連合が実施しているカウンターパート方式による応援先について、国に配慮してもらうよう調整に努める。

2-6 広域避難の受入調整

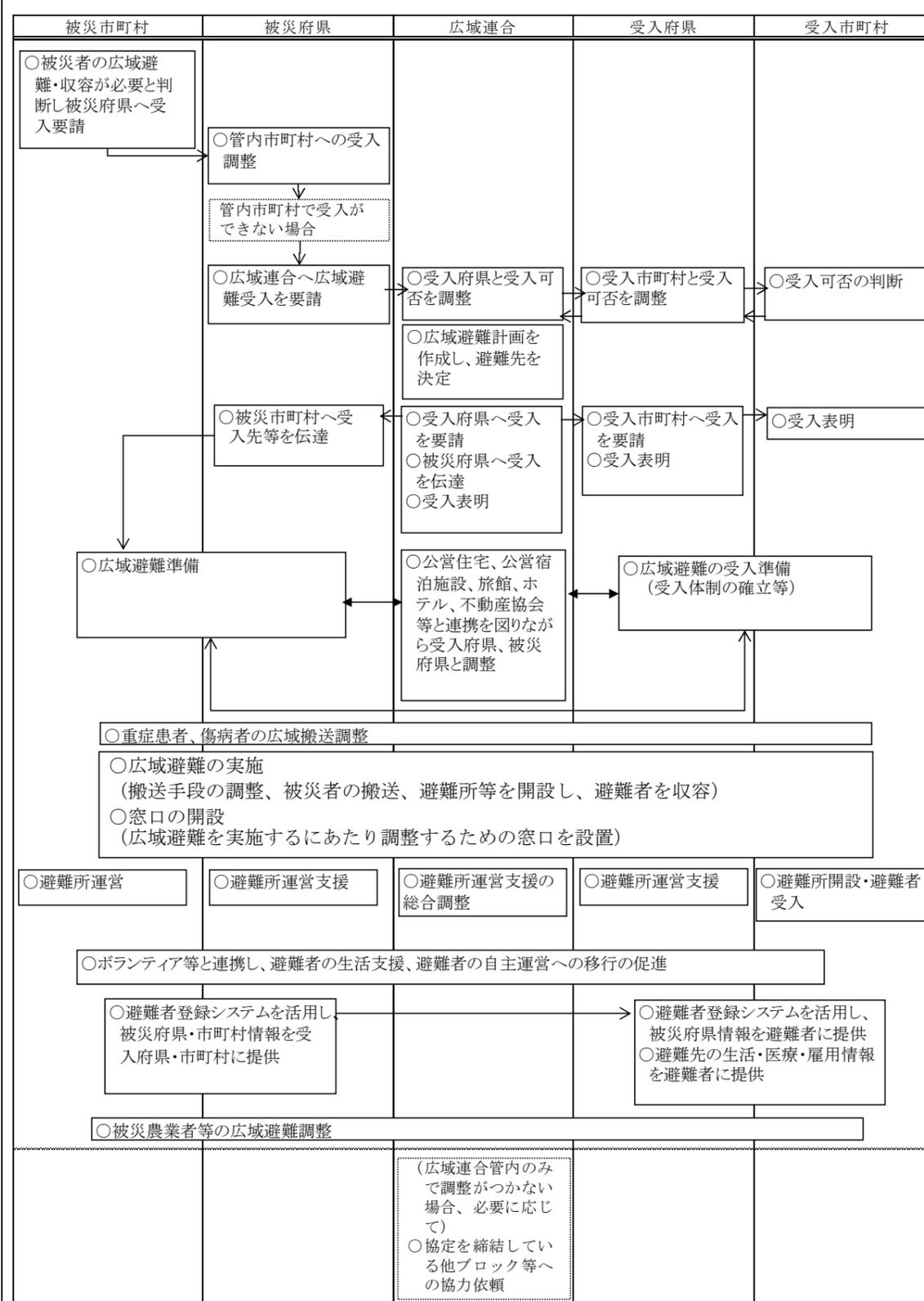
避難者が大量に発生した場合、被災地の避難所だけでは収容が困難になる。また、専門的な医療や介護などを必要とする被災者は、被災地内では必要なサービスを提供し得ない事態が発生する。

被災地外での避難を必要とする被災者を受け入れるため、広域連合は、応援団体と協調し、広域的な避難の受入を推進する。

< 広域避難への対応 >



< 広域避難への対応 >



災害対策基本法に広域避難が規定されたことを受け、被災市町村、受入市町村も入った表に修正（修正意見反映）

修正意見を踏まえ、元の文に戻す。

関西防災・減災プラン 現行	見直し案	見直しの考え方
<p>(1) 被災府県の対応</p> <p>① 応援要請 被災府県は、被災者の避難、収容状況等を考慮して、被災府県住民の区域外への広域避難、収容の必要性について判断を行い、広域避難受入について広域連合に対し要請する。</p> <p>② 窓口の設置 被災府県は、広域避難にあたり、避難、搬送の調整のための窓口を設置する。</p> <p>(2) 広域連合の対応</p> <p>① 受入表明 広域連合委員会での決定や構成府県及び連携県との調整等を踏まえ、被災住民の広域避難の受入について表明する。</p> <p>② 広域避難調整班の設置 広域連合は、広域避難に関し、広域応援の必要がある場合は、災害対策（支援）本部事務局において広域避難調整班を設置する。広域避難調整班は、被災者が府県を超えて円滑に避難し、適切に受け入れられるよう、被災府県、被災者受入府県、国、全国知事会等との間で調整する。</p> <p>③ 広域避難計画の作成 広域連合は、被災者受入府県の被災者受入可能施設・人員・期間等を取りまとめる。 また、関西圏域内だけでは被災者を受入れができない場合には、国・全国知事会、協定等を締結している他ブロックなどと調整を行う。これらの手続きを進め、広域避難計画を作成する。</p> <p>④ 被災府県への受入の伝達 広域避難計画に基づき、被災府県に対し、具体的な受入内容について伝達を行う。</p> <p>⑤ 被災者受入府県への受入依頼 広域連合は、広域避難計画の内容を被災者受入府県に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼する。</p>	<p>(1) 被災府県の対応</p> <p>① 応援要請 被災府県は、被災者の避難、収容状況等を考慮して、被災府県住民の区域外への広域避難、収容の必要性について判断を行い、広域避難受入について広域連合に対し要請する。</p> <p>② 窓口の設置 被災府県は、広域避難にあたり、避難、搬送の調整のための窓口を設置する。</p> <p>(2) 広域連合の対応</p> <p>① 受入表明 広域連合委員会での決定や<u>構成団体</u>及び連携県との調整等を踏まえ、被災住民の広域避難の受入について表明する。</p> <p>② 広域避難調整班の設置 広域連合は、広域避難に関し、広域応援の必要がある場合は、災害対策（支援）本部事務局において広域避難調整班を設置する。広域避難調整班は、被災者が府県を超えて円滑に避難し、適切に受け入れられるよう、被災府県、被災者受入府県、国、全国知事会等との間で調整する。</p> <p>③ 広域避難計画の作成 広域連合は、被災者受入府県の被災者受入可能施設・人員・期間等を取りまとめる。 また、関西圏域内だけでは被災者を受入れができない場合には、国・全国知事会、協定等を締結している他ブロックなどと調整を行う。これらの手続きを進め、広域避難計画を作成する。</p> <p>④ 被災府県への受入の伝達 広域避難計画に基づき、被災府県に対し、具体的な受入内容について伝達を行う。</p> <p>⑤ 被災者受入府県への受入依頼 広域連合は、広域避難計画の内容を被災者受入府県に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼する。</p> <p>⑥ <u>広域輸送手段の調整</u> <u>広域連合は、「大規模災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」に基づき、構成府県及び連携県とも連携し、関係バス協会にバス輸送の協力を依頼し、被災者の広域避難にかかる輸送手段を確保する。</u> <u>なお、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、航空・海運事業者、空港・港湾管理者、国土交通省地方整備局及び地方運輸局等並びに自衛隊・海上保安庁と調整を行うなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。</u></p>	<p>構成団体の 変更</p> <p>広域防災局 事業を明記 (修正意見 を反映)</p>

関西防災・減災プラン 現行	見直し案	見直しの考え方
<p>⑥ 避難者登録システムの構築 広域連合は、国と連携し、広域避難者に対し被災府県等に関する情報を提供する避難者登録システムを構築する。</p> <p>⑦ 重症患者、傷病者の広域避難 広域連合は、重症患者、傷病者の広域避難にあたっては、広域医療局とも連携し、必要に応じて、ヘリによる患者搬送を実施する。</p> <p>⑧ 被災農業者等の広域避難 広域連合は、応援府県と連携し、被災農業者等の就業や研修、被災畜産業者の家畜飼育などを目的とした広域避難についてニーズ把握を行い、被災農業者等の受入に努める。</p> <p>(3) 被災者受入府県の対応</p> <p>① 被災者の受入 被災者受入府県は、被災府県と連携し、広域連合が策定する広域避難計画に基づき、被災者の広域避難（被災者の搬送、避難所・応急仮設住宅等での受入）を実施する。</p> <p>② 窓口の設置 広域避難を実施するにあたり、被災府県との調整や避難者の登録、情報提供等を行う窓口を設置する。</p> <p>③ 避難者登録システムの活用 被災者受入府県は、市町村の協力を得て避難者登録システムを活用し、避難者情報を被災府県に提供するとともに、避難者に対し被災府県等に関する情報を提供する。</p> <p>④ 避難者への生活支援 被災者受入府県は、避難先の生活・医療・雇用情報等を取りまとめ、避難者に対し情報提供を行うとともに、ボランティアとも連携し避難者の生活支援に努める。</p> <p>⑤ 災害時要援護者への配慮 被災者受入府県は、高齢者、障害者等災害時要援護の避難者に対し、避難場所での保健師・看護師等による健康状態の把握や定員を超えた福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。</p> <p>⑥ 自主避難者への支援 被災者受入府県は、自主的に避難してきた被災者に対しても、③、④、⑤の支援に努める。</p> <p>2-7 ボランティアの活動促進 広域連合、構成府県及び連携県は被災者の救援や被災地の復旧・復</p>	<p>⑦ <u>避難者登録</u>システムへの登録 広域連合は、国と連携し、広域避難者に対し被災府県等に関する情報を提供するため、<u>避難者登録システムへの避難者情報の登録を促進する。</u></p> <p>⑧ 重症患者、傷病者の広域避難 広域連合は、重症患者、傷病者の広域避難にあたっては、広域医療局とも連携し、必要に応じて、ヘリによる患者搬送を実施する。</p> <p>⑧ 被災農業者等の広域避難 広域連合は、応援府県と連携し、被災農業者等の就業や研修、被災畜産業者の家畜飼育などを目的とした広域避難についてニーズ把握を行い、被災農業者等の受入に努める。</p> <p>(3) 被災者受入府県の対応</p> <p>① 被災者の受入 被災者受入府県は、被災府県と連携し、広域連合が策定する広域避難計画に基づき、被災者の広域避難（被災者の搬送、避難所・応急仮設住宅等での受入）を実施する。</p> <p>② 窓口の設置 広域避難を実施するにあたり、被災府県との調整や避難者の登録、情報提供等を行う窓口を設置する。</p> <p>③ <u>避難者登録</u>システムの活用 被災者受入府県は、市町村の協力を得て<u>避難者登録</u>システムを活用し、避難者情報を被災府県に提供するとともに、避難者に対し被災府県等に関する情報を提供する。</p> <p>④ 避難者への生活支援 被災者受入府県は、避難先の生活・医療・雇用情報等を取りまとめ、避難者に対し情報提供を行うとともに、ボランティアとも連携し避難者の生活支援に努める。</p> <p>⑤ <u>要配慮者</u>への配慮 被災者受入府県は、高齢者、障害者等<u>要配慮者</u>の避難者に対し、避難場所での保健師・看護師等による健康状態の把握や定員を超えた福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。</p> <p>⑥ 自主避難者への支援 被災者受入府県は、自主的に避難してきた被災者に対しても、③、④、⑤の支援に努める。</p> <p>2-7 ボランティアの活動促進 広域連合、<u>構成団体</u>及び連携県は被災者の救援や被災地の復旧・復</p>	<p>修正意見を反映して、プランの当初文言に戻す</p> <p>修正意見を踏まえ、元の文に戻す。</p> <p>H25 災害対策基本法改正による文言修正</p> <p>構成団体の変更</p>

関西防災・減災プラン 現行				見直し案				見直しの考え方
興に大きな力を発揮するボランティア活動を積極的に促進する。 なお、ボランティア活動には、社会福祉協議会やNPO等との協力が 必要であり、これらの団体と連携を図る。				興に大きな力を発揮するボランティア活動を積極的に促進する。 なお、ボランティア活動には、社会福祉協議会やNPO等との協力が 必要であり、これらの団体と連携を図る。				熊本地震の 課題を踏ま え追記
	ボランティアニーズ	被災府県・市町村	広域連合・応援府県		ボランティアニーズ	被災府県・市町村	広域連合・応援府県	
応急 対応 期 (避難 所期)	○被災者の生活支 援 ・救援物資の仕分 け、配布 ・炊き出し ・泥のかきだし、清 掃 ・がれき撤去 ・家具・荷物の搬出 ・避難所運営支援 ○災害ボランティアセンター の運営支援 など	【被災府県】 ○被災地のボランティアニーズ の把握 ○(必要に応じ)被災市 町村へ応援職員を派遣 し、情報収集 ○災害ボランティアセンターの設 置・運営 ○府県内市町村災害ボラン ティアセンターの設置要請及 び運営支援 ○災害ボランティアの呼びか けを広域連合・応援府 県へ要請 ○災害ボランティアの募集に かかる広報、ボランティアハ スの運行等の支援 ○ボランティア用資機材の需 給調整 【被災市町村】 ○被災地のボランティアニーズ の把握 ○災害ボランティアセンターの設 置・運営 ○府県内外からボランティ ア受入表明 ○災害ボランティアの受入れ (ボランティアのコーディネート、 災害従事車両証明書の 発行等) ○ボランティア用資機材の提 供	【広域連合】 ○ボランティア活動 に対するメッセー ジの発出 ○ボランティアインフ ォメーションセンタ ーの設置・運営 【応援府県】 ○ボランティア活動支 援 ○被災地のボランティ ア受入業務支援	応急 対応 期 (避難 所期)	○被災者の生活支 援 ・救援物資の仕分 け、配布 ・炊き出し ・泥のかきだし、清 掃 ・がれき撤去 ・家具・荷物の搬出 ・避難所運営支援 ○災害ボランティアセンター の運営支援 など	【被災府県】 <u>○災害ボランティアの積極的 な受入の表明</u> ○被災地のボランティアニーズ の把握 ○(必要に応じ)被災市 町村へ応援職員を派遣 し、情報収集 ○災害ボランティアセンターの設 置・運営 ○府県内市町村災害ボラン ティアセンターの設置要請及 び運営支援 ○災害ボランティアの呼びか けを広域連合・応援府 県へ要請 ○災害ボランティアの募集に かかる広報、ボランティアハ スの運行等の支援 ○ボランティア用資機材の需 給調整 【被災市町村】 <u>○災害ボランティアの積極的 な受入の表明</u> ○被災地のボランティアニーズ の把握 ○災害ボランティアセンターの設 置・運営 ○府県内外からボランティ ア受入表明 ○災害ボランティアの受入れ (ボランティアのコーディネート、 災害従事車両証明書の 発行等) ○ボランティア用資機材の提 供	【広域連合】 ○ボランティア活動 に対するメッセー ジの発出 ○ボランティアインフ ォメーションセンタ ーの設置・運営 【応援府県】 ○ボランティア活動支 援 ○被災地のボランティ ア受入業務支援	熊本地震の 課題を踏ま え追記
復 旧・復 興期 (仮設 住宅 期)	○被災者の精神的 支援 ・傾聴ボランティア ・お茶会、話し相手 ・芸術文化を生かし た支援(趣味活 動、演奏・合唱な どの慰問活動) ○仮設住宅のコミ	【被災府県・被災市町村】 ○傾聴ボランティアや慰問活 動等避難者の精神的支 援ができるボランティアを 被災者のもとに派遣 ○仮設住宅のコミュニ ティづくりの経験がある ボランティアを派遣 ○高齢者の見守りを行う	【広域連合・応援府県】 ○不足する傾聴ボランティ アや慰問活動等避難 者の精神的支援がで きるボランティアを広域 的に派遣調整 ○仮設住宅のコミュニ ティづくりの経験が あるボランティアを広域	復 旧・復 興期 (仮設 住宅 期)	○被災者の精神的 支援 ・傾聴ボランティア ・お茶会、話し相手 ・芸術文化を生かし た支援(趣味活 動、演奏・合唱な どの慰問活動) ○仮設住宅のコミ	【被災府県・被災市町村】 ○傾聴ボランティアや慰問活 動等避難者の精神的支 援ができるボランティアを 被災者のもとに派遣 ○仮設住宅のコミュニ ティづくりの経験がある ボランティアを派遣 ○高齢者の見守りを行う	【広域連合・応援府県】 ○不足する傾聴ボランティ アや慰問活動等避難 者の精神的支援がで きるボランティアを広域 的に派遣調整 ○仮設住宅のコミュニ ティづくりの経験が あるボランティアを広域	

関西防災・減災プラン 現行			見直し案			見直しの考え方
ユニティづくり 支援 ○高齢者の見守り など	スタッフの派遣	的に派遣調整 ○高齢者の見守りを行 うスタッフのための研修 講師等の派遣調整	ユニティづくり 支援 ○高齢者の見守り など	スタッフの派遣	的に派遣調整 ○高齢者の見守りを行 うスタッフのための研修 講師等の派遣調整	
<p>(1) 被災府県の対応</p> <p>① 被災府県内のボランティアニーズの把握 被災府県は、被災地でのボランティアニーズの把握に努める。 被災府県は、必要に応じて、被災市町村へ応援職員を派遣し、被災市町村が行うボランティアニーズの把握を支援し、早期のボランティアニーズの把握に努める。</p> <p>② 災害ボランティア呼びかけの広域連合・応援府県への要請 被災府県は、応援府県及び広域連合に対して、災害ボランティア等の呼びかけについて要請する。</p> <p>③ 災害ボランティアセンターの立ち上げ・ボランティア受入表明 被災府県は、社会福祉協議会等と連携して、直ちに災害ボランティアセンターを立ち上げ、府県内外からのボランティアの受入を表明するとともに、被災市町村に対し災害ボランティアセンターの設置及びボランティア受入を行うよう働きかける。 災害ボランティアセンターの運営にあたっては、社会福祉協議会、NPO、企業及び生活協同組合等との連携に努める。 府県災害ボランティアセンターでは、ボランティアの募集にかかる広報やボランティア資機材の需給調整等を行う。</p> <p>(2) 広域連合の対応</p> <p>① ボランティア活動に対するメッセージの発出 広域連合は、府県民に対して、構成府県知事の連名によるメッセージを発出し、被災地支援のボランティア活動を呼びかける。</p> <p>② ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営 広域連合は、応援府県と連携し、被災府県の災害ボランティアセンターの後方支援として、必要に応じボランティアインフォメーションセンターを設置し、ボランティアに対し、受入状況、活動内容、被災地の道路情報、交通情報、宿泊情報等の支援情報を提供するように努める。</p> <p>(3) 応援府県の対応</p> <p>① 府県民のボランティア活動の促進 応援府県は、社会福祉協議会等と連携し、被災地支援のボランティア活動の呼びかけや、ボランティアバスの運行を行うなど府県民のボランティア活動を促進する。</p> <p>② 被災地におけるボランティアの支援 応援府県は、必要に応じて社会福祉協議会等と連携し、被災地のボランティアニーズを把握するためのボランティア先遣チーム及びボランティアのマッチングを行うボランティアコーディネータ</p>			<p>(1) 被災府県の対応</p> <p>① 被災府県内のボランティアニーズの把握 被災府県は、被災地でのボランティアニーズの把握に努める。 被災府県は、必要に応じて、被災市町村へ応援職員を派遣し、被災市町村が行うボランティアニーズの把握を支援し、早期のボランティアニーズの把握に努める。</p> <p>② 災害ボランティア呼びかけの広域連合・応援府県への要請 被災府県は、応援府県及び広域連合に対して、災害ボランティア等の呼びかけについて要請する。</p> <p>③ 災害ボランティアセンターの立ち上げ・ボランティア受入表明 被災府県は、社会福祉協議会等と連携して、直ちに災害ボランティアセンターを立ち上げ、府県内外からのボランティアの受入を表明するとともに、被災市町村に対し災害ボランティアセンターの設置及びボランティア受入を行うよう働きかける。 災害ボランティアセンターの運営にあたっては、社会福祉協議会、NPO、企業及び生活協同組合等との連携に努める。 府県災害ボランティアセンターでは、ボランティアの募集にかかる広報やボランティア資機材の需給調整等を行う。</p> <p>(2) 広域連合の対応</p> <p>① ボランティア活動に対するメッセージの発出 広域連合は、府県民に対して、<u>構成団体の長</u>の連名によるメッセージを発出し、被災地支援のボランティア活動を呼びかける。</p> <p>② ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営 広域連合は、応援府県と連携し、被災府県の災害ボランティアセンターの後方支援として、必要に応じボランティアインフォメーションセンターを設置し、ボランティアに対し、受入状況、活動内容、被災地の道路情報、交通情報、宿泊情報等の支援情報を提供するように努める。</p> <p>(3) 応援府県の対応</p> <p>① 府県民のボランティア活動の促進 応援府県は、社会福祉協議会等と連携し、被災地支援のボランティア活動の呼びかけや、ボランティアバスの運行を行うなど府県民のボランティア活動を促進する。</p> <p>② 被災地におけるボランティアの支援 応援府県は、必要に応じて社会福祉協議会等と連携し、被災地のボランティアニーズを把握するためのボランティア先遣チーム及びボランティアのマッチングを行うボランティアコーディネータ</p>			構成団体の 変更

関西防災・減災プラン 現行	見直し案	見直しの考え方																														
<p>びボランティアのマッチングを行うボランティアコーディネーターを派遣する。</p> <p>また、応援府県は必要に応じて、社会福祉協議会等及び被災地の災害ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動拠点の開設の支援を行う。</p> <p>③ ボランティアグループへの支援</p> <p>応援府県は、災害対応のステージに応じた被災者ニーズを踏まえ、高齢者の見守り、コミュニティづくり、傾聴ボランティアや芸術慰問等を行うボランティアグループへの支援に努める。</p> <p>2-8 帰宅困難者への支援</p> <p>公共交通機関の被災や運行停止により、大都市の都心部では自力で帰宅できない、いわゆる帰宅困難者が大量に発生する。</p> <p>広域連合は、被災府県の行うメッセージの発出や災害時帰宅支援ステーションの展開を支援する。</p> <p><帰宅困難者への対応></p> <table border="1" data-bbox="186 821 1317 1472"> <thead> <tr> <th></th> <th>発災</th> <th>1 h</th> <th>2 4 h</th> <th>7 2 h</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行想定される外出者の</td> <td></td> <td>○ ターミナル駅周辺や繁華街等で多くの人が滞留 ○ 安全な場所を求めて移動 ○ 被害状況の確認・家族の安否確認 ○ 徒歩帰宅の準備（情報入手、飲料水等の調達）</td> <td>○ 帰宅</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>対必要とされる</td> <td></td> <td>○ 駅構内等の情報提供・落ち着いた対応の呼びかけ ○ 滞留者を安全な場所へ誘導 ○ 災害用伝言ダイヤル等の運用開始 ○ 災害時帰宅支援ステーション協定事業者へ支援依頼 ○ 徒歩帰宅が困難な者、観光客の誘導・一時受入要請</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 被災府県の対応</p> <p>① メッセージの発出</p> <p>被災府県は、徒歩帰宅者や観光客に対して、無理に帰宅をせず、落ち着いた対応を求めるメッセージの発出をホームページやプレスリリースを通じて行う。</p> <p>② 交通情報等の提供</p> <p>被災府県は、交通情報等について、可能な範囲でホームページを通じて情報提供を行うよう努める。</p>		発災	1 h	2 4 h	7 2 h	行想定される外出者の		○ ターミナル駅周辺や繁華街等で多くの人が滞留 ○ 安全な場所を求めて移動 ○ 被害状況の確認・家族の安否確認 ○ 徒歩帰宅の準備（情報入手、飲料水等の調達）	○ 帰宅	→	対必要とされる		○ 駅構内等の情報提供・落ち着いた対応の呼びかけ ○ 滞留者を安全な場所へ誘導 ○ 災害用伝言ダイヤル等の運用開始 ○ 災害時帰宅支援ステーション協定事業者へ支援依頼 ○ 徒歩帰宅が困難な者、観光客の誘導・一時受入要請			<p>一を派遣する。</p> <p>また、応援府県は必要に応じて、社会福祉協議会等及び被災地の災害ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動拠点の開設の支援を行う。</p> <p>③ ボランティアグループへの支援</p> <p>応援府県は、災害対応のステージに応じた被災者ニーズを踏まえ、高齢者の見守り、コミュニティづくり、傾聴ボランティアや芸術慰問等を行うボランティアグループへの支援に努める。</p> <p>2-8 帰宅困難者への支援</p> <p>公共交通機関の被災や運行停止により、大都市の都心部では自力で帰宅できない、いわゆる帰宅困難者が大量に発生する。</p> <p>広域連合は、被災府県の行うメッセージの発出や災害時帰宅支援ステーションの展開を支援する。</p> <p><帰宅困難者への対応></p> <table border="1" data-bbox="1436 779 2599 1423"> <thead> <tr> <th></th> <th>発災</th> <th>1 h</th> <th>2 4 h</th> <th>7 2 h</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行想定される外出者の</td> <td></td> <td>○ ターミナル駅周辺や繁華街等で多くの人が滞留 ○ 安全な場所を求めて移動 ○ 被害状況の確認・家族の安否確認 ○ 徒歩帰宅の準備（情報入手、飲料水等の調達）</td> <td>○ 帰宅</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>対必要とされる</td> <td></td> <td>○ 駅構内等の情報提供・落ち着いた対応の呼びかけ ○ 滞留者を安全な場所へ誘導 ○ 災害用伝言ダイヤル等の運用開始 ○ 災害時帰宅支援ステーション協定事業者へ支援依頼 ○ 徒歩帰宅が困難な者、観光客の誘導・一時受入要請</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 被災府県の対応</p> <p>① メッセージの発出</p> <p>被災府県は、徒歩帰宅困難者や観光客に対して、無理に帰宅をせず、落ち着いた対応を求めるメッセージの発出をホームページやプレスリリースを通じて行う。</p> <p>② 交通情報等の提供</p> <p>被災府県は、交通情報等について、可能な範囲でホームページを通じて情報提供を行うよう努める。</p> <p>③ 災害時帰宅支援ステーションの展開</p> <p>被災府県は、災害時における帰宅困難者支援に関する協定書に基づ</p>		発災	1 h	2 4 h	7 2 h	行想定される外出者の		○ ターミナル駅周辺や繁華街等で多くの人が滞留 ○ 安全な場所を求めて移動 ○ 被害状況の確認・家族の安否確認 ○ 徒歩帰宅の準備（情報入手、飲料水等の調達）	○ 帰宅	→	対必要とされる		○ 駅構内等の情報提供・落ち着いた対応の呼びかけ ○ 滞留者を安全な場所へ誘導 ○ 災害用伝言ダイヤル等の運用開始 ○ 災害時帰宅支援ステーション協定事業者へ支援依頼 ○ 徒歩帰宅が困難な者、観光客の誘導・一時受入要請			<p>修正意見を反映</p> <p>修正意見を反映</p> <p>修正意見を反映</p>
	発災	1 h	2 4 h	7 2 h																												
行想定される外出者の		○ ターミナル駅周辺や繁華街等で多くの人が滞留 ○ 安全な場所を求めて移動 ○ 被害状況の確認・家族の安否確認 ○ 徒歩帰宅の準備（情報入手、飲料水等の調達）	○ 帰宅	→																												
対必要とされる		○ 駅構内等の情報提供・落ち着いた対応の呼びかけ ○ 滞留者を安全な場所へ誘導 ○ 災害用伝言ダイヤル等の運用開始 ○ 災害時帰宅支援ステーション協定事業者へ支援依頼 ○ 徒歩帰宅が困難な者、観光客の誘導・一時受入要請																														
	発災	1 h	2 4 h	7 2 h																												
行想定される外出者の		○ ターミナル駅周辺や繁華街等で多くの人が滞留 ○ 安全な場所を求めて移動 ○ 被害状況の確認・家族の安否確認 ○ 徒歩帰宅の準備（情報入手、飲料水等の調達）	○ 帰宅	→																												
対必要とされる		○ 駅構内等の情報提供・落ち着いた対応の呼びかけ ○ 滞留者を安全な場所へ誘導 ○ 災害用伝言ダイヤル等の運用開始 ○ 災害時帰宅支援ステーション協定事業者へ支援依頼 ○ 徒歩帰宅が困難な者、観光客の誘導・一時受入要請																														

関西防災・減災プラン 現行	見直し案	見直しの考え方																								
<p>③ 災害時帰宅支援ステーションの展開 被災府県は、災害時における帰宅困難者支援に関する協定書に基づき、帰宅支援ステーション協定事業者に対して、帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。</p> <p>④ ホテル・旅館業者等に対する観光客への情報提供の要請等 被災府県は、管内のホテル・旅館業者、旅行業者に対して、必要に応じ観光客への情報提供や安全な場所への誘導、さらに可能な場合には一時受け入れを要請する。 また、被災府県は、外国人支援を行う NPO や語学ボランティアに通訳等の協力を要請する。</p> <p>(2) 広域連合の対応 広域連合は、被災府県と連携して必要な広報等を行うほか、災害時帰宅支援ステーションの展開において、必要に応じて、事業者との連絡調整を行う。</p> <p>2-9 広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の推進 災害により大量に発生し、復旧・復興を阻害する廃棄物を早期に処理するため、広域連合は、運搬・処分・活用等について、必要に応じ構成府県間の調整を行う。</p>	<p>き、帰宅支援ステーション協定事業者に対して、帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。</p> <p>④ ホテル・旅館業者等に対する観光客への情報提供の要請等 被災府県は、管内のホテル・旅館業者、旅行業者に対して、必要に応じ観光客への情報提供や安全な場所への誘導、さらに可能な場合には一時受け入れを要請する。 また、被災府県は、外国人支援を行う NPO や語学ボランティアに通訳等の協力を要請する。</p> <p>(2) 広域連合の対応 広域連合は、被災府県と連携して必要な広報等を行うほか、災害時帰宅支援ステーションの展開において、必要に応じて、事業者との連絡調整を行う。</p> <p>2-9 広域的な災害廃棄物 （がれき等） 処理の調整 災害により大量に発生し、復旧・復興を阻害する廃棄物を早期に処理するため、広域連合は、運搬・処分・活用等について、必要に応じ構成団体間の調整を行う。</p>	<p>広域環境保全局の意見反映</p> <p>構成団体の変更</p>																								
<p><災害廃棄物の処理の支援></p> <table border="1" data-bbox="112 1060 1279 1871"> <thead> <tr> <th></th> <th>被災地の状況</th> <th>必要な対応</th> <th>広域連合による支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 倒壊等家屋・建物の発生 自動車、重機等大型廃棄物の発生 汚泥の堆積及び大量の浮遊物の流入 港湾海底への廃棄物の沈殿 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 処分量の把握と処分体制の確立 運搬・輸送道路の確保（道路上のがれき等撤去） 運搬業者等の確保 作業用重機の手配 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○府県域を越えた災害を想定して、災害廃棄物（がれき等）処理計画の検討 撤去・処分方法：仮置き場、最終処分地の確保（市町村内、府県内、域内調整の仕組み） 輸送手段の想定 活用方法の検討：土木資材（地盤嵩上げ、防潮堤整備など）への活用等 </td> </tr> <tr> <td>一時撤去・仮置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> がれき・解体廃棄物等の仮置き場への搬入 廃棄物運搬車両による交通渋滞 個人所有物の処分と保存の区分 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 倒壊家屋等建築物の解体・撤去（仮置き場への移動） 解体撤去に伴う健康対策（アスベスト、粉じん等） 不燃物・可燃物・リサイクル資源の分別（コンクリートガラ、木くず、土砂等） 交通渋滞対策の検討（道 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		被災地の状況	必要な対応	広域連合による支援	発災時	<ul style="list-style-type: none"> 倒壊等家屋・建物の発生 自動車、重機等大型廃棄物の発生 汚泥の堆積及び大量の浮遊物の流入 港湾海底への廃棄物の沈殿 	<ul style="list-style-type: none"> 処分量の把握と処分体制の確立 運搬・輸送道路の確保（道路上のがれき等撤去） 運搬業者等の確保 作業用重機の手配 	<ul style="list-style-type: none"> ○府県域を越えた災害を想定して、災害廃棄物（がれき等）処理計画の検討 撤去・処分方法：仮置き場、最終処分地の確保（市町村内、府県内、域内調整の仕組み） 輸送手段の想定 活用方法の検討：土木資材（地盤嵩上げ、防潮堤整備など）への活用等 	一時撤去・仮置	<ul style="list-style-type: none"> がれき・解体廃棄物等の仮置き場への搬入 廃棄物運搬車両による交通渋滞 個人所有物の処分と保存の区分 	<ul style="list-style-type: none"> 倒壊家屋等建築物の解体・撤去（仮置き場への移動） 解体撤去に伴う健康対策（アスベスト、粉じん等） 不燃物・可燃物・リサイクル資源の分別（コンクリートガラ、木くず、土砂等） 交通渋滞対策の検討（道 		<p><災害廃棄物の処理の支援></p> <table border="1" data-bbox="1365 993 2525 1896"> <thead> <tr> <th></th> <th>被災地の状況</th> <th>必要な対応</th> <th>広域連合による支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 倒壊等家屋・建物の発生 自動車、重機等大型廃棄物の発生 津波堆積物の発生 港湾海底への廃棄物の沈殿 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 処理量の把握と処理体制の確立 運搬・輸送道路の確保（道路上の災害廃棄物を撤去） 運搬業者等の確保 作業用重機の手配 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○府県域を越えた災害を想定して、災害廃棄物 （がれき等） 処理計画の検討 撤去・処理方法：仮置き場、最終処分地の確保（市町村内、府県内、域内調整の仕組み） 輸送手段の想定 再資源化の検討：土木資材（地盤嵩上げ、防潮堤整備など）への活用等 </td> </tr> <tr> <td>収集・分別・仮置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の仮置き場への搬入 廃棄物運搬車両による交通渋滞 個人所有物の処分と保存の区分 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 倒壊家屋等建築物の解体・撤去（仮置き場への移動） 解体撤去に伴う健康対策（アスベスト、粉じん等） 不燃物・可燃物・リサイクル資源の分別（コンクリートガラ、木くず、土砂等） 交通渋滞対策の検討（道路使用制限等） 運搬手段の確保 個人所有物の一時保管 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		被災地の状況	必要な対応	広域連合による支援	発災時	<ul style="list-style-type: none"> 倒壊等家屋・建物の発生 自動車、重機等大型廃棄物の発生 津波堆積物の発生 港湾海底への廃棄物の沈殿 	<ul style="list-style-type: none"> 処理量の把握と処理体制の確立 運搬・輸送道路の確保（道路上の災害廃棄物を撤去） 運搬業者等の確保 作業用重機の手配 	<ul style="list-style-type: none"> ○府県域を越えた災害を想定して、災害廃棄物 （がれき等） 処理計画の検討 撤去・処理方法：仮置き場、最終処分地の確保（市町村内、府県内、域内調整の仕組み） 輸送手段の想定 再資源化の検討：土木資材（地盤嵩上げ、防潮堤整備など）への活用等 	収集・分別・仮置	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の仮置き場への搬入 廃棄物運搬車両による交通渋滞 個人所有物の処分と保存の区分 	<ul style="list-style-type: none"> 倒壊家屋等建築物の解体・撤去（仮置き場への移動） 解体撤去に伴う健康対策（アスベスト、粉じん等） 不燃物・可燃物・リサイクル資源の分別（コンクリートガラ、木くず、土砂等） 交通渋滞対策の検討（道路使用制限等） 運搬手段の確保 個人所有物の一時保管 		<p>広域環境保全局の意見反映</p>
	被災地の状況	必要な対応	広域連合による支援																							
発災時	<ul style="list-style-type: none"> 倒壊等家屋・建物の発生 自動車、重機等大型廃棄物の発生 汚泥の堆積及び大量の浮遊物の流入 港湾海底への廃棄物の沈殿 	<ul style="list-style-type: none"> 処分量の把握と処分体制の確立 運搬・輸送道路の確保（道路上のがれき等撤去） 運搬業者等の確保 作業用重機の手配 	<ul style="list-style-type: none"> ○府県域を越えた災害を想定して、災害廃棄物（がれき等）処理計画の検討 撤去・処分方法：仮置き場、最終処分地の確保（市町村内、府県内、域内調整の仕組み） 輸送手段の想定 活用方法の検討：土木資材（地盤嵩上げ、防潮堤整備など）への活用等 																							
一時撤去・仮置	<ul style="list-style-type: none"> がれき・解体廃棄物等の仮置き場への搬入 廃棄物運搬車両による交通渋滞 個人所有物の処分と保存の区分 	<ul style="list-style-type: none"> 倒壊家屋等建築物の解体・撤去（仮置き場への移動） 解体撤去に伴う健康対策（アスベスト、粉じん等） 不燃物・可燃物・リサイクル資源の分別（コンクリートガラ、木くず、土砂等） 交通渋滞対策の検討（道 																								
	被災地の状況	必要な対応	広域連合による支援																							
発災時	<ul style="list-style-type: none"> 倒壊等家屋・建物の発生 自動車、重機等大型廃棄物の発生 津波堆積物の発生 港湾海底への廃棄物の沈殿 	<ul style="list-style-type: none"> 処理量の把握と処理体制の確立 運搬・輸送道路の確保（道路上の災害廃棄物を撤去） 運搬業者等の確保 作業用重機の手配 	<ul style="list-style-type: none"> ○府県域を越えた災害を想定して、災害廃棄物 （がれき等） 処理計画の検討 撤去・処理方法：仮置き場、最終処分地の確保（市町村内、府県内、域内調整の仕組み） 輸送手段の想定 再資源化の検討：土木資材（地盤嵩上げ、防潮堤整備など）への活用等 																							
収集・分別・仮置	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の仮置き場への搬入 廃棄物運搬車両による交通渋滞 個人所有物の処分と保存の区分 	<ul style="list-style-type: none"> 倒壊家屋等建築物の解体・撤去（仮置き場への移動） 解体撤去に伴う健康対策（アスベスト、粉じん等） 不燃物・可燃物・リサイクル資源の分別（コンクリートガラ、木くず、土砂等） 交通渋滞対策の検討（道路使用制限等） 運搬手段の確保 個人所有物の一時保管 																								

関西防災・減災プラン 現行			見直し案			見直しの考え方
		路使用制限等) ・運搬手段の確保 ・個人所有物の一時保管 ・集合住宅の解体・補修の調整			・ 集合住宅の解体・補修の調整 ・ 汚泥のしゅんせつ ・可燃ゴミの焼却 （市町村処理施設、民間処理施設の確保・調整） ・木くずのチップ化、埋立用材・建築資材等へのリサイクル（民間業者の確保等） ・民間業者の確保	
中間処理	・廃棄物処理にかかる環境保全（大気、水質等） ・リサイクルの実施 ・有害物質（産業廃棄物）の処理	・汚泥のしゅんせつ ・可燃ゴミの焼却 （市町村処理施設、民間処理施設の確保・調整） ・木くずのチップ化、埋立用材・建築資材等へのリサイクル（民間業者の確保等） ・民間業者の確保	中間処理	・廃棄物処理にかかる環境保全（大気、水質等） ・リサイクルの実施 ・有害物質（産業廃棄物）の処理	・可燃ゴミの焼却 （市町村処理施設、民間処理施設の確保・調整） ・木くずのチップ化、埋立用材・建築資材等へのリサイクル（民間業者の確保等） ・民間業者の確保	
最終処分	・最終処分場への輸送、処分	・広域での最終処分場の調整・確保 ・海上、鉄道等輸送手段の確保	最終処分	・最終処分場への輸送、処分	・広域での最終処分場の調整・確保 ・海上、鉄道等輸送手段の確保	
<p>(1) 被災府県の対応</p> <p>① 被災市町村の支援</p> <p>災害により発生した膨大な量の災害廃棄物の処理を迅速かつ適切に実施するため、市町村又は市町村間の連携のみでは処理することが困難な場合は、被災府県が市町村を積極的に支援して、災害廃棄物の処理を進める。また、被災府県は、処理目標期間を設定する。</p> <p>② 応援要請</p> <p>被災府県は、自府県で対応ができない場合、広域連合に対して、災害廃棄物の撤去・処分等の支援を要請する。</p>			<p>(1) 被災府県の対応</p> <p>① 被災市町村の支援</p> <p>災害により発生した膨大な量の災害廃棄物の処理を迅速かつ適切に実施するため、市町村又は市町村間の連携のみでは処理することが困難な場合は、被災府県は市町村のニーズに応じて必要な支援を行う。また、市町村から事務委託の要請を受けた場合は、被災府県が市町村に代わって災害廃棄物を処理する。</p> <p>② 応援要請</p> <p>被災府県は、自府県で対応ができない場合、広域連合に対して、災害廃棄物の撤去・処分等の支援を要請する。</p>			広域環境保全局の意見反映
<p>(2) 広域連合の対応</p> <p>広域連合は、被災府県に協力して、災害廃棄物の撤去・処分、輸送手段の確保、活用方法について、必要に応じて、構成府県・連携県間の調整を行う。</p> <p>① 撤去・処分</p> <p>災害廃棄物の仮置き場及び最終処分場の場所等</p> <p>② 輸送手段</p> <p>運搬車両等の輸送手段</p> <p>③ 活用</p> <p>地盤嵩上げ、防潮堤整備などの土木資材としての活用等</p>			<p>(2) 広域連合の対応</p> <p>広域連合は、被災府県に協力して、災害廃棄物の撤去・処分、輸送手段の確保、再資源化について、必要に応じて、構成団体・連携県間の調整を行う。</p> <p>① 撤去・処分</p> <p>災害廃棄物の仮置き場及び最終処分場の場所等</p> <p>② 輸送手段</p> <p>運搬車両等の輸送手段</p> <p>③ 再資源化</p> <p>地盤嵩上げ、防潮堤整備などの土木資材としての活用等</p>			構成団体の変更 広域環境保全局の意見反映

応急対応期オペレーションマップ（1）

このオペレーションマップは、大規模広域災害発生時に被災市町村、被災府県、広域連合・応援府県、他都道県、国・国出先機関及び広域実動機関が、相互に連携しながら対応すべきことを災害対応項目ごとに示したものである。

項目	被災市町村	被災府県
1 生活物資の供給	<ul style="list-style-type: none"> ○保存飲料水の供給 ○給水車の派遣 【応援業務】 ○被災府県及び日本水産協会（内閣支庁）へ給水の応援を要請（保存飲料水、給水車） 【受援業務】 ◆給水支援の受入、割当 	<ul style="list-style-type: none"> ○管内市町村と保存飲料水、運搬用車に保存飲料水要請（給水車の派遣） ○被災市町村への保存飲料水の提供 【広域応援業務】 ○日本水産協会に給水の応援を要請 ○自衛隊や海上保安庁に応援要請
食料・救援物資の供給	<ul style="list-style-type: none"> ○食料・物資の必需品目・数量の把握 ○備蓄物資の供出 ○避難者等への食料・物資の配布 ○避難者等への物資供給要請 ※在宅被災者にも留意 【広域要請】 ○食料・物資の供給要請 【受援業務】 ◆応援申し込みに対する支援先の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○備蓄食料・物資の被災市町村への供出 ○指定事業者への供給要請 ○運送業者への物資供給要請 ○企業・ボランティア等に対する物資支援や働き出しの呼びかけ ○支援要請品目以外の必要性にかかわる多角的な検討及びその供給 【広域応援業務】 ○応援府県、広域連合への備蓄食料・物資の供給要請 ○必要とされる具体的な物資等の支援要請 【受援業務】 ◆応援物資や働き出しの申し込みに対する支援場所等の特定 ◆被災物資の受け入れ
物流の調整	<ul style="list-style-type: none"> ○物資集積・配送拠点の開設・運営 ○必要な物資の品目や量の把握できる仕組みの確立（避難所等との連絡調整方法の確立） ○市町村内輸送ルート確立 ○避難所内での配布方法の確立 ○物資集積にかかわる事業者への協力要請 【広域要請】 ○配送システムの確立に向けたノウハウ等の提供要請 ○物資集積・配送拠点の運営要員の派遣要請 【受援業務】 ◆物資集積・配送拠点の開設・運営（再掲） ◆市町村内輸送ルート確立（再掲） ◆応援要員の配置、職務の割当 ◆各種応援要員との調整場所の設置、調整会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域での物資集積・配送拠点の開設・運営 ○被災市町村が必要とする物資の品目や量の把握できる仕組みの確立 ○府県内輸送ルート確立 ○集配システムの確立に向けた事業者への協力要請 【広域応援業務】 ○応援府県、広域連合に対する配送システムの確立・活用に関する要請 ○物資集積・配送拠点の運営要員の派遣要請 【受援業務】 ◆物資集積・配送拠点の開設・運営（再掲） ◆府県内輸送ルート確立（再掲） ◆応援要員の配置、職務の割当 ◆各種応援要員との調整場所の設置、調整会議の開催

凡例 ○：対応業務、◇：応援要請業務、◆：受援業務

応急対応期オペレーションマップ（1）

このオペレーションマップは、大規模広域災害発生時に被災市町村、被災府県、広域連合・応援府県、他都道県、国・国出先機関及び広域実動機関が、相互に連携しながら対応すべきことを災害対応項目ごとに示したものである。

項目	被災市町村	被災府県
1 生活物資の供給	<ul style="list-style-type: none"> ○保存飲料水の供給 ○給水車の派遣 【応援業務】 ○被災府県及び日本水産協会（内閣支庁）へ給水の応援を要請（保存飲料水、給水車） 【受援業務】 ◆給水支援の受入、割当 	<ul style="list-style-type: none"> ○管内市町村と保存飲料水、運搬用車に保存飲料水要請（給水車の派遣） ○被災市町村への保存飲料水の提供 【広域応援業務】 ○日本水産協会に給水の応援を要請（保存飲料水、給水車） ○自衛隊や海上保安庁に応援要請
食料・救援物資の供給	<ul style="list-style-type: none"> ○食料・物資の必需品目・数量の把握 ○備蓄物資の供出 ○避難者等への食料・物資の配布 ○避難者等への物資供給要請 ※在宅被災者にも留意 【広域要請】 ○食料・物資の供給要請 【受援業務】 ◆応援申し込みに対する支援先の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○備蓄食料・物資の被災市町村への供出 ○指定事業者への供給要請 ○運送業者への物資供給要請 ○企業・ボランティア等に対する物資支援や働き出しの呼びかけ ○支援要請品目以外の必要性にかかわる多角的な検討及びその供給 【広域応援業務】 ○応援府県、広域連合への備蓄食料・物資の供給要請 ○必要とされる具体的な物資等の支援要請 【受援業務】 ◆応援物資や働き出しの申し込みに対する支援場所等の特定 ◆被災物資の受け入れ
物流の調整	<ul style="list-style-type: none"> ○物資集積・配送拠点の開設・運営 ○必要な物資の品目や量の把握できる仕組みの確立（避難所等との連絡調整方法の確立） ○市町村内輸送ルート確立 ○避難所内での配布方法の確立 ○物資集積にかかわる事業者への協力要請 【広域要請】 ○配送システムの確立に向けたノウハウ等の提供要請 ○物資集積・配送拠点の運営要員の派遣要請 【受援業務】 ◆物資集積・配送拠点の開設・運営（再掲） ◆市町村内輸送ルート確立（再掲） ◆応援要員の配置、職務の割当 ◆各種応援要員との調整場所の設置、調整会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域での物資集積・配送拠点の開設・運営 ○被災市町村が必要とする物資の品目や量の把握できる仕組みの確立 ○府県内輸送ルート確立 ○集配システムの確立に向けた事業者への協力要請 【広域応援業務】 ○応援府県、広域連合に対する配送システムの確立・活用に関する要請 ○物資集積・配送拠点の運営要員の派遣要請 【受援業務】 ◆物資集積・配送拠点の開設・運営（再掲） ◆府県内輸送ルート確立（再掲） ◆応援要員の配置、職務の割当 ◆各種応援要員との調整場所の設置、調整会議の開催

凡例 ○：対応業務、◇：応援要請業務、◆：受援業務

関西災害時物資供給協議会の取組反映

広域連合・応援府県	他都道府県等	国・国出先機関	自衛隊・海上保安庁
<p>○保存飲料水の確保（管内市町村への要請を含む）</p> <p>○日本水道協会からの要請に基づき、給水車を派遣</p> <p>【広域連合】 【広域応援・受援調整】 ○保存飲料水について構成府県間で調整</p>	<p>○備蓄食料・物資の供出（管内市町村への要請を含む）</p> <p>○企業・ボランティア等に対する物資支援や炊き出しの呼びかけと具体的な支援先の調整</p> <p>○大量に必要とする物資の府県民からの募集</p> <p>【広域連合】 ○不足についての構成府県間調整</p> <p>○関係業界への食料・物資供給要請</p> <p>○企業・ボランティア等への応援呼びかけ</p> <p>【広域応援・受援調整】 ○他府県への備蓄食料・物資の供出要請</p> <p>○他府県に対し、企業・ボランティア等への呼びかけを実施するよう要請</p> <p>○国への食料・物資供給要請</p>	<p>【厚生労働省】 ○日本水道協会を通じ、派遣すべき給水車を調整</p> <p>【農林水産省・地方農政局】 ○災害救助用米穀の供給</p> <p>○種米、パン等食料関係業界への出荷要請</p> <p>【経済産業省・経済産業局】 ○生活必需品関係業界への協力要請</p>	<p>○自衛隊による食料供給活動を支援</p> <p>○海上保安庁により物資輸送を支援</p>
<p>○保存飲料水の確保（管内市町村への要請を含む）</p> <p>○日本水道協会からの要請に基づき、給水車を派遣</p> <p>【広域連合】 【広域応援・受援調整】 ○保存飲料水について構成府県間で調整</p>	<p>○備蓄食料・物資の供出（管内市町村への要請を含む）</p> <p>○企業・ボランティア等に対する物資支援や炊き出しの呼びかけと具体的な支援先の調整</p> <p>○大量に必要とする物資の府県民からの募集</p> <p>【広域連合】 ○不足についての構成府県間調整</p> <p>○関係業界への食料・物資供給要請</p> <p>○企業・ボランティア等への応援呼びかけ</p> <p>【広域応援・受援調整】 ○他府県への備蓄食料・物資の供出要請</p> <p>○他府県に対し、企業・ボランティア等への呼びかけを実施するよう要請</p> <p>○国への食料・物資供給要請</p>	<p>【農林水産省・地方農政局】 ○<u>プッシュ型支援にかかる供給・協力要請</u></p> <p>・災害救助用米穀の供給</p> <p>・パン等食料関係業界への出荷要請</p> <p>【経済産業省・経済産業局】 ○<u>プッシュ型支援にかかる生活必需品等関係業界への協力要請</u></p>	<p>○自衛隊による食料供給活動を支援</p> <p>○海上保安庁により物資輸送を支援</p>
<p>○被災地域への物資供給・配送拠点を必要に応じて開設・運営</p> <p>○被災地域への供給を迅速に行える連絡調整体制の確立</p> <p>○被災地域までの輸送ルートの確立</p> <p>○物流事業者（トラック協会、海運事業者等）、交通事業者（JR、私鉄、航空会社等）等への配送要請</p> <p>○応援職員を派遣（管内市町村への要請を含む）</p> <p>【広域連合】 【広域応援要請・受援調整】 ○他府県への応援職員派遣要請</p> <p>○国、実動機関（海上保安庁等）、関係業界への支援・協力要請</p>	<p>○被災地域への物資供給・配送拠点を必要に応じて開設・運営</p> <p>○被災地域への供給を迅速に行える連絡調整体制の確立</p> <p>○被災地域までの輸送ルートの確立</p> <p>○物流事業者（トラック協会、海運事業者等）、交通事業者（JR、私鉄、航空会社等）等への配送要請</p> <p>○応援職員を派遣（管内市町村への要請を含む）</p> <p>【広域連合】 【広域応援要請・受援調整】 ○他府県への応援職員派遣要請</p> <p>○国、実動機関（海上保安庁等）、関係業界への支援・協力要請</p>	<p>【国土交通省・地方運輸局】 ○物流事業者、交通事業者への配送要請</p> <p>○実動機関（自衛隊、海上保安庁）への協力要請</p> <p>○要請に基づき応援職員を派遣</p>	<p>○自衛隊、海上保安庁による搬送活動</p> <p>○自衛隊による物資集積・配送拠点の運営支援</p>

広域連合・応援府県	他都道府県等	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）
<p>○保存飲料水の提供（管内市町村への要請を含む）</p> <p>○日本水道協会からの要請に基づき、給水車を派遣</p> <p>【広域連合】 【広域応援・受援調整】 ○保存飲料水について構成府県間で調整</p>	<p>○要請に基づき備蓄食料・物資の供出</p> <p>○企業・ボランティア等への応援呼びかけ</p> <p>【広域連合】 ○不足についての構成府県間調整</p> <p>○<u>関西災害時物資供給協議会企業・団体への物資供給及び物流の協力依頼</u></p> <p>○企業・ボランティア等への応援呼びかけ</p> <p>【広域応援・受援調整】 ○他都道府県への備蓄食料・物資の供出要請</p> <p>○他都道府県に対し、企業・ボランティア等への呼びかけを実施するよう要請</p> <p>○国への食料・物資供給要請</p>	<p>【厚生労働省】 ○日本水道協会を通じ、派遣すべき給水車を調整</p> <p>【農林水産省・地方農政局】 ○<u>プッシュ型支援にかかる供給・協力要請</u></p> <p>・災害救助用米穀の供給</p> <p>・パン等食料関係業界への出荷要請</p> <p>【経済産業省・経済産業局】 ○<u>プッシュ型支援にかかる生活必需品等関係業界への協力要請</u></p>	<p>○自衛隊や海上保安庁による給水活動</p> <p>○自衛隊による食料供給活動を支援</p> <p>○海上保安庁により物資輸送を支援</p>
<p>○保存飲料水の提供（管内市町村への要請を含む）</p> <p>○日本水道協会からの要請に基づき、給水車を派遣</p> <p>【広域連合】 【広域応援・受援調整】 ○保存飲料水について構成府県間で調整</p>	<p>○備蓄食料・物資の供出（管内市町村への要請を含む）</p> <p>○企業・ボランティア等に対する物資支援や炊き出しの呼びかけと具体的な支援先の調整</p> <p>○大量に必要とする物資の府県民からの募集</p> <p>【広域連合】 ○不足についての構成府県間調整</p> <p>○<u>関西災害時物資供給協議会企業・団体への物資供給及び物流の協力依頼</u></p> <p>○企業・ボランティア等への応援呼びかけ</p> <p>【広域応援・受援調整】 ○他都道府県への備蓄食料・物資の供出要請</p> <p>○他都道府県に対し、企業・ボランティア等への呼びかけを実施するよう要請</p> <p>○国への食料・物資供給要請</p>	<p>【農林水産省・地方農政局】 ○<u>プッシュ型支援にかかる供給・協力要請</u></p> <p>・災害救助用米穀の供給</p> <p>・パン等食料関係業界への出荷要請</p> <p>【経済産業省・経済産業局】 ○<u>プッシュ型支援にかかる生活必需品等関係業界への協力要請</u></p>	<p>○自衛隊による食料供給活動を支援</p> <p>○海上保安庁により物資輸送を支援</p>
<p>○被災地域への物資供給・配送拠点を必要に応じて開設・運営</p> <p>○被災地域への供給を迅速に行える連絡調整体制の確立</p> <p>○被災地域までの輸送ルートの確立</p> <p>○物流事業者（トラック協会、海運事業者等）、交通事業者（JR、私鉄、航空会社等）等への配送要請</p> <p>○応援職員を派遣（管内市町村への要請を含む）</p> <p>【広域連合】 【広域応援要請・受援調整】 ○他府県への応援職員派遣要請</p> <p>○国、実動機関（海上保安庁等）、関係業界への支援・協力要請</p>	<p>○被災地域への物資供給・配送拠点を必要に応じて開設・運営</p> <p>○被災地域への供給を迅速に行える連絡調整体制の確立</p> <p>○被災地域までの輸送ルートの確立</p> <p>○物流事業者（トラック協会、海運事業者等）、交通事業者（JR、私鉄、航空会社等）等への配送要請</p> <p>○応援職員を派遣（管内市町村への要請を含む）</p> <p>【広域連合】 【広域応援要請・受援調整】 ○他府県への応援職員派遣要請</p> <p>○国、実動機関（海上保安庁等）、関係業界への支援・協力要請</p>	<p>○0次拠点を必要に応じて開設・運営</p> <p>○被災府県への供給を迅速に行える連絡調整体制の確立</p> <p>○被災府県までの輸送ルートの確立</p> <p>○物流事業者（トラック協会、海運事業者等）、交通事業者（JR、私鉄、航空会社等）等への配送要請</p> <p>○応援職員の派遣（管内市町村への要請を含む）</p> <p>【広域連合】 【広域応援要請・受援調整】 ○他都道府県への応援職員派遣要請</p> <p>○国、実動機関（海上保安庁等）、関係業界への支援・協力要請</p>	<p>○物流事業者、交通事業者への配送要請</p> <p>○実動機関（自衛隊、海上保安庁）への協力要請</p> <p>○要請に基づき応援職員を派遣</p> <p>○自衛隊、海上保安庁による搬送活動</p> <p>○自衛隊による物資集積・配送拠点の運営支援</p>

プッシュ型支援を反映

関西災害時物資供給協議会の取組反映

広域防災局の取組を記載

応急対応期オペレーションマップ（２）

項目	福井市町村	被災地域	
2 被災者の健康対策の実施 （応急処置、健康・栄養調査、衛生対策等）	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等による応急処置 ○栄養士による応急処置 ○避難所トイレの衛生保持 ○建物内外の消毒等対応活動 【応急要請】 ○保健師、栄養士等の派遣要請 【受援業務】 ◆応急処置の実行の調整 ◆執務場所の確保、調整要請の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健師等による応急処置 ○栄養士による応急処置 ○管内市町村への保健師、栄養士等の派遣要請 ○保健師、栄養士等の配置先・巡回先等に関する調整 【応急に要請】 ○応急対応、広域連合等への保健師、栄養士等の派遣要請 【受援業務】 ◆応急処置の活動市町村の調整 	
3 生活衛生対策の実施	し尿の処理	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設トイレの設置 ○仮設トイレ等の汲み取りの実施 ○仮設トイレ等の衛生の確保（消毒剤の配布、配布等） 【応急要請】 ○仮設トイレの提供要請 ○汲み取り作業の支援要請 【受援業務】 ◆仮設トイレ設置場所の調整 ◆汲み取り作業実施場所の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設トイレの供給（管内市町村への要請を含む） ○汲み取り作業への応援（管内市町村への要請） 【応急に要請】 ○応急対応、広域連合への仮設トイレの供給要請 ○汲み取り作業への支援要請 【受援業務】 ◆仮設トイレ設置場所の調整 ◆汲み取り作業応援市町村の調整
	入浴の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設、旅館、ホテル等の浴場の開放要請 ○要介護者の移送手段の確保 ○避難所へのシャワーの設置 【応急要請】 ○周辺地域の施設の浴場の開放要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○管内市町村等の公共施設、旅館、ホテル等の浴場の開放要請 ○企業等へのシャワーの提供要請 ○百貨店等による仮設風呂の支援要請
	害因対策、環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所周辺の消毒 ○排水口の配備 ○風呂桶、暖房設備等の配備 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な資材の供給
4 広域避難の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の意向把握、広域避難の働きかけ ○広域避難者のとりまとめ、移送 ○広域避難者への生活支援・復旧復興等の情報提供（避難者登録システムの活用） 【応急要請】 ○広域避難の受入要請 【受援業務】 ○避難者の移送（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村に対する広域避難の呼びかけ ○受入先の確保 ○管内市町村との受入調整 ○避難者登録システムの活用 ○広域避難者への生活支援・復旧復興等の情報提供 【応急に要請】 ○応急対応、広域連合への広域避難受入要請 【受援業務】 ◆避難者の移送支援 	

応急対応期オペレーションマップ（２）

項目	福井市町村	被災地域	
2 被災者の健康対策の実施 （応急処置、健康・栄養調査、衛生対策等）	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等による応急処置 ○栄養士による応急処置 ○避難所トイレの衛生保持 ○建物内外の消毒等対応活動 【応急要請】 ○保健師、栄養士等の派遣要請 【受援業務】 ◆応急処置の実行の調整 ◆執務場所の確保、調整要請の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健師等による応急処置 ○栄養士による応急処置 ○管内市町村への保健師、栄養士等の派遣要請 ○保健師、栄養士等の配置先・巡回先等に関する調整 【応急に要請】 ○応急対応、広域連合等への保健師、栄養士等の派遣要請 【受援業務】 ◆応急処置の活動市町村の調整 	
3 生活衛生対策の実施	し尿の処理	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設トイレの設置 ○仮設トイレ等の汲み取りの実施 ○仮設トイレ等の衛生の確保（消毒剤の配布、配布等） 【応急要請】 ○仮設トイレの提供要請 ○汲み取り作業の支援要請 【受援業務】 ◆仮設トイレ設置場所の調整 ◆汲み取り作業実施場所の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設トイレの供給（管内市町村への要請を含む） ○汲み取り作業への応援（管内市町村への要請） 【応急に要請】 ○応急対応、広域連合への仮設トイレの供給要請 ○汲み取り作業への支援要請 【受援業務】 ◆仮設トイレ設置場所の調整 ◆汲み取り作業応援市町村の調整
	入浴の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設、旅館、ホテル等の浴場の開放要請 ○要介護者の移送手段の確保 ○避難所へのシャワーの設置 【応急要請】 ○周辺地域の施設の浴場の開放要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○管内市町村等の公共施設、旅館、ホテル等の浴場の開放要請 ○企業等へのシャワーの提供要請 ○百貨店等による仮設風呂の支援要請
	害因対策、環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所周辺の消毒 ○排水口の配備 ○風呂桶、暖房設備等の配備 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な資材の供給
4 広域避難の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の意向把握、広域避難の働きかけ ○広域避難者のとりまとめ、移送 ○広域避難者への生活支援・復旧復興等の情報提供（避難者登録システムの活用） 【応急要請】 ○広域避難の受入要請 【受援業務】 ○避難者の移送（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村に対する広域避難の呼びかけ ○受入先の確保 ○管内市町村との受入調整 ○避難者登録システムの活用 ○広域避難者への生活支援・復旧復興等の情報提供 【応急に要請】 ○応急対応、広域連合への広域避難受入要請 【受援業務】 ◆避難者の移送支援 	

広域連携・広域対応	避難所関係	国・自治体関係	広域連携関係（消防、警察、自衛隊、国土庁等）
○避難所、災害士等の派遣 【広域連携】 ○不足する場合の構造府県間調整 【広域応援・支援調整】 ○避難所確保、国への派遣要請	○避難所に基づく避難所、災害士等の派遣	【厚生労働省】 ○保健師、災害士等の全国的な派遣調整	
○仮設トイレの供給 ○済み取り作業への応援調整（管内市町村への要請） 【広域連携】 ○不足する場合の構造府県間調整 【広域応援・支援調整】 ○避難所確保への応援要請	○仮設トイレの供給	【環境省・地方環境事務所】 ○必要な資機材の供給調整	
○企業等へのシャワーの提供要請			○自衛隊による仮設風呂の支援
○企業等への支援物資の提供要請			
○広域避難所の受入要請 ○公営住宅等の受入施設の有無 ○管内市町村、ホテル、旅館業界、不動産業界等への協力要請 ○受け入れ体制の整備 ○生活、医療、福祉、就労等の情報提供 ○農業者・畜産業者（畜舎を含む）の受け入れ体制の構築と情報発信 ○避難者登録システムの導入（管内市町村への要請を含む） 【広域連携】 ○不足する場合の構造府県間調整 【広域応援・支援調整】 ○避難所確保への受入要請	○避難所に基づく受入 ○管内市町村等への受入要請 ○避難者登録システムの活用（管内市町村への要請を含む）	【国土交通省】 ○全国自治体への受入要請 ○避難者登録システムの導入要請	

広域連携・広域対応	避難所関係	国・自治体関係	広域連携関係（消防、警察、自衛隊、国土庁等）
○避難所、災害士等の派遣 【広域連携】 ○不足する場合の構造府県間調整 【広域応援・支援調整】 ○避難所確保、国への派遣要請	○避難所に基づく避難所、災害士等の派遣	【厚生労働省】 ○保健師、災害士等の全国的な派遣調整	
○仮設トイレの供給 ○済み取り作業への応援調整（管内市町村への要請） 【広域連携】 ○不足する場合の構造府県間調整 【広域応援・支援調整】 ○避難所確保への応援要請	○仮設トイレの供給	【環境省・地方環境事務所】 ○必要な資機材の供給調整	
○企業等へのシャワーの提供要請			○自衛隊による仮設風呂の支援
○企業等への支援物資の提供要請			
○広域避難所の受入要請 ○公営住宅等の受入施設の有無 ○管内市町村、ホテル、旅館業界、不動産業界等への協力要請 ○受け入れ体制の整備 ○生活、医療、福祉、就労等の情報提供 ○農業者・畜産業者（畜舎を含む）の受け入れ体制の構築と情報発信 ○避難者登録システムの導入（管内市町村への要請を含む） 【広域連携】 ○不足する場合の構造府県間調整 【広域応援・支援調整】 ○避難所確保への受入要請	○避難所に基づく受入 ○管内市町村等への受入要請 ○避難者登録システムの活用（管内市町村への要請を含む）	【国土交通省】 ○全国自治体への受入要請 ○避難者登録システムの導入要請	

熊本地震の課題を踏まえ追記

広域環境局の意見反映

応急対応期オペレーションマップ（3）

項目	被災市町村	被災府県
1 道路網および水源地の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○管理道路の応急復旧工事の実施 ○河川、地方等管理施設の応急復旧工事の実施 【支援要請】 ○応援職員の新選要請 【受援要請】 ◆応援職員の受入、業務の割当 	<ul style="list-style-type: none"> ○管理道路の応急復旧工事の実施 ○管理道路、管理施設の応急復旧工事の実施 ○河川、地方等管理施設の応急復旧工事の実施 ○被災市町村への職員派遣等の支援 【支援要請】 ○応援職員、広域連合への応援職員の派遣要請 【受援要請】 ◆応援職員の受入、業務の割当
8 ライフラインの応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者への復旧要請 ○優先的復旧箇所（医療機関、公共機関等）への早期復旧要請 ○事業者への道路通行可否情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況・復旧状況の確認 ○早期対応箇所の要請 ○事業者への道路通行可否情報の提供
水道の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○被災箇所の確認・点検 ○復旧工事の実施（要員、資機材の確保） 【支援要請】 ○被災府県、日本水道協会（関係支部）へ復旧工事実施等の応援及び復旧用資機材の供給要請 【受援要請】 ◆応援職員の受入、業務割当 ◆復旧用資機材の受入、割当 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況・復旧の把握 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供（管内市町村への要請を含む） 【広域応援要請】 ○日本水道協会に応援職員派遣及び復旧用資機材の提供要請 【受援要請】 ◆応援職員の派遣先調整 ◆復旧用資機材の提供先調整
下水道の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の調査及び復旧 【支援要請】 ○日本下水道協会が定めた災害時支援ルールに基づき被災市町村を所管する府県へ支援要請 【受援要請】 ◆応援の受入れに対して、応援活動が円滑に行えるように、必要な情報や資料の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供：現地への交通・アクセス状況、宿泊施設の確保、資機材リスト、水・食料事情等 ・資料提供：被災状況、下水道台帳、連絡体制表等 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管内下水道が被災した場合（被災自治体となる場合） <ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の調査及び復旧 【支援要請】 ○日本下水道協会が定めた災害時支援ルールに基づき下水道が能本府を設置し、支援を要請 【受援要請】 ◆応援の受入れに対して、応援活動が円滑に行えるように、必要な情報や資料の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供：現地への交通・アクセス状況、宿泊施設の確保、資機材リスト、水・食料事情等 ・資料提供：被災状況、下水道台帳、連絡体制表等 2. 管内市町村の公井下水道が被災した場合（支援自治体となる場合） <ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の調査及び復旧 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供（管内市町村への要請を含む） 【支援要請】 ○日本下水道協会が定めた災害時支援ルールに基づき下水道が能本府を設置し、支援を要請

応急対応期オペレーションマップ（3）

項目	被災市町村	被災府県
1 道路網および水源地の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○管理道路の応急復旧工事の実施 ○河川、地方等管理施設の応急復旧工事の実施 【支援要請】 ○応援職員の新選要請 【受援要請】 ◆応援職員の受入、業務の割当 	<ul style="list-style-type: none"> ○管理道路の応急復旧工事の実施 ○管理道路、管理施設の応急復旧工事の実施 ○河川、地方等管理施設の応急復旧工事の実施 ○被災市町村への職員派遣等の支援 【支援要請】 ○応援職員、広域連合への応援職員の派遣要請 【受援要請】 ◆応援職員の受入、業務の割当
8 ライフラインの応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者への復旧要請 ○優先的復旧箇所（医療機関、公共機関等）への早期復旧要請 ○事業者への道路通行可否情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況・復旧状況の確認 ○早期対応箇所の要請 ○事業者への道路通行可否情報の提供
水道の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○被災箇所の確認・点検 ○復旧工事の実施（要員、資機材の確保） 【支援要請】 ○被災府県、日本水道協会（関係支部）へ復旧工事実施等の応援及び復旧用資機材の供給要請 【受援要請】 ◆応援職員の受入、業務割当 ◆復旧用資機材の受入、割当 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況・復旧の把握 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供（管内市町村への要請を含む） 【広域応援要請】 ○日本水道協会に応援職員派遣及び復旧用資機材の提供要請 【受援要請】 ◆応援職員の派遣先調整 ◆復旧用資機材の提供先調整
下水道の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の調査及び復旧 【支援要請】 ○日本下水道協会が定めた災害時支援ルールに基づき被災市町村を所管する府県へ支援要請 【受援要請】 ◆応援の受入れに対して、応援活動が円滑に行えるように、必要な情報や資料の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供：現地への交通・アクセス状況、宿泊施設の確保、資機材リスト、水・食料事情等 ・資料提供：被災状況、下水道台帳、連絡体制表等 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管内下水道が被災した場合（被災自治体となる場合） <ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の調査及び復旧 【支援要請】 ○日本下水道協会が定めた災害時支援ルールに基づき下水道が能本府を設置し、支援を要請 【受援要請】 ◆応援の受入れに対して、応援活動が円滑に行えるように、必要な情報や資料の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供：現地への交通・アクセス状況、宿泊施設の確保、資機材リスト、水・食料事情等 ・資料提供：被災状況、下水道台帳、連絡体制表等 2. 管内市町村の公井下水道が被災した場合（支援自治体となる場合） <ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の調査及び復旧 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供（管内市町村への要請を含む） 【支援要請】 ○日本下水道協会が定めた災害時支援ルールに基づき下水道が能本府を設置し、支援を要請

関西防災・減災プラン 現行

見直し案

見直しの考え方

広域連携・広域連携	広域連携等	国・国土交通省	国土交通省（河川、防災、河川、海上保安）
<ul style="list-style-type: none"> ○広域連携の推進 【広域連携】 ○不足する場合の構造的課題調査 【広域連携・受援調整】 ○他府道県への応援要請 ○地方整備局への支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく職員派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 【国土交通省・地方整備局】 ○総合的な輸送ルート復旧計画の策定 ○被災河川、市町村等との復旧計画の調整 ○高速道路無料化の調整 ○港湾の運用計画の立案 ○管理道路の応急復旧工事の実施 ○管理空港、管理空港の応急復旧工事の実施 ○河川、砂防等管理施設の応急復旧工事の実施 ○緊急対応対策推進等（T E C - F O R C E）の推進 ○被災河川への応援職員の全国調整 	
<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況・復旧状況の確認 ○必要に応じて事業者への早期復旧の申し入れ 	<ul style="list-style-type: none"> 【ライフライン事業者】 ○復旧作業の実施 ○全国の関係事業者への応援要請 ○臨時電話の設置 ○伝言ダイヤル等、安否確認情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 【経済産業省・経済産業局】 ○事業者への復旧指導 ○全国の関係事業者への協力要請 	
<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の把握 ○応援職員の派遣、復旧用資材の提供（管内市町村への要請を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく応援職員の派遣、資材の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 【厚生労働省】 ○被災状況の把握 ○日本水道協会を通じた応援調整 	
<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の調査及び復旧 ○応援職員の派遣、復旧用資材の提供（管内市町村への要請を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の調査及び復旧 ○応援職員の派遣、復旧用資材の提供（管内市町村への要請を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 【国土交通省・地方整備局】 ○被災自治体及び支援自治体との連携・協力、支援・応援活動等の総合調整 ○下水道対策本部の特別本部員として参画 	

広域連携・広域連携	広域連携等	国・国土交通省	国土交通省（河川、防災、河川、海上保安）
<ul style="list-style-type: none"> ○広域連携の推進 【広域連携】 ○不足する場合の構造的課題調査 【広域連携・受援調整】 ○他府道県への応援要請 ○地方整備局への支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく職員派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 【国土交通省・地方整備局】 ○総合的な輸送ルート復旧計画の策定 ○被災河川、市町村等との復旧計画の調整 ○高速道路無料化の調整 ○港湾の運用計画の立案 ○管理道路の応急復旧工事の実施 ○管理空港、管理空港の応急復旧工事の実施 ○河川、砂防等管理施設の応急復旧工事の実施 ○緊急対応対策推進等（T E C - F O R C E）の推進 ○被災河川への応援職員の全国調整 	
<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況・復旧状況の確認 ○必要に応じて事業者への早期復旧の申し入れ 	<ul style="list-style-type: none"> 【ライフライン事業者】 ○復旧作業の実施 ○全国の関係事業者への応援要請 ○臨時電話の設置 ○伝言ダイヤル等、安否確認情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 【経済産業省・経済産業局】 ○事業者への復旧指導 ○全国の関係事業者への協力要請 	
<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の把握 ○応援職員の派遣、復旧用資材の提供（管内市町村への要請を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく応援職員の派遣、資材の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 【厚生労働省】 ○被災状況の把握 ○日本水道協会を通じた応援調整 	
<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の調査及び復旧 ○応援職員の派遣、復旧用資材の提供（管内市町村への要請を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の調査及び復旧 ○応援職員の派遣、復旧用資材の提供（管内市町村への要請を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 【国土交通省・地方整備局】 ○被災自治体及び支援自治体との連携・協力、支援・応援活動等の総合調整 ○下水道対策本部の特別本部員として参画 	

応急対応期オペレーションマップ（４）

応急対応期オペレーションマップ（４）

項目	被災市町村	被災府県	
Ⅰ 遺体の調査、搬送	<ul style="list-style-type: none"> ○遺体の調査場所の確保、遺留（遺品）の調査にかかる情報把握と遺族への適切な提供 ○火葬等の調整、実施 【応援要請】 ○火葬の受入を要請 【受援実施】 ●遺体の搬送手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村からの遺体の受入調整 ○搬送方法にかかる支援 【応援要請】 ○応援府県、広域連合への受入要請 	
Ⅱ 災害ボランティアの受入	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの受入表明 ○被災地外からの自由活動ボランティアの活動確保 ○ボランティアニーズの把握 【応援要請】 ○ボランティアの積極的な派遣要請 ○ボランティアコーディネーターの派遣要請 【受援実施】 ●災害ボランティアセンターの開設・運営 ●災害従事車両証明書の発行 ●ボランティア用資機材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの受入表明 ○被災地外からの自由活動ボランティアの活動確保 ○ボランティアニーズの把握 ○ボランティア用交通手段の確保（バスの運行等） ○災害ボランティアセンターの開設・運営 ○ボランティアにかかる広域の積極調整 ○コーディネーターの被災地への派遣（管内市町村への要請を含む） ○ボランティア用資機材の供給 【応援要請】 ○ボランティアの積極的な派遣要請 ○ボランティアコーディネーターの派遣要請 【受援実施】 ●災害ボランティアセンターの開設・運営（再発） 	
Ⅲ 被災者の生活支援	生活給付の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○災害等緊急の支給 ○災害救助法事務の実施（災害補償資金の交付、家賃の応急処理等） ○関係金の受入と被災者への配分 ○生活再建支援金（基礎支援金）の給付 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法の適用（災害補償資金の交付等） ○関係金の受入、市町村への配分 ○生活再建支援金（基礎支援金）の市町村からのとりまとめ
	生活給付の開設	<ul style="list-style-type: none"> ○生活給付窓口の開設 【応援要請】 ○不足する職員を要請 【受援実施】 ●応援職員の異動の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活給付窓口の開設 ○被災市町村への職員派遣（管内市町村への要請を含む） 【応援要請】 ○応援府県、広域連合への職員派遣要請 【受援実施】 ●応援職員の配置先の割当
Ⅳ 被災者のこころのケアの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○こころのケアにかかる相談場所の開設 ○相談員（医師、看護師等）の確保 【応援要請】 ○専門家（医師等）の派遣要請 【受援実施】 ●相談場所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○精神科診療所の開設 ○こころのケア相談の実施 ○被災市町村への専門家の派遣 【応援要請】 ○専門家の派遣要請 【受援実施】 ●応援専門家の配置調整 	

項目	被災市町村	被災府県	
Ⅰ 遺体の調査、搬送	<ul style="list-style-type: none"> ○遺体の調査場所の確保、遺留（遺品）の調査にかかる情報把握と遺族への適切な提供 ○火葬等の調整、実施 【応援要請】 ○火葬の受入を要請 【受援実施】 ●遺体の搬送手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村からの遺体の受入調整 ○搬送方法にかかる支援 【応援要請】 ○応援府県、広域連合への受入要請 	
Ⅱ 災害ボランティアの受入	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの受入表明 ○被災地外からの自由活動ボランティアの活動確保 ○ボランティアニーズの把握 【応援要請】 ○ボランティアの積極的な派遣要請 ○ボランティアコーディネーターの派遣要請 【受援実施】 ●災害ボランティアセンターの開設・運営 ●災害従事車両証明書の発行 ●ボランティア用資機材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの受入表明 ○被災地外からの自由活動ボランティアの活動確保 ○ボランティアニーズの把握 ○ボランティア用交通手段の確保（バスの運行等） ○災害ボランティアセンターの開設・運営 ○ボランティアにかかる広域の積極調整 ○コーディネーターの被災地への派遣（管内市町村への要請を含む） ○ボランティア用資機材の供給 【応援要請】 ○ボランティアの積極的な派遣要請 ○ボランティアコーディネーターの派遣要請 【受援実施】 ●災害ボランティアセンターの開設・運営（再発） 	
Ⅲ 被災者の生活支援	生活給付の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○災害等緊急の支給 ○災害救助法事務の実施（災害補償資金の交付、家賃の応急処理等） ○関係金の受入と被災者への配分 ○生活再建支援金（基礎支援金）の給付 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法の適用（災害補償資金の交付等） ○関係金の受入、市町村への配分 ○生活再建支援金（基礎支援金）の市町村からのとりまとめ
	生活給付の開設	<ul style="list-style-type: none"> ○生活給付窓口の開設 【応援要請】 ○不足する職員を要請 【受援実施】 ●応援職員の異動の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活給付窓口の開設 ○被災市町村への職員派遣（管内市町村への要請を含む） 【応援要請】 ○応援府県、広域連合への職員派遣要請 【受援実施】 ●応援職員の配置先の割当
Ⅳ 被災者のこころのケアの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○こころのケアにかかる相談場所の開設 ○相談員（医師、看護師等）の確保 【応援要請】 ○専門家（医師等）の派遣要請 【受援実施】 ●相談場所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○精神科診療所の開設 ○こころのケア相談の実施 ○被災市町村への専門家の派遣 【応援要請】 ○専門家の派遣要請 【受援実施】 ●応援専門家の配置調整 	

関西防災・減災プラン 現行

見直し案

見直しの考え方

広域連携・応援関係	避難支援等	国・自治体関係	広域連携関係（国・自治体・民間・NPO等）
<ul style="list-style-type: none"> ○広域受入にかかる管内市町村との調整 ○管内市町村による受入 <p>【広域連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不足する場合は構成府県調整 【広域応援・支援調整】 ○他府県県、国への受入要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○調整に基づき管内市町村での受入を調整 	<ul style="list-style-type: none"> 【厚生労働省】 ○連携の連携方法にかかる規制の強化運用 ○全国的な受入調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○行方不明者の捜索、遺体の安置場所への搬送 ○調整に基づく遺体の広域搬送
<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの呼びかけ、メッセージの発信 ○コーディネーターの派遣（管内市町村への要請を含む） ○ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営 ○ボランティアバスの運行 ○ボランティアに関する積極的な広報 <p>【広域連携】</p> <p>【広域応援・支援調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他府県県へのボランティア活動の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○調整範囲内に対するボランティアの呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○国に対してボランティアの呼びかけ 	
<ul style="list-style-type: none"> ○調整会の開催、受入、被災者への配分 <p>【広域連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法事務、被災者生活再建支援法事務等にかかる実施に即した提案 	<ul style="list-style-type: none"> ○調整会の開催、受入、被災者への配分 ○（財）都道府県会館による生活再建支援基金の早期支給 	<p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者生活再建支援法の柔軟運用、財源措置（厚生労働省） ○災害救助法の柔軟運用 	
<ul style="list-style-type: none"> ○応援関係の派遣（管内市町村への要請を含む） <p>【広域連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不足する場合は構成府県調整 【広域応援・支援調整】 ○他府県県への他府県調整要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○調整に基づく応援関係の派遣（管内市町村への要請を含む） 		
<ul style="list-style-type: none"> ○こころのケア専門家の派遣 <p>【広域連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不足する場合は構成府県調整 【広域応援・支援調整】 ○他府県県、国への派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○調整に基づく専門家の派遣 	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門家の全国的な派遣調整 	

広域連携・応援関係	避難支援等	国・自治体関係	広域連携関係（国・自治体・民間・NPO等）
<ul style="list-style-type: none"> ○広域受入にかかる管内市町村との調整 ○管内市町村による受入 <p>【広域連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不足する場合は構成府県調整 【広域応援・支援調整】 ○他府県県、国への受入要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○調整に基づき管内市町村での受入を調整 	<ul style="list-style-type: none"> 【厚生労働省】 ○連携の連携方法にかかる規制の強化運用 ○全国的な受入調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○行方不明者の捜索、遺体の安置場所への搬送 ○調整に基づく遺体の広域搬送
<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの呼びかけ、メッセージの発信 ○コーディネーターの派遣（管内市町村への要請を含む） ○ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営 ○ボランティアバスの運行 ○ボランティアに関する積極的な広報 <p>【広域連携】</p> <p>【広域応援・支援調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他府県県へのボランティア活動の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○調整範囲内に対するボランティアの呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○国に対してボランティアの呼びかけ 	
<ul style="list-style-type: none"> ○調整会の開催、受入、被災者への配分 <p>【広域連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法事務、被災者生活再建支援法事務等にかかる実施に即した提案 	<ul style="list-style-type: none"> ○調整会の開催、受入、被災者への配分 ○（財）都道府県会館による生活再建支援基金の早期支給 	<p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者生活再建支援法の柔軟運用、財源措置（厚生労働省） ○災害救助法の柔軟運用 	
<ul style="list-style-type: none"> ○応援関係の派遣（管内市町村への要請を含む） <p>【広域連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不足する場合は構成府県調整 【広域応援・支援調整】 ○他府県県への他府県調整要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○調整に基づく応援関係の派遣（管内市町村への要請を含む） 		
<ul style="list-style-type: none"> ○こころのケア専門家の派遣 <p>【広域連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不足する場合は構成府県調整 【広域応援・支援調整】 ○他府県県、国への派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○調整に基づく専門家の派遣 	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門家の全国的な派遣調整 	

熊本地震の課題を踏まえ追記

熊本地震の課題を踏まえ追記

関西防災・減災プラン 現行 応急対応期オペレーションマップ（５）			見直し案 応急対応期オペレーションマップ（５）			見直しの考え方		
項目	被災市町村	被災府県	項目	被災市町村	被災府県			
11 学校の教育機能の回復	<ul style="list-style-type: none"> ○被災した学校の応急復旧・安全確保 ○学習スペースの確保（避難者等との棲み分け） ○応急教育の実施 【応援要請】 ○応援教員の派遣要請 ○被災した児童生徒、教員等へのこころのケアの要請 【受援業務】 ◆応援教員の業務分担の割当 ◆応援教員との打合せ会議等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災した学校の応急復旧・安全確保 ○学習スペースの確保（避難者等との棲み分け） ○応急教育の実施 ○被災市町村への応援教員の派遣（管内市町村への要請を含む） ○教育復旧のための専門相談要員の派遣 ○こころのケアの専門家の派遣 ○文化財、博物館等の復旧 【広域応援要請】 ○応援教員の派遣要請 ○こころのケアの専門家の派遣要請 ○災害復旧・復興経験者・専門家の派遣要請 ○文化財復旧等にかかる応援教員の派遣要請 【受援業務】 ◆応援教員の業務分担の割当 ◆教育復旧にかかる打合せ会議・講演会・講習会等の開催 	11 学校の教育機能の回復	<ul style="list-style-type: none"> ○被災した学校施設の応急復旧・安全確保 ○学習スペースの確保（避難者等との棲み分け） ○応急教育の実施 【応援要請】 ◇応援教員の派遣要請 ◇被災した児童生徒、教員等へのこころのケアの要請 【受援業務】 ◆応援教員の業務分担の割当 ◆応援教員との打合せ会議等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災した学校施設の応急復旧・安全確保 ○学習スペースの確保（避難者等との棲み分け） ○応急教育の実施 ○被災市町村への応援教員の派遣（管内市町村への要請を含む） ○教育復旧のための専門相談要員の派遣 ○こころのケアの専門家の派遣 ○文化財、博物館等の復旧 【広域応援要請】 ○応援教員の派遣要請 ○こころのケアの専門家の派遣要請 ○災害復旧・復興経験者・専門家の派遣要請 ○文化財復旧等にかかる応援教員の派遣要請 【受援業務】 ◆応援教員の業務分担の割当 ◆教育復旧にかかる打合せ会議・講演会・講習会等の開催 	広域環境局の修正反映		
12 災害廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> ○環境部局による撤去、収集、分別、処分 ○廃棄物業者への処理要請 ○仮置き場の確保 【応援要請】 ○撤去、収集、分別、処分に関する広域応援の要請 ○処理計画策定にかかる職員応援要請 【受援業務】 ◆応援現場等の割当調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○仮置き場の確保にかかる支援 ○管内市町村の応援にかかる業務分担調整 ○廃棄物事業者への協力要請と業務分担調整 ○実行計画策定にかかる応援職員の派遣 【広域応援調整】 ◇応援府県、広域連合に対する廃棄物受入要請 ◇被災市町村の実行計画策定業務等への職員派遣要請 【受援業務】 ◆廃棄物受入府県との受入量、方法等に関する調整 ◆応援職員の配置先の調整 	12 災害廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> ○環境部局による撤去、収集、分別、処分 ○廃棄物業者への処理要請 ○仮置き場の確保 【応援要請】 ◇撤去、収集、分別、処分に関する広域応援の要請 ◇処理計画策定にかかる職員応援要請 【受援業務】 ◆応援現場等の割当調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○仮置き場の確保にかかる支援 ○管内市町村の応援にかかる業務分担調整 ○廃棄物事業者への協力要請と業務分担調整 ○実行計画策定にかかる応援職員の派遣 【広域応援調整】 ◇応援府県、広域連合に対する廃棄物受入要請 ◇被災市町村の実行計画策定業務等への職員派遣要請 【受援業務】 ◆廃棄物受入府県との受入量、方法等に関する調整 ◆応援職員の配置先の調整 		広域環境局の修正反映	
13 応急仮設住宅の整備・確保	<ul style="list-style-type: none"> ○空き公営住宅等の活用 ○空き住宅所有者、不動産事業者等への協力要請 ○建設用地の調査・確保 ○応急仮設住宅必要戸数の調査・確定 ○生き甲斐づくり、コミュニティづくり等良好な生活環境をもった仮設住宅団地計画の策定 ○コミュニティを維持できる方法での入居調整 【応援要請】 ○仮設住宅の建設要請 ○建設用地調査、設計調整等にかかる応援要請 ○被災市町村外での仮設住宅建設要請 【受援業務】 ◆応援職員の業務割当、調整会議等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○空き公営住宅等の提供（管内市町村への要請を含む） ○空き住宅所有者、不動産事業者等への協力要請 ○借上住宅の確保 ○良好な生活環境をもった仮設住宅団地計画の提案 ○コミュニティを維持できる方法での入居調整の提案 ○多彩な建設手法の提案 ○応急仮設住宅の建設 ○応援職員の派遣（管内市町村への要請を含む） ○被災市町村外での建設にかかる調整 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への応援要員の派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の配置先の調整 	13 応急仮設住宅の整備・確保	<ul style="list-style-type: none"> ○空き公営住宅等の活用 ○空き住宅所有者、不動産事業者等への協力要請 ○建設用地の調査・確保 ○応急仮設住宅必要戸数の調査・確定 ○生き甲斐づくり、コミュニティづくり等良好な生活環境をもった仮設住宅団地計画の策定 ○コミュニティを維持できる方法での入居調整 【応援要請】 ◇仮設住宅の建設要請 ◇建設用地調査、設計調整等にかかる応援要員の派遣要請 ◇被災市町村外での仮設住宅建設要請 【受援業務】 ◆応援職員の業務割当、調整会議等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○空き公営住宅等の提供（管内市町村への要請を含む） ○空き住宅所有者、不動産事業者等への協力要請 ○借上住宅の確保 ○良好な生活環境をもった仮設住宅団地計画の提案 ○コミュニティを維持できる方法での入居調整の提案 ○多彩な建設手法の提案 ○応急仮設住宅の建設 ○応援職員の派遣（管内市町村への要請を含む） ○被災市町村外での建設にかかる調整 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への応援要員の派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の配置先の調整 			広域環境局の修正反映
14 海外からの支援の受入	<ul style="list-style-type: none"> ○府県災害対策本部との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村・外務省等との調整 	14 海外からの支援の受入	<ul style="list-style-type: none"> ○府県災害対策本部との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村・外務省等との調整 			

関西防災・減災プラン 現行				見直し案				見直しの考え方
広域連合・応援府県	他府県等	国・国出先機関	広域連合・応援府県	他府県等	国・国出先機関	広域連合・応援府県		
<ul style="list-style-type: none"> ○応援教員の派遣 ○教育復旧の経験者・専門家の派遣 ○こころのケアの専門家の派遣 ○文化財復旧等の要員の派遣 <p>【広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不足する場合の構成府県間調整 ○他府県、国への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づき必要な人材の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 【文科科学省】 ○応援教員、専門家等にかかる全国調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○応援教員の派遣 ○教育復旧の経験者・専門家の派遣 ○こころのケアの専門家の派遣 ○文化財復旧等の要員の派遣 <p>【広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不足する場合の構成府県間調整 ○教育復旧にかかるアドバイザーの派遣 ○他都道府県、国への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づき必要な人材の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 【文科科学省】 ○応援教員、専門家等にかかる全国調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊による災害廃棄物の収集、運搬 	<p>熊本地震の課題を踏まえ追記</p> <p>27年度法律改正を反映</p> <p>熊本地震の課題を踏まえ追記 広域環境局の修正反映</p> <p>熊本地震の課題を踏まえ追記</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の受入（管内市町村への要請を含む） ○応援職員の派遣 <p>【広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の受入、職員の派遣等について、不足する場合の構成府県間調整 ○他都道府県への応援要請 ○国（環境省）に対する全国調整の実施要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく廃棄物の受入、応援職員の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 【環境省・地方環境事務所】 ○特定大規模災害の発生後、廃棄物処理法の基本方針に則り、災害廃棄物処理に関する指針を策定 ○廃棄物の地域ブロック及び全国的な受入に関する調整 ○廃棄物処理制度の柔軟運用 ○必要な資機材の供給調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の受入（管内市町村への要請を含む） ○応援職員の派遣 <p>【広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の受入、職員の派遣等について、不足する場合の構成府県間調整 ○災害廃棄物担当のアドバイザー派遣 ○環境省近畿地方環境事務所に対する近畿ブロック及び全国調整等の実施要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく廃棄物の受入、応援職員の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 【環境省・地方環境事務所】 ○特定大規模災害の発生後、廃棄物処理法の基本方針に則り、災害廃棄物処理に関する指針を策定 ○廃棄物の地域ブロック及び全国的な受入に関する調整 ○廃棄物処理制度の柔軟運用 ○必要な資機材の供給調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊による災害廃棄物の収集、運搬 		
<ul style="list-style-type: none"> ○応援職員の派遣（管内市町村への要請を含む） <p>【広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不足する場合の構成府県間調整 ○良好な生活環境をもった仮設住宅団地計画の提案 ○コミュニティを維持できる方法での入居調整の提案 ○多彩な建設手法の提案 <p>【広域応援・受援調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他都道府県への職員派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく応援職員の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 【国土交通省・地方整備局】 ○応援職員の派遣にかかる全国調整 ○空きUR住宅、空き国家公務員住宅等の提供 ○プレハブ協会等業界に対する早期供給要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○応援職員の派遣（管内市町村への要請を含む） <p>【広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不足する場合の構成府県間調整 ○応急仮設住宅担当のアドバイザー派遣 ○良好な生活環境をもった仮設住宅団地計画の提案 ○コミュニティを維持できる方法での入居調整の提案 ○多彩な建設手法の提案 <p>【広域応援・受援調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他都道府県への職員派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく応援職員の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 【国土交通省・地方整備局】 ○応援職員の派遣にかかる全国調整 ○空きUR住宅、空き国家公務員住宅等の提供 ○プレハブ協会等業界に対する早期供給要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊による災害廃棄物の収集、運搬 		
<ul style="list-style-type: none"> ○被災府県、外務省との調整 		<ul style="list-style-type: none"> 【外務省】 ○受入計画の作成 ○広域連合・被災府県・市町村との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災府県、外務省との調整 		<ul style="list-style-type: none"> 【外務省】 ○受入計画の作成 ○広域連合・被災府県・市町村との調整 			

関西防災・減災プラン 現行	見直し案	見直しの考え方
<p>3 復旧・復興シナリオ 災害からの復旧・復興は、被災地自らが将来の目標像を定め、そこに至るシナリオを描くことが必要である。 一方、大規模災害にあっては、復旧・復興に広域的な視点が欠かせない。また、被災からの復旧・復興経験やそれによって培われたノウハウは、被災地の早期復旧・復興に向け参考となる。 広域連合は、被災地の復旧・復興にあたり、必要に応じて関西全域の復興指針を示すとともに、阪神・淡路大震災等の復興ノウハウを提供する。</p> <p>3-1 復興戦略の策定 複数構成府県に被害を及ぼし、関西が壊滅的被害を受けるような大規模広域災害において、広域連合は、必要に応じて、関西全体の将来像を見据え復興の指針となる「関西復興戦略」として、中長期を見据えた「基本戦略」及び急施を要する「緊急復興戦略」を策定する。</p> <p>(1) 関西復興戦略の策定方針 関西全体の復興イメージを「基本戦略」として打ち出し、構成府県はこの戦略を共有し、震災以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生すること（「創造的復興」）を目指す。 また、インフラ・まちづくり、住宅及び産業・農林水産分野等で急施を要する分野について、広域連合は、「緊急復興戦略」を策定し、その戦略と整合を図りつつ被災府県は具体的な計画を策定し、早期復旧・復興を目指す。</p> <p>(2) 策定手順 「関西復興戦略」は、構成府県の主体的な参画に加え、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等、多様な価値観を持った様々な主体の参画を得て策定する。</p> <p>(3) 策定体制</p> <p>① 復興戦略本部の設置 広域連合は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に支援する必要があると認めるときは、被災後、早期に復興戦略本部を設置し、被災地の復旧・復興支援に関する関西広域連合としての方針を示す「関西復興戦略」を策定するとともに、被災地に対する各種支援を調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構成員：構成府県知事 ○ 事務局：広域連合本部のもとに別途検討組織を立ち上げ ○ 機能： <ul style="list-style-type: none"> ・ 関西復興戦略（基本戦略・緊急復興戦略）の策定方針の決定 ・ 関西復興戦略（基本戦略・緊急復興戦略）の策定・決定 	<p>3 復旧・復興シナリオ 災害からの復旧・復興は、被災地自らが将来の目標像を定め、そこに至るシナリオを描くことが必要である。 一方、大規模災害にあっては、復旧・復興に広域的な視点が欠かせず、被災からの復旧・復興経験やそれによって培われたノウハウは、被災地の早期復旧・復興に向け参考となる。 <u>国においては「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年度施行）」に基づき、被災地域の意向を十分踏まえ、復興基本方針を策定するが、</u>広域連合は、<u>この復興基本方針を踏まえ、</u>必要に応じて関西全域の復興指針を示すとともに、阪神・淡路大震災等の復興ノウハウを提供する。</p> <p>3-1 復興戦略の策定 複数構成府県に被害を及ぼし、関西が壊滅的被害を受けるような大規模広域災害において、広域連合は必要に応じて、関西全体の将来像を見据え復興の指針となる「関西復興戦略」として、中長期を見据えた「基本戦略」及び急施を要する「緊急復興戦略」を策定する。</p> <p>(1) 関西復興戦略の策定方針 関西全体の復興イメージを「基本戦略」として打ち出し、<u>構成団体</u>はこの戦略を共有し、震災以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生すること（「創造的復興」）を目指す。 また、インフラ・まちづくり、住宅及び産業・農林水産分野等で急施を要する分野について、広域連合は、「緊急復興戦略」を策定し、その戦略と整合を図りつつ被災府県は具体的な計画を策定し、早期復旧・復興を目指す。</p> <p>(2) 策定手順 「関西復興戦略」は、<u>構成団体</u>の主体的な参画に加え、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等、多様な価値観を持った様々な主体の参画を得て策定する。</p> <p>(3) 策定体制</p> <p>① 復興戦略本部の設置 広域連合は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に支援する必要があると認めるときは、被災後、早期に復興戦略本部を設置し、被災地の復旧・復興支援に関する関西広域連合としての方針を示す「関西復興戦略」を策定するとともに、被災地に対する各種支援を調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構成員：<u>構成団体の長</u> ○ 事務局：広域連合本部のもとに別途検討組織を立ち上げ ○ 機能： <ul style="list-style-type: none"> ・ 関西復興戦略（基本戦略・緊急復興戦略）の策定方針の決定 ・ 関西復興戦略（基本戦略・緊急復興戦略）の策定・決定 	<p>意見を一部修正して反映</p> <p>構成団体の変更</p> <p>構成団体の変更</p> <p>構成団体の変更</p>

関西防災・減災プラン 現行		見直し案		見直しの考え方																							
<ul style="list-style-type: none"> 被災府県への復旧・復興支援に関する構成府県間調整 復旧・復興支援に関する他ブロック都道府県との調整 等 <p>② 復興戦略会議の設置</p> <p>復興戦略本部のもとに、学識経験者や関係団体等により構成し、専門的な立場から被災地の復旧・復興のあり方に関する提言・助言を行う復興戦略会議を設置する。</p> <p>なお、各分野における「緊急復興戦略」の検討にあたっては、必要に応じて、復興戦略会議のもとに各分野ごとの専門部会を設置し検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構成員：学識者、関係団体 等 ○ 事務局：広域連合本部のもとに別途検討組織を立ち上げ ○ 機能： <ul style="list-style-type: none"> ・復興課題の整理 ・目標の明確化 ・復興に関する意見集約、調整 ・基本戦略及び緊急復興戦略の策定にかかる提言 等 		<ul style="list-style-type: none"> 被災府県への復旧・復興支援に関する構成団体間調整 復旧・復興支援に関する他ブロック都道府県との調整 等 <p>② 復興戦略会議の設置</p> <p>復興戦略本部のもとに、学識経験者や関係団体等により構成し、専門的な立場から被災地の復旧・復興のあり方に関する提言・助言を行う復興戦略会議を設置する。</p> <p>なお、各分野における「緊急復興戦略」の検討にあたっては、必要に応じて、復興戦略会議のもとに各分野ごとの専門部会を設置し検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構成員：学識者、関係団体 等 ○ 事務局：広域連合本部のもとに別途検討組織を立ち上げ ○ 機能： <ul style="list-style-type: none"> ・復興課題の整理 ・目標の明確化 ・復興に関する意見集約、調整 ・基本戦略及び緊急復興戦略の策定にかかる提言 等 		構成団体の変更																							
<p><関西復興戦略（基本戦略）の構成イメージ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本理念</td> <td>関西の復興にかかる基本理念を表現 (被災住民が復興への意欲を持ち、すべての住民が共感できるものとする。)</td> </tr> <tr> <td>目標像</td> <td>関西の復興目標をわかりやすい言葉で表現 (被災状況に応じて、中長期的な関西のあり方まで視野に入れた地域の未来像を提示し、地域住民との共有を図る。)</td> </tr> <tr> <td>基本方向</td> <td>(復興に向けて重点となる柱(分野)を整理)</td> </tr> <tr> <td>①生活</td> <td>(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) <ul style="list-style-type: none"> ・被災医療機関・社会福祉施設等の早期機能回復 ・保健・医療・福祉の確保 ・高齢者等の自立支援(高齢者の見守り体制構築等) ・障害者への支援(多様な障害特性に対応した障害者支援体制構築) ・被災者の生活相談、心のケア、資金面からの支援 ・教育・文化対策(教育環境の確保、防災学習等) ・地域コミュニティの再生・活性化 ・ボランティア・NPO活動促進 等 </td> </tr> <tr> <td>②まちづくり</td> <td>(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用の再編等を速やかに実現できるしくみづくり ・建築制限の実施 ・住民主体のまちづくり ・歴史文化の厚み ・府県民、企業、市町村、国等との協働と連帯によるまちづくり ・交流ネットワーク ・防災・減災先進地 ・学術研究基盤 ・エネルギー革新の拠点 ・持続的発展が可能なまちのにぎわいづくりの創出 ・都市の連たんと豊かな自然 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	基本理念	関西の復興にかかる基本理念を表現 (被災住民が復興への意欲を持ち、すべての住民が共感できるものとする。)	目標像	関西の復興目標をわかりやすい言葉で表現 (被災状況に応じて、中長期的な関西のあり方まで視野に入れた地域の未来像を提示し、地域住民との共有を図る。)	基本方向	(復興に向けて重点となる柱(分野)を整理)	①生活	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) <ul style="list-style-type: none"> ・被災医療機関・社会福祉施設等の早期機能回復 ・保健・医療・福祉の確保 ・高齢者等の自立支援(高齢者の見守り体制構築等) ・障害者への支援(多様な障害特性に対応した障害者支援体制構築) ・被災者の生活相談、心のケア、資金面からの支援 ・教育・文化対策(教育環境の確保、防災学習等) ・地域コミュニティの再生・活性化 ・ボランティア・NPO活動促進 等 	②まちづくり	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用の再編等を速やかに実現できるしくみづくり ・建築制限の実施 ・住民主体のまちづくり ・歴史文化の厚み ・府県民、企業、市町村、国等との協働と連帯によるまちづくり ・交流ネットワーク ・防災・減災先進地 ・学術研究基盤 ・エネルギー革新の拠点 ・持続的発展が可能なまちのにぎわいづくりの創出 ・都市の連たんと豊かな自然 	<p><関西復興戦略（基本戦略）の構成イメージ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本理念</td> <td>関西の復興にかかる基本理念を表現 (被災住民が復興への意欲を持ち、すべての住民が共感できるものとする。)</td> </tr> <tr> <td>目標像</td> <td>関西の復興目標をわかりやすい言葉で表現 (被災状況に応じて、中長期的な関西のあり方まで視野に入れた地域の未来像を提示し、地域住民との共有を図る。)</td> </tr> <tr> <td>基本方向</td> <td>(復興に向けて重点となる柱(分野)を整理)</td> </tr> <tr> <td>①生活</td> <td>(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) <ul style="list-style-type: none"> ・被災医療機関・社会福祉施設等の早期機能回復 ・保健・医療・福祉の確保 ・高齢者等の自立支援(高齢者の見守り体制構築等) ・障害者への支援(多様な障害特性に対応した障害者支援体制構築) ・被災者の生活相談、心のケア、資金面からの支援 ・教育・文化対策(教育環境の確保、防災学習等) ・地域コミュニティの再生・活性化 ・ボランティア・NPO活動促進 等 </td> </tr> <tr> <td>②まちづくり</td> <td>(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用の再編等を速やかに実現できるしくみづくり ・建築制限の実施 ・住民主体のまちづくり ・歴史文化の厚み ・府県民、企業、市町村、国等との協働と連帯によるまちづくり ・交流ネットワーク ・防災・減災先進地 ・学術研究基盤 ・エネルギー革新の拠点 ・持続的発展が可能なまちのにぎわいづくりの創出 ・都市の連たんと豊かな自然 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	基本理念	関西の復興にかかる基本理念を表現 (被災住民が復興への意欲を持ち、すべての住民が共感できるものとする。)	目標像	関西の復興目標をわかりやすい言葉で表現 (被災状況に応じて、中長期的な関西のあり方まで視野に入れた地域の未来像を提示し、地域住民との共有を図る。)	基本方向	(復興に向けて重点となる柱(分野)を整理)	①生活	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) <ul style="list-style-type: none"> ・被災医療機関・社会福祉施設等の早期機能回復 ・保健・医療・福祉の確保 ・高齢者等の自立支援(高齢者の見守り体制構築等) ・障害者への支援(多様な障害特性に対応した障害者支援体制構築) ・被災者の生活相談、心のケア、資金面からの支援 ・教育・文化対策(教育環境の確保、防災学習等) ・地域コミュニティの再生・活性化 ・ボランティア・NPO活動促進 等 	②まちづくり	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用の再編等を速やかに実現できるしくみづくり ・建築制限の実施 ・住民主体のまちづくり ・歴史文化の厚み ・府県民、企業、市町村、国等との協働と連帯によるまちづくり ・交流ネットワーク ・防災・減災先進地 ・学術研究基盤 ・エネルギー革新の拠点 ・持続的発展が可能なまちのにぎわいづくりの創出 ・都市の連たんと豊かな自然
区分	内容																										
基本理念	関西の復興にかかる基本理念を表現 (被災住民が復興への意欲を持ち、すべての住民が共感できるものとする。)																										
目標像	関西の復興目標をわかりやすい言葉で表現 (被災状況に応じて、中長期的な関西のあり方まで視野に入れた地域の未来像を提示し、地域住民との共有を図る。)																										
基本方向	(復興に向けて重点となる柱(分野)を整理)																										
①生活	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) <ul style="list-style-type: none"> ・被災医療機関・社会福祉施設等の早期機能回復 ・保健・医療・福祉の確保 ・高齢者等の自立支援(高齢者の見守り体制構築等) ・障害者への支援(多様な障害特性に対応した障害者支援体制構築) ・被災者の生活相談、心のケア、資金面からの支援 ・教育・文化対策(教育環境の確保、防災学習等) ・地域コミュニティの再生・活性化 ・ボランティア・NPO活動促進 等 																										
②まちづくり	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用の再編等を速やかに実現できるしくみづくり ・建築制限の実施 ・住民主体のまちづくり ・歴史文化の厚み ・府県民、企業、市町村、国等との協働と連帯によるまちづくり ・交流ネットワーク ・防災・減災先進地 ・学術研究基盤 ・エネルギー革新の拠点 ・持続的発展が可能なまちのにぎわいづくりの創出 ・都市の連たんと豊かな自然 																										
区分	内容																										
基本理念	関西の復興にかかる基本理念を表現 (被災住民が復興への意欲を持ち、すべての住民が共感できるものとする。)																										
目標像	関西の復興目標をわかりやすい言葉で表現 (被災状況に応じて、中長期的な関西のあり方まで視野に入れた地域の未来像を提示し、地域住民との共有を図る。)																										
基本方向	(復興に向けて重点となる柱(分野)を整理)																										
①生活	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) <ul style="list-style-type: none"> ・被災医療機関・社会福祉施設等の早期機能回復 ・保健・医療・福祉の確保 ・高齢者等の自立支援(高齢者の見守り体制構築等) ・障害者への支援(多様な障害特性に対応した障害者支援体制構築) ・被災者の生活相談、心のケア、資金面からの支援 ・教育・文化対策(教育環境の確保、防災学習等) ・地域コミュニティの再生・活性化 ・ボランティア・NPO活動促進 等 																										
②まちづくり	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用の再編等を速やかに実現できるしくみづくり ・建築制限の実施 ・住民主体のまちづくり ・歴史文化の厚み ・府県民、企業、市町村、国等との協働と連帯によるまちづくり ・交流ネットワーク ・防災・減災先進地 ・学術研究基盤 ・エネルギー革新の拠点 ・持続的発展が可能なまちのにぎわいづくりの創出 ・都市の連たんと豊かな自然 																										

関西防災・減災プラン 現行		見直し案		見直しの考え方
	・アジアとの交流 等		・アジアとの交流 等	
③住宅	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) ・自力再建に関する支援・情報提供 ・民間住宅の再建・供給支援 ・早期の公的恒久住宅の供給 等	③住宅	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) ・自力再建に関する支援・情報提供 ・民間住宅の再建・供給支援 ・早期の公的恒久住宅の供給 等	
④インフラ	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) ・公共土木施設、ライフラインの早期復旧 ・災害に強い交通ネットワークの構築 ・防災基盤の整備 等	④インフラ	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) ・公共土木施設、ライフラインの早期復旧 ・災害に強い交通ネットワークの構築 ・防災基盤の整備 等	
⑤産業・農林水産業	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) ・直接、間接の被災企業支援(仮設店舗・工場提供、相談体制確立、サプライチェーンの回復等) ・空洞化対策 ・技術革新の促進 ・新産業創出の拠点整備 ・モノづくりセンター ・競争力のある農林水産業 ・農地のがれき除去・除塩 ・農地・農業用施設、漁港施設等の復旧 ・農林水産業者への経営・金融相談 ・農林水産業への企業参入 ・観光振興 ・雇用の確保 等	⑤産業・農林水産業	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) ・直接、間接の被災企業支援(仮設店舗・工場提供、相談体制確立、サプライチェーンの回復等) ・空洞化対策 ・技術革新の促進 ・新産業創出の拠点整備 ・モノづくりセンター ・競争力のある農林水産業 ・農地のがれき除去・除塩 ・農地・農業用施設、漁港施設等の復旧 ・農林水産業者への経営・金融相談 ・農林水産業への企業参入 ・観光振興 ・雇用の確保 等	

< 関西復興戦略（緊急復興戦略）の構成イメージ >

分野	項目	内容
インフラ	計画期間	3カ年
	対象地域	関西全体の地域
	策定趣旨	府県民の生活や産業活動の基盤となる道路、鉄道、港湾などの早期回復を図るとともに、災害に強く安心して暮らせる都市づくりを目指し、関西として急施を要する復興事業を示す緊急インフラ整備戦略を策定する。
	事業計画	(1)緊急復興事業 関西の主要な道路、鉄道、港湾等の交通施設等の復興事業 (2)緊急防災まちづくり事業 関西の被災市街地、地域の核、広域防災帯、広域防災拠点、ライフライン等の整備事業 (3)戦略的基盤整備事業 関西全体を災害に強い地域とするための戦略的整備事業

< 関西復興戦略（緊急復興戦略）の構成イメージ >

分野	項目	内容
インフラ	計画期間	3カ年
	対象地域	関西全体の地域
	策定趣旨	府県民の生活や産業活動の基盤となる道路、鉄道、港湾などの早期回復を図るとともに、災害に強く安心して暮らせる都市づくりを目指し、関西として急施を要する復興事業を示す緊急インフラ整備戦略を策定する。
	事業計画	(1)緊急復興事業 関西の主要な道路、鉄道、港湾等の交通施設等の復興事業 (2)緊急防災まちづくり事業 関西の被災市街地、地域の核、広域防災帯、広域防災拠点、ライフライン等の整備事業 (3)戦略的基盤整備事業 関西全体を災害に強い地域とするための戦略的整備事業

関西防災・減災プラン 現行			見直し案			見直しの考え方
住宅	計画期間	3カ年	住宅	計画期間	3カ年	
	対象地域	関西全体の地域		対象地域	関西全体の地域	
	策定趣旨	震災により失われた住宅ストックを早期に回復し、将来に向けて災害に強く、高齢者等にも配慮した安全で恒久的な住宅を関西全体として供給していくために、緊急住宅復興戦略を策定する。		策定趣旨	震災により失われた住宅ストックを早期に回復し、将来に向けて災害に強く、高齢者等にも配慮した安全で恒久的な住宅を関西全体として供給していくために、緊急住宅復興戦略を策定する。	
	事業計画	(1) 住宅供給方針 防災性に配慮した人にやさしい住まいづくりをめざし、関西全体としての住宅供給方針を示す。 (2) 供給計画 関西全体としての住宅供給計画を示す。 (3) 住宅供給のための施策 関西全体で取り組む住宅供給施策を示す。 (例) 民間住宅の再建支援、被災地の面的整備に伴う住宅建設、自力再建に関する支援・情報提供、行政による公的融資や助成、情報提供・指導・相談（自立のための環境整備）		事業計画	(4) 住宅供給方針 防災性に配慮した人にやさしい住まいづくりをめざし、関西全体としての住宅供給方針を示す。 (5) 供給計画 関西全体としての住宅供給計画を示す。 (6) 住宅供給のための施策 関西全体で取り組む住宅供給施策を示す。 (例) 民間住宅の再建支援、被災地の面的整備に伴う住宅建設、自力再建に関する支援・情報提供、行政による公的融資や助成、情報提供・指導・相談（自立のための環境整備）	
産業・農林水産業	計画期間	3カ年	産業・農林水産業	計画期間	3カ年	
	対象地域	関西全体の地域		対象地域	関西全体の地域	
	策定趣旨	関西の既存産業・農林水産業の一日も早い復旧・復興を図るとともに、技術革新により持続的発展することにより被災地の本格復興の足固めを行うため、緊急産業・農林水産業復興戦略を策定する。		策定趣旨	関西の既存産業・農林水産業の一日も早い復旧・復興を図るとともに、技術革新により持続的発展することにより被災地の本格復興の足固めを行うため、緊急産業・農林水産業復興戦略を策定する。	
	事業計画	(1) 産業・農林水産業復興の基本方針 関西全体の早期の復興を成し遂げるため、緊急産業・農林水産業復興戦略の基本方針を示す。 (2) 復興施策 原状復旧に加え、持続的発展を可能にするため、関西全体で取り組む復興施策を示す。 (例) 被災企業への資金供給、被災地での資金循環、被災地域の産業の高度化を推進する新産業の創出、被災地の雇用確保、物流の安定や物流ルート情報の提供等による経営の安定化、競争力のある農林水産業、農地・農業用施設、漁港施設等の復旧等		事業計画	(3) 産業・農林水産業復興の基本方針 関西全体の早期の復興を成し遂げるため、緊急産業・農林水産業復興戦略の基本方針を示す。 (4) 復興施策 原状復旧に加え、持続的発展を可能にするため、関西全体で取り組む復興施策を示す。 (例) 被災企業への資金供給、被災地での資金循環、被災地域の産業の高度化を推進する新産業の創出、被災地の雇用確保、物流の安定や物流ルート情報の提供等による経営の安定化、競争力のある農林水産業、農地・農業用施設、漁港施設等の復旧等	
<p><参考> ○ 阪神・淡路大震災（阪神・淡路震災復興戦略ビジョン） 1 策定時期：平成7年3月30日（発災後2か月半） 2 事業期間：10年間（平成7年度～平成16年度） 3 基本理念：①災害に強いまちづくり ②近隣が助け合い、安心して暮らせる福祉のまちづくり ③既存産業が新生し、次世代産業もたくましく活動する生き生きしたまちづくり ④世界に開かれた、文化豊かなまちづくり</p>			<p><参考> ○ 阪神・淡路大震災（阪神・淡路震災復興戦略ビジョン） 1 策定時期：平成7年3月30日（発災後2か月半） 2 事業期間：10年間（平成7年度～平成16年度） 3 基本理念：①災害に強いまちづくり ②近隣が助け合い、安心して暮らせる福祉のまちづくり ③既存産業が新生し、次世代産業もたくましく活動する生き生きしたまちづくり ④世界に開かれた、文化豊かなまちづくり</p>			

関西防災・減災プラン 現行	見直し案	見直しの考え方
<p>4 内 容</p> <p>(1) 戦略的復興事業</p> <p>① 住宅の建設による生活再建</p> <p>② 事業再開と「国際経済文化アクセスゾーン」の整備による産業復興</p> <p>③ 都市インフラストラクチャーの復興</p> <p>(2) 復興促進事業</p> <p>① 新しい住まいとまち並みをつくる－住宅復興事業</p> <p>② 既存産業が新生し、次世代産業がたくましく活動して、生き生きと働けるまちをつくる</p> <p>－産業・雇用復興事業</p> <p>③ 近隣が助け合い、安心して暮らせる福祉のまちをつくる－保健・医療・福祉復興事業</p> <p>④ 世界に開かれた、文化豊かなまちをつくる－阪神・淡路文化復興事業</p> <p>⑤ 災害に強いまちをつくる－防災都市基盤整備事業</p> <p>○ 東日本大震災（復興への提言～悲惨の中の希望～）</p> <p>1 策定時期：平成 23 年 6 月 25 日（発災後 3 か月半）</p> <p>2 基本理念：復興構想 7 原則</p> <p>原則 1：失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。</p> <p>原則 2：被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。</p> <p>原則 3：被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、来たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。</p> <p>原則 4：地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。</p> <p>原則 5：被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。</p> <p>原則 6：原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興にはより一層のきめ細やかな配慮をつくす。</p> <p>原則 7：今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。</p> <p>3 内 容</p> <p>(1) 新しい地域のかたち</p> <p>(2) くらしとしごとの再生</p> <p>(3) 原子力災害からの復興に向けて</p> <p>(4) 開かれた復興</p>	<p>4 内 容</p> <p>(1) 戦略的復興事業</p> <p>① 住宅の建設による生活再建</p> <p>② 事業再開と「国際経済文化アクセスゾーン」の整備による産業復興</p> <p>③ 都市インフラストラクチャーの復興</p> <p>(2) 復興促進事業</p> <p>① 新しい住まいとまち並みをつくる－住宅復興事業</p> <p>② 既存産業が新生し、次世代産業がたくましく活動して、生き生きと働けるまちをつくる</p> <p>－産業・雇用復興事業</p> <p>③ 近隣が助け合い、安心して暮らせる福祉のまちをつくる－保健・医療・福祉復興事業</p> <p>④ 世界に開かれた、文化豊かなまちをつくる－阪神・淡路文化復興事業</p> <p>⑤ 災害に強いまちをつくる－防災都市基盤整備事業</p> <p>○ 東日本大震災（復興への提言～悲惨の中の希望～）</p> <p>1 策定時期：平成 23 年 6 月 25 日（発災後 3 か月半）</p> <p>2 基本理念：復興構想 7 原則</p> <p>原則 1：失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。</p> <p>原則 2：被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。</p> <p>原則 3：被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、来たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。</p> <p>原則 4：地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。</p> <p>原則 5：被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。</p> <p>原則 6：原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興にはより一層のきめ細やかな配慮をつくす。</p> <p>原則 7：今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。</p> <p>3 内 容</p> <p>(1) 新しい地域のかたち</p> <p>(2) くらしとしごとの再生</p> <p>(3) 原子力災害からの復興に向けて</p> <p>(4) 開かれた復興</p>	

<参考> 阪神・淡路大震災の緊急復興計画

<参考> 阪神・淡路大震災の緊急復興計画

- 阪神・淡路大震災復興計画緊急インフラ整備3カ年計画
 - 1 策定期限：平成7年11月
 - 2 計画期間：平成7年度～平成9年度
 - 3 対象地域：兵庫県内の10市10町（復興事業の内容は被災市町を越えた地域も含む）
 - 4 事業計画
 - (1) 緊急復興事業
 - ① 主要交通網の復興
 - ② みなと神戸の復興
 - (2) 緊急防災まちづくり事業
 - ① 被災市街地の整備
 - ② 新しい都市核の建設
 - ③ 広域防災帯の整備
 - ④ 広域防災拠点等の整備
 - ⑤ 市街地防災強化街路ネットワーク形成のための街路等の整備
 - ⑥ ライフラインの整備
 - (3) 戦略的基盤整備事業
 - (4) 推進の基本的方向

- 阪神・淡路大震災復興計画緊急インフラ整備3カ年計画
 - 1 策定期限：平成7年11月
 - 2 計画期間：平成7年度～平成9年度
 - 3 対象地域：兵庫県内の10市10町（復興事業の内容は被災市町を越えた地域も含む）
 - 4 事業計画
 - (1) 緊急復興事業
 - ① 主要交通網の復興
 - ② みなと神戸の復興
 - (2) 緊急防災まちづくり事業
 - ① 被災市街地の整備
 - ② 新しい都市核の建設
 - ③ 広域防災帯の整備
 - ④ 広域防災拠点等の整備
 - ⑤ 市街地防災強化街路ネットワーク形成のための街路等の整備
 - ⑥ ライフラインの整備
 - (3) 戦略的基盤整備事業
 - (4) 推進の基本的方向

- ひょうご住宅復興3カ年計画
 - 1 策定期限：平成7年8月
 - 2 計画の内容
 - ① ひょうご住宅復興3カ年計画の基本的な考え方
 - ② 供給方針
 - ③ 供給計画
 - ア) 全体計画
 - イ) 公的住宅地域別供給計画
 - ④ 計画実現のための主要な施策
 - ア) 災害復興（賃貸）住宅の供給促進
 - イ) 民間住宅の再建支援
 - ウ) その他の支援策
 - ⑤ ひょうご住宅復興3カ年計画主要施策一覧表

- ひょうご住宅復興3カ年計画
 - 1 策定期限：平成7年8月
 - 2 計画の内容
 - ① ひょうご住宅復興3カ年計画の基本的な考え方
 - ② 供給方針
 - ③ 供給計画
 - ア) 全体計画
 - イ) 公的住宅地域別供給計画
 - ④ 計画実現のための主要な施策
 - ア) 災害復興（賃貸）住宅の供給促進
 - イ) 民間住宅の再建支援
 - ウ) その他の支援策
 - ⑤ ひょうご住宅復興3カ年計画主要施策一覧表

- 産業復興3カ年計画
 - 1 策定期限：平成7年8月
 - 2 計画の内容
 - ① 産業関連基盤の早期復旧及び本格的整備・高度化
 - ② 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築
（被害実態の把握と相談指導・支援体制の確立、金融面・税制面の支援、事業の場の確保等、既存産業の高度化・新分野進出支援）
 - ③ 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成
 - ④ 高度情報通信基盤の整備と情報通信関連産業の振興
 - ⑤ 産業配置と広域的連携
 - ⑥ 世界都市機能の拡充
 - ⑦ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成

- 産業復興3カ年計画
 - 1 策定期限：平成7年8月
 - 2 計画の内容
 - ① 産業関連基盤の早期復旧及び本格的整備・高度化
 - ② 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築
（被害実態の把握と相談指導・支援体制の確立、金融面・税制面の支援、事業の場の確保等、既存産業の高度化・新分野進出支援）
 - ③ 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成
 - ④ 高度情報通信基盤の整備と情報通信関連産業の振興
 - ⑤ 産業配置と広域的連携
 - ⑥ 世界都市機能の拡充
 - ⑦ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成

3-2 被災自治体の復興業務への支援

被災自治体では、総合的な復興計画や分野ごとの緊急復興計画の策定をはじめとする復興業務が発生する。広域連合は、必要に応じ、広域防災局が他の分野局との連携のもと、職員派遣や専門家の紹介等を通じ、業務の支援を行うとともに、ノウハウの提供や政府等への提言を行う。

大規模な災害からの復興は、あらゆる分野において必要になる。そのうち、主要な分野の復興に向けての視点・課題・シナリオについて、以下に例示的に示すとともに、阪神・淡路大震災における取組内容等を参考として掲載する。

(1) 国等への提言等

広域連合は、東日本大震災に際して行った以下の提言を参考に、復旧・復興を促進するための施策や財政上の措置等国や被災地に対する提言のとりまとめ及び発信を行う。

加えて、鉄道、高速道路、電気、ガス等のライフライン事業者に対し、被災した施設の早期復旧を働きかける。

(東日本大震災における広域連合による提言)

- ・ 3/29 東日本大震災に関する緊急提案（第1次）
- ・ 4/4 農畜産物等食の安全確保等について
- ・ 4/19 復興を支えるための観光推進に関する緊急要望
- ・ 4/28 東日本大震災に関する緊急提案（第2次）
- ・ 4/28 首都機能バックアップ構造の構築に関する提言
- ・ 7/5、11/21 平成24年度国の予算編成等に対する提案

(2) 主要分野の復興に向けた視点と課題

分野	視点	想定すべき課題例
インフラ・まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に強いインフラの創出 ・ 住民参加のもと災害に強く安心して暮らせるまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要交通施設（道路、鉄道、港湾等）の整備 ・ ライフラインの早期復旧と耐震強化等による整備 ・ 防災基盤の整備 ・ 市街地の復興 ・ 府県民、企業、市町村、国等との協働と連帯によるまちづくり ・ 減災のまちづくり ・ 持続的発展が可能なまちのにぎわいづくりの専門家、コンサルタントの参画

3-2 被災自治体の復興業務への支援

被災自治体では、総合的な復興計画や分野ごとの緊急復興計画の策定をはじめとする復興業務が発生する。広域連合は、必要に応じ、広域防災局が他の分野局との連携のもと、職員派遣や専門家の紹介等を通じ、業務の支援を行うとともに、ノウハウの提供や政府等への提言を行う。

大規模な災害からの復興は、あらゆる分野において必要になる。そのうち、主要な分野の復興に向けての視点・課題・シナリオについて、以下に例示的に示すとともに、阪神・淡路大震災における取組内容等を参考として掲載する。

(1) 国等への提言等

広域連合は、東日本大震災に際して行った以下の提言を参考に、復旧・復興を促進するための施策や財政上の措置等国や被災地に対する提言のとりまとめ及び発信を行う。

加えて、鉄道、高速道路、電気、ガス等のライフライン事業者に対し、被災した施設の早期復旧を働きかける。

(東日本大震災における広域連合による提言（～平成23年度）)

- ・ 3/29 東日本大震災に関する緊急提案（第1次）
- ・ 4/4 農畜産物等食の安全確保等について
- ・ 4/19 復興を支えるための観光推進に関する緊急要望
- ・ 4/28 東日本大震災に関する緊急提案（第2次）
- ・ 4/28 首都機能バックアップ構造の構築に関する提言
- ・ 7/5、11/21 平成24年度国の予算編成等に対する提案

(2) 主要分野の復興に向けた視点と課題

分野	視点	想定すべき課題例
インフラ・まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に強いインフラの創出 ・ 住民参加のもと災害に強く安心して暮らせるまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要交通施設（道路、鉄道、港湾等）の整備 ・ ライフラインの早期復旧と耐震強化等による整備 ・ 防災基盤の整備 ・ 市街地の復興 ・ 府県民、企業、市町村、国等との協働と連帯によるまちづくり ・ 減災のまちづくり ・ 持続的発展が可能なまちのにぎわいづくりの専門家、コンサルタントの参画

関西防災・減災プラン 現行			見直し案			見直しの考え方
分野	視点	想定すべき課題例	分野	視点	想定すべき課題例	
住宅・生活復興	<ul style="list-style-type: none"> 被災した住宅を早期に回復し災害に強い恒久的な住宅供給を図る 被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 早期の恒久的住宅建設 入居者の生活環境に配慮した公的賃貸住宅の提供 民間住宅の再建支援 被災地の面的整備に伴う住宅建設 個人の責任や共助による生活復興 行政による公的融資や助成、情報提供・指導・相談（自立のための環境整備） 自力復興が困難な被災者への直接支援（医療・福祉の提供） 	住宅・生活復興	<ul style="list-style-type: none"> 被災した住宅を早期に回復し災害に強い恒久的な住宅供給を図る 被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 早期の恒久的住宅建設 入居者の生活環境に配慮した公的賃貸住宅の提供 民間住宅の再建支援 被災地の面的整備に伴う住宅建設 個人の責任や共助による生活復興 行政による公的融資や助成、情報提供・指導・相談（自立のための環境整備） 自力復興が困難な被災者への直接支援（医療・福祉の提供） 	
産業・農林水産業	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の未来を見据えた競争力のある産業の復興 被災した農林水産業従事者の速やかな生活再建と府県民への生鮮食品の安定供給促進 	<ul style="list-style-type: none"> きめ細かい中小企業・地場産業への支援による復興 まちづくりと地域住民が一体となった地域産業（商店街・小売市場）の復興 観光復興 被災企業への資金供給、被災地での資金循環 規制緩和や税の優遇措置等を求めるエンタープライズ・ゾーン構想 被災地域の産業の高度化を推進する新産業の創出 被災地の雇用確保 新たな支援制度による生産力の回復 物流の安定や物流ルート情報の提供等による経営の安定化 	産業・農林水産業	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の未来を見据えた競争力のある産業の復興 被災した農林水産業従事者の速やかな生活再建と府県民への生鮮食品の安定供給促進 	<ul style="list-style-type: none"> きめ細かい中小企業・地場産業への支援による復興 まちづくりと地域住民が一体となった地域産業（商店街・小売市場）の復興 観光復興 被災企業への資金供給、被災地での資金循環 規制緩和や税の優遇措置等を求めるエンタープライズ・ゾーン構想 被災地域の産業の高度化を推進する新産業の創出 被災地の雇用確保 新たな支援制度による生産力の回復 物流の安定や物流ルート情報の提供等による経営の安定化 	

(3) 主要分野の復興シナリオ

① インフラ・まちづくり

区分	緊急・応急対応期 〔発災直後～避難所期〕 (約6ヵ月)	復旧期 〔仮設住宅期〕 (6ヵ月後～2年後)	復興前期 〔恒久住宅移行期〕 (2年後～5年後)
	インフラの復旧状況	電気	→
ガス		→	復旧完了
水道		→	復旧完了
下水道		→	復旧完了
電話		→	復旧完了
道路		→	高速道路全線復旧
鉄道		→	全鉄道復旧完了

(3) 主要分野の復興シナリオ

① インフラ・まちづくり

区分	緊急・応急対応期 〔発災直後～避難所期〕 (約6ヵ月)	復旧期 〔仮設住宅期〕 (6ヵ月後～2年後)	復興前期 〔恒久住宅移行期〕 (2年後～5年後)
	インフラの復旧状況	電気	→
ガス		→	復旧完了
水道		→	復旧完了
下水道		→	復旧完了
電話		→	復旧完了
道路		→	高速道路全線復旧
鉄道		→	全鉄道復旧完了

関西防災・減災プラン 現行				見直し案				見直しの考え方		
まちづくり				まちづくり					修正意見を反映	
求められる取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり復興計画の策定（府県） ・インフラ整備計画の策定（府県） ・上記計画策定支援（広域連合） 			求められる取組	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり復興計画の策定（被災自治体） ・インフラ整備計画の策定（被災自治体） ・上記計画策定支援（広域連合） 					
② 住宅・生活				② 住宅・生活				修正意見を反映		
区分	緊急・応急対応期 〔発災直後～避難所期〕 (約6ヵ月)	復旧期 仮設住宅期 〔6ヵ月後～2年後〕	復興前期 恒久住宅移行期 〔2年後～5年後〕	区分	緊急・応急対応期 〔発災直後～避難所期〕 (約6ヵ月)	復旧期 仮設住宅期 〔6ヵ月後～2年後〕	復興前期 恒久住宅移行期 〔2年後～5年後〕		修正意見を反映	
被災者の状況	住まい	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者避難所に避難 ・応急仮設住宅建設 ・応急仮設住宅募集開始 ・応急仮設住宅へ移行 ・被災住宅の災害廃棄物処理完了 ・恒久住宅再建 ・恒久住宅へ移行 			住まい	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者避難所に避難 ・応急仮設住宅建設 ・応急仮設住宅募集開始 ・応急仮設住宅へ移行 ・被災住宅の災害廃棄物処理完了 ・恒久住宅再建 ・恒久住宅へ移行 				修正意見を反映
	生活資金確保	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金(第一次)受領 ・義援金(第二次)受領 ・災害弔慰金・災害見舞金の受領 ・災害援護資金等の各種貸付金の活用 ・生活再建支援金の受領 			生活資金確保	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金(第一次)受領 ・義援金(第二次)受領 ・災害弔慰金・災害見舞金の受領 ・災害援護資金等の各種貸付金の活用 ・生活再建支援金の受領 			修正意見を反映	
	くらし	<ul style="list-style-type: none"> ・再就職先探し ・高齢者等の生きがい発掘 			くらし	<ul style="list-style-type: none"> ・再就職先探し ・高齢者等の生きがい発掘 				
求められる取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営支援(府県、広域連合) 応急仮設住宅の早期建設のための支援(府県、広域連合) 生活資金給付の早期処理のための市町村行政支援(府県、広域連合) 被災者ニーズに応じた資金供給策の実施(府県) 被災地雇用確保の実施(府県、広域連合) ○住宅復興計画の策定(府県) ○同計画策定支援(広域連合) 			求められる取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営支援(府県、広域連合) 応急仮設住宅の早期建設のための支援(府県、広域連合) 生活資金給付の早期処理のための市町村行政支援(府県、広域連合) 被災者ニーズに応じた資金供給策の実施(府県) 被災地雇用確保の実施(府県、広域連合) ○住宅復興計画の策定(府県) ○同計画策定支援(広域連合) 			修正意見を反映		

関西防災・減災プラン 現行

見直し案

見直しの考え方

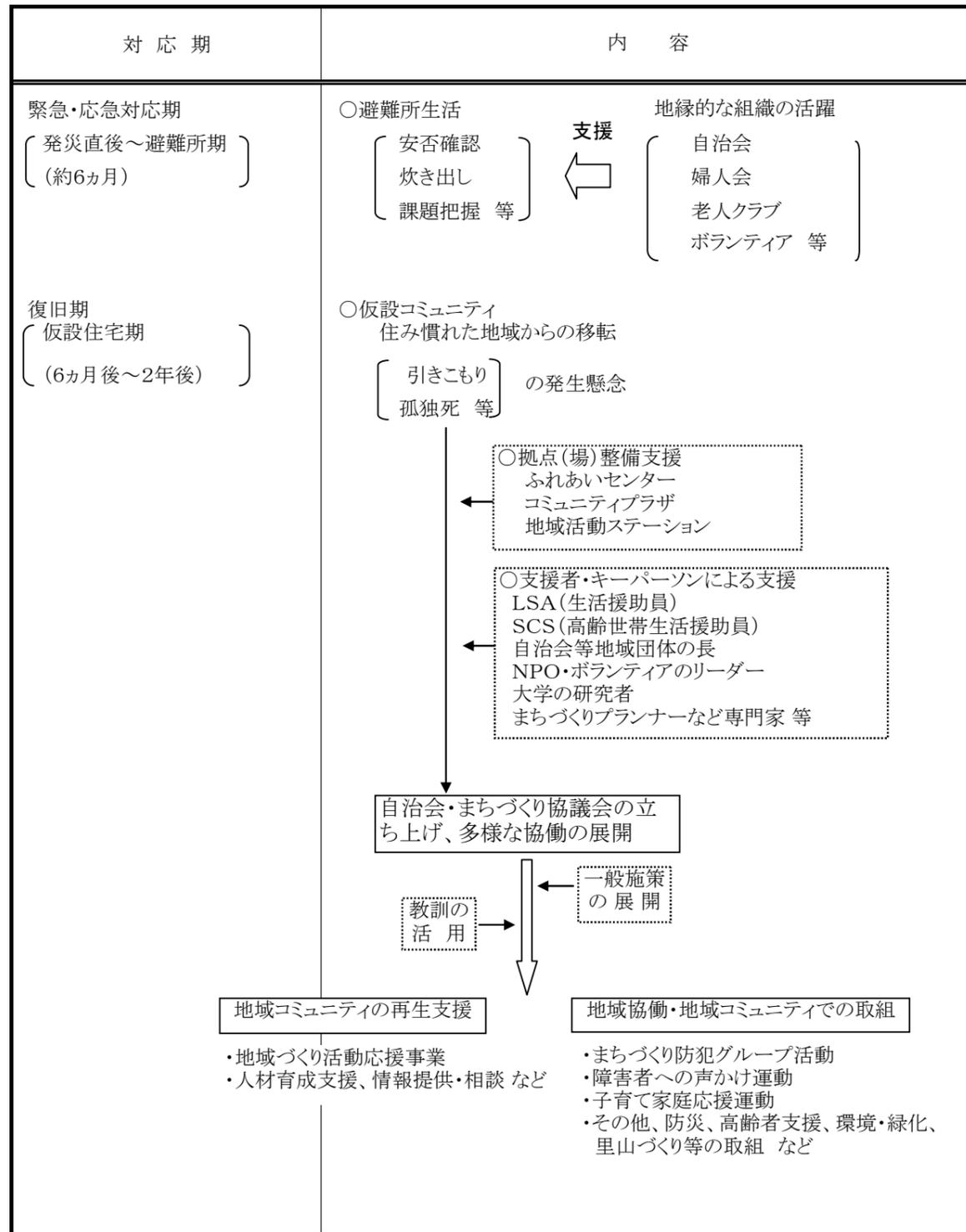
③ 産業・農林水産業

③ 産業・農林水産業

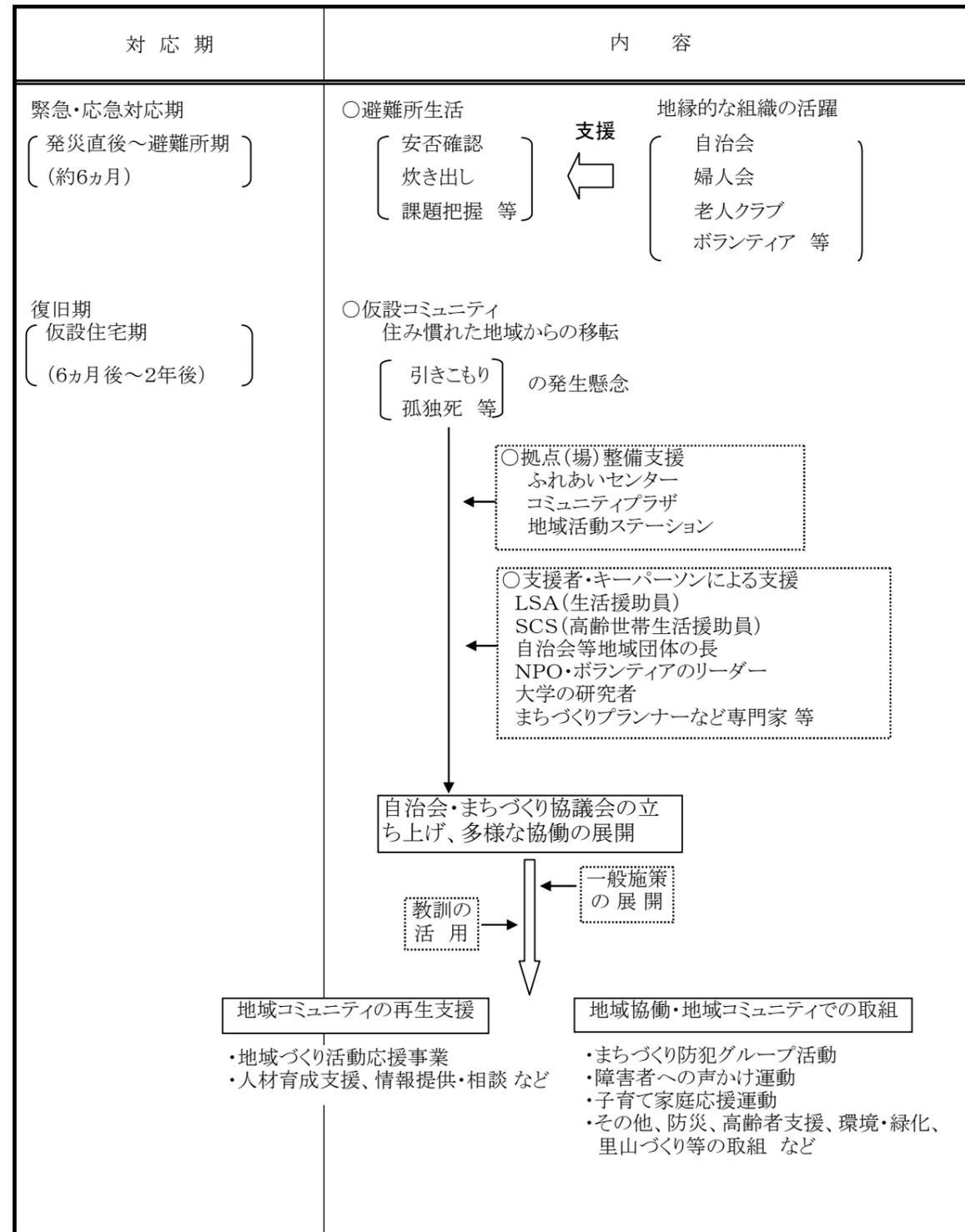
	緊急・応急対応期 〔発災直後～避難所期〕 (約6ヵ月)	復旧期 〔仮設住宅期〕 (6ヵ月後～2年後)	復興期 〔本格復興期〕 (2年後～)	
工場	<p>○元の工場で操作ができない</p> <p>避難所 避難生活の段階から操作の再開・再建に向けた取組を開始</p>	<p>応急的な工場等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸工場での操作 ・空き工場での操作開始 ・自力仮設工場の建設 ・公的仮設工場への入居 	<p>本格的な工場等の再建</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場の再建 ・本設工場への入居 ・本格操作の再開 	<p>地域産業の復興</p>
	<p>○修理すれば操作できる</p> <p>工場等の応急修理</p>	<p>工場等の本格修理</p>		
商店街	<p>○元の店舗で操作ができない</p> <p>避難所 避難生活の段階から営業再開・商店街再建に向けた取組を開始</p>	<p>応急的な店舗等の確保 (仮設であっても街としての形成が重要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・露店、屋台等での営業再開 ・空き店舗等での営業再開 ・自力仮設店舗の建設 ・公的仮設店舗への入居 	<p>本格的な店舗等の再建</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗、共同施設の再建 ・本設店舗への入居 ・本格営業の再開 	<p>商店街の復興</p>
	<p>○修理すれば営業できる</p> <p>店舗の応急修理</p>	<p>店舗等の本格修理</p>		
農林水産業	<p>○元の農地等で再建できない</p> <p>避難所 避難生活の段階から生産再開に向けた取組を開始</p>	<p>代替農地等の確保・貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同施設・園芸農業施設、生産物加工共同施設等の代替施設整備と貸付等 	<p>農林水産業の復興</p>	
	<p>○農地・農業用施設等を復旧できる</p> <p>農地等の応急復旧</p>	<p>農地等の本格復興</p>		
求められる取組	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急産業復興計画の策定（府県） ○緊急農業復興計画の策定（府県） ○上記計画策定支援（広域連合） 			

	緊急・応急対応期 〔発災直後～避難所期〕 (約6ヵ月)	復旧期 〔仮設住宅期〕 (6ヵ月後～2年後)	復興期 〔本格復興期〕 (2年後～)	
工場	<p>○元の工場で操作ができない</p> <p>避難所 避難生活の段階から操作の再開・再建に向けた取組を開始</p>	<p>応急的な工場等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸工場での操作 ・空き工場での操作開始 ・自力仮設工場の建設 ・公的仮設工場への入居 	<p>本格的な工場等の再建</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場の再建 ・本設工場への入居 ・本格操作の再開 	<p>地域産業の復興</p>
	<p>○修理すれば操作できる</p> <p>工場等の応急修理</p>	<p>工場等の本格修理</p>		
商店街	<p>○元の店舗で操作ができない</p> <p>避難所 避難生活の段階から営業再開・商店街再建に向けた取組を開始</p>	<p>応急的な店舗等の確保 (仮設であっても街としての形成が重要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・露店、屋台等での営業再開 ・空き店舗等での営業再開 ・自力仮設店舗の建設 ・公的仮設店舗への入居 	<p>本格的な店舗等の再建</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗、共同施設の再建 ・本設店舗への入居 ・本格営業の再開 	<p>商店街の復興</p>
	<p>○修理すれば営業できる</p> <p>店舗の応急修理</p>	<p>店舗等の本格修理</p>		
農林水産業	<p>○元の農地等で再建できない</p> <p>避難所 避難生活の段階から生産再開に向けた取組を開始</p>	<p>代替農地等の確保・貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同施設・園芸農業施設、生産物加工共同施設等の代替施設整備と貸付等 	<p>農林水産業の復興</p>	
	<p>○農地・農業用施設等を復旧できる</p> <p>農地等の応急復旧</p>	<p>農地等の本格復興</p>		
求められる取組	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急産業復興計画の策定（府県） ○緊急農業復興計画の策定（府県） ○上記計画策定支援（広域連合） 			

④ 地域コミュニティ再生・構築



④ 地域コミュニティ再生・構築



関西防災・減災プラン 現行

復旧・復興期オペレーションマップ（1）

このオペレーションマップは、大規模広域災害発生時に被災市町村、被災府県、広域連合・応援府県、他都道県及び国・国出先機関が、相互に連携しながら対応すべきことを災害対応項目ごとに示したものである。

項目	被災市町村	被災府県
1 復興計画の策定・復興財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○復興計画の策定（関係官庁の開催、有識者からの意見聴取、施策ニーズの調査等） ○復興予算の編成 ○きめ細かな復興政策の推進 ○復興財源の確保要請 ○復興政策の国・府県への提案 ○緊急インフラ整備計画の策定 ○まちづくり復興計画の作成 ○市町村住宅復興計画の策定 ○産業復興計画の策定 【応援業務】 ○復興計画等の策定に係る専門家の派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○復興セッションで復興計画の策定（関係官庁の開催、有識者からの意見聴取、施策ニーズの調査等） ○復興予算の編成 ○復興基金の造成 ○きめ細かな復興政策の推進 ○復興計画策定に係る専門家の派遣 ○復興財源の確保にかかる国への要請 ○復興政策の国への提案 ○緊急インフラ整備計画の策定 ○住宅復興計画の策定 ○産業・農林水産業復興計画の策定 【広域応援業務】 ○復興ノウハウの提供要請 ○応援府県、広域連合に復興計画等の策定支援のための職員派遣を要請
2 インフラ施設等の復旧・復興	<p>道路・鉄道・港湾・空港・河川・漁港等の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村運営の復旧 ○早期復旧に向けた府県、国への要望 【応援業務】 ○応援職員の派遣要請 ◆応援職員の受入、業務の割当 	<p>道路管理の道路・港湾等の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村への応援職員を派遣 ○管内市町村と応援職員派遣を調整 ○早期復旧に向けた国への要望 【広域応援業務】 ○応援府県、広域連合に応援職員派遣を要請 【応援業務】 ◆応援職員の受入、業務の割当
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○住民主体のまちづくり協議会等による住居の合意形成 ○土地区画整理事業の実施 ○市街地再開発事業の実施 ○商店街の空き店舗対策などまちのにぎわい対策の実施 【応援業務】 ○被災府県に応援職員の派遣を要請 【応援業務】 ◆応援職員の受入、業務の割当 	<ul style="list-style-type: none"> ○土地区画整理事業の実施 ○市街地再開発事業の実施 ○被災市町村への応援職員の派遣 ○管内市町村と応援職員の派遣を調整 ○復興基金を活用して、被災地のにぎわいづくり施策を支援 【広域応援業務】 ○被災府県、広域連合に応援職員派遣を要請 【応援業務】 ◆応援職員の受入、業務の割当

凡例 ○：対応業務、◇：応援要請業務、◆：応援業務

見直し案

復旧・復興期オペレーションマップ（1）

このオペレーションマップは、大規模広域災害発生時に被災市町村、被災府県、広域連合・応援府県、他都道県及び国・国出先機関が、相互に連携しながら対応すべきことを災害対応項目ごとに示したものである。

項目	被災市町村	被災府県
1 復興計画の策定・復興財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○復興計画の策定（関係官庁の開催、有識者からの意見聴取、施策ニーズの調査等） ○復興予算の編成 ○きめ細かな復興政策の推進 ○復興財源の確保要請 ○復興政策の国・府県への提案 ○緊急インフラ整備計画の策定 ○市町村住宅復興計画の策定 ○産業復興計画の策定 【応援業務】 ○復興計画等の策定に係る専門家の派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○復興セッションで復興計画の策定（関係官庁の開催、有識者からの意見聴取、施策ニーズの調査等） ○復興予算の編成 ○復興基金の造成 ○きめ細かな復興政策の推進 ○復興計画策定に係る専門家の派遣 ○復興財源の確保にかかる国への要請 ○復興政策の国への提案 ○緊急インフラ整備計画の策定 ○住宅復興計画の策定 ○産業・農林水産業復興計画の策定 【広域応援業務】 ○復興ノウハウの提供要請 ○応援府県、広域連合に復興計画等の策定支援のための職員派遣を要請
2 インフラ施設等の復旧・復興	<p>道路・鉄道・港湾・空港・河川・漁港等の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村運営の復旧 ○早期復旧に向けた府県、国への要望 【応援業務】 ○応援職員の派遣要請 ◆応援職員の受入、業務の割当 	<p>道路管理の道路・港湾等の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村への応援職員を派遣 ○管内市町村と応援職員派遣を調整 ○早期復旧に向けた国への要望 【広域応援業務】 ○応援府県、広域連合に応援職員派遣を要請 【応援業務】 ◆応援職員の受入、業務の割当
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○住民主体のまちづくり協議会等による住居の合意形成 ○土地区画整理事業の実施 ○市街地再開発事業の実施 ○商店街の空き店舗対策などまちのにぎわい対策の実施 【応援業務】 ○被災府県に応援職員の派遣を要請 【応援業務】 ◆応援職員の受入、業務の割当 	<ul style="list-style-type: none"> ○土地区画整理事業の実施 ○市街地再開発事業の実施 ○被災市町村への応援職員の派遣 ○管内市町村と応援職員の派遣を調整 ○復興基金を活用して、被災地のにぎわいづくり施策を支援 【広域応援業務】 ○被災府県、広域連合に応援職員派遣を要請 【応援業務】 ◆応援職員の受入、業務の割当

凡例 ○：対応業務、◇：応援要請業務、◆：応援業務

見直しの考え方

関西防災・減災プラン 現行

見直し案

見直しの考え方

広域連合・応援府県	府県連携等	国・国出先機関
<ul style="list-style-type: none"> ○関西府県の復興計画等を策定するため、応援職員を派遣 【広域連合】 ○関西復興戦略の策定（復興戦略会議の開催） ○国への施策・制度の提案 ○被災地への復興施策の提案 ○復興戦略会議を開催し、関西復興戦略「基本戦略」と「緊急復興戦略」を策定 	-	<ul style="list-style-type: none"> ○復興基本方針の策定 ○復興関連制度の創設、立法化 ○復興関連予算の編成 【地方運輸局】 ○被災自治体の復興計画策定支援
<ul style="list-style-type: none"> ○応援職員を派遣 【広域連合】 ○早期復旧に向けた国への要望 ○不足する場合の構成府県間調整 【広域応援・受援調整】 ○他府県、地方整備局又は地方農政局に応援職員の派遣を要請 	○要請に基づく応援職員の派遣	<ul style="list-style-type: none"> 【国土交通省・地方整備局】 ○直轄施設の復旧 ○被災府県への応援職員の派遣及び他府県への調整 【航空局】 ○直轄施設の復旧 【農林水産省・地方農政局】 ○管理施設の復旧 ○被災府県への応援職員の派遣及び他府県への調整
<ul style="list-style-type: none"> ○応援職員を派遣 【広域連合】 ○不足する場合の構成府県間調整 【広域応援・受援調整】 ○他府県又は地方整備局に応援職員の派遣を要請 	○要請に基づき、応援職員を派遣	<ul style="list-style-type: none"> 【国土交通省・地方整備局】 ○財政措置 ○被災府県への応援職員の派遣及び他府県への調整

広域連合・応援府県	府県連携等	国・国出先機関
<ul style="list-style-type: none"> ○関西府県の復興計画等を策定するため、応援職員を派遣 【広域連合】 ○関西復興戦略の策定（復興戦略会議の開催） ○国への施策・制度の提案 ○被災地への復興施策の提案 ○復興戦略会議を開催し、関西復興戦略「基本戦略」と「緊急復興戦略」を策定 	-	<ul style="list-style-type: none"> ○復興基本方針の策定 ○復興関連制度の創設、立法化 ○復興関連予算の編成 【地方運輸局】 ○被災自治体の復興計画策定支援
<ul style="list-style-type: none"> ○応援職員を派遣 【広域連合】 ○早期復旧に向けた国への要望 ○不足する場合の構成府県間調整 【広域応援・受援調整】 ○他府県、地方整備局又は地方農政局に応援職員の派遣を要請 	○要請に基づく応援職員の派遣	<ul style="list-style-type: none"> 【国土交通省・地方整備局】 ○直轄施設の復旧 ○被災府県への応援職員の派遣及び他府県への調整 【航空局】 ○直轄施設の復旧 【農林水産省・地方農政局】 ○管理施設の復旧 ○被災府県への応援職員の派遣及び他府県への調整
<ul style="list-style-type: none"> ○応援職員を派遣 【広域連合】 ○不足する場合の構成府県間調整 【広域応援・受援調整】 ○他府県又は地方整備局に応援職員の派遣を要請 	○要請に基づき、応援職員を派遣	<ul style="list-style-type: none"> 【国土交通省・地方整備局】 ○財政措置 ○被災府県への応援職員の派遣及び他府県への調整

関西防災・減災プラン 現行

復旧・復興期オペレーションマップ（２）

項目	被災市町村	被災県
3 被災住宅への移住支援	<ul style="list-style-type: none"> ○災害公営住宅の整備・供給 ○被災者への住宅復興支援を展開【応援要請】 ○災害公営住宅整備・供給に係る応援職員派遣要請【受援要請】 ◆応援職員の受入、業務割当 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害公営住宅の整備・供給 ○復興基金を活用して、被災者の住宅復興支援策を展開 ○被災市町村の災害公営住宅建設に係る応援職員派遣及び管内市町村との調整【広域応援要請】 ○応援要請、広域連合に災害公営住宅整備・供給のため応援職員派遣要請【受援要請】 ◆応援職員の受入、業務割当
4 生活再建支援	<p>被災者生活再建支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者生活再建支援金（加算支援金）の請求のとりまとめ <p>被災者の生活再建支援策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者の支援ニーズの把握 ○被災者の生活再建のための支援策を実施 ○被災者への生活再建支援メニュー等の情報を支援員やマスコミ、ホームページを活用して提供 ○地域主体の高齢者見守り活動の推進 	<p>被災者生活再建支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者生活再建支援金（加算支援金）の市町村からの請求のとりまとめ <p>被災者の生活再建支援策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者の支援ニーズの把握 ○復興基金を活用して、被災者ニーズに合った被災者の生活再建支援策を実施 ○被災者への生活再建支援メニュー等の情報を支援員やマスコミ、ホームページを活用して提供 ○市町村が実施する支援策をフォローアップ ○復興基金を活用して、被災市町村の高齢者見守り策を支援
5 経済・雇用再生	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業、地場産業への支援策の実施 ○被災企業への資金供給支援策の実施 ○雇用確保策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村が行う中小企業への資金供給支援策の支援 ○被災企業への資金供給支援策の実施 ○被災県としての雇用確保策の展開

見直し案

復旧・復興期オペレーションマップ（２）

項目	被災市町村	被災県
3 被災住宅への移住支援	<ul style="list-style-type: none"> ○災害公営住宅の整備・供給 ○被災者への住宅復興支援を展開【応援要請】 ○災害公営住宅整備・供給に係る応援職員派遣要請【受援要請】 ◆応援職員の受入、業務割当 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害公営住宅の整備・供給 ○復興基金を活用して、被災者の住宅復興支援策を展開 ○被災市町村の災害公営住宅建設に係る応援職員派遣及び管内市町村との調整【広域応援要請】 ○応援要請、広域連合に災害公営住宅整備・供給のため応援職員派遣要請【受援要請】 ◆応援職員の受入、業務割当
4 生活再建支援	<p>被災者生活再建支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者生活再建支援金（加算支援金）の請求のとりまとめ <p>被災者の生活再建支援策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者の支援ニーズの把握 ○被災者の生活再建のための支援策を実施 ○被災者への生活再建支援メニュー等の情報を支援員やマスコミ、ホームページを活用して提供 ○地域主体の高齢者見守り活動の推進 	<p>被災者生活再建支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者生活再建支援金（加算支援金）の市町村からの請求のとりまとめ <p>被災者の生活再建支援策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者の支援ニーズの把握 ○復興基金を活用して、被災者ニーズに合った被災者の生活再建支援策を実施 ○被災者への生活再建支援メニュー等の情報を支援員やマスコミ、ホームページを活用して提供 ○市町村が実施する支援策をフォローアップ ○復興基金を活用して、被災市町村の高齢者見守り策を支援
5 経済・雇用再生	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業、地場産業への支援策の実施 ○被災企業への資金供給支援策の実施 ○雇用確保策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村が行う中小企業への資金供給支援策の支援 ○被災企業への資金供給支援策の実施 ○被災県としての雇用確保策の展開

見直しの考え方

関西防災・減災プラン 現行

広域連携・応援関係	府県連携等	国・関係機関
<p>○被災府県の災害公営住宅整備・供給支援を行うための応援職員を派遣</p> <p>【広域連携】 ○不足する場合は構成府県間調整 【応援要請・受援調整】 ○他府県又は地方整備局に応援職員の派遣を要請</p>	<p>○要請に基づき、応援職員を派遣</p>	<p>【国】 ○財政措置</p> <p>【国土交通省・地方整備局】 ○被災府県の災害公営住宅整備・供給を行うための応援職員の派遣及び他府県への調整</p> <p>【財政局】 ○災害公営住宅の建設予定地の提示</p>
<p>【広域連携】 ○被災府県の請求とりまとめ状況及び支給状況の確認</p>	<p>○（財）都道府県各等は生活再建支援金（加算支援金）を早急に審査し支給</p>	<p>【国】 ○財政措置</p>
<p>【広域連携】 ○被災府県の生活再建支援メニューをとりまとめ、ホームページなどにより情報発信</p>	-	<p>【国】 ○財政措置</p>
<p>【広域連携】 ○被災府県等の中小企業支援メニューをとりまとめ、ホームページなどにより情報発信</p>	-	<p>【経済産業局】 ○被災地の復興支援</p>

(参考) 阪神・淡路大震災からの復興における取り組み

① 阪神・淡路大震災における兵庫県の生活再建のための経済的支援

支援項目	支援内容等
給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・災害弔慰金（災害弔慰金法） ・災害障害見舞金（災害弔慰金法） ・被災者自立支援金（基金） ・府県、市町村独自の見舞金等
貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・災害援護資金貸付（災害弔慰金法） ・生活福祉資金貸付（厚生省通知等） ・母子・寡婦福祉資金貸付（母子及び寡婦福祉法） ・府県、市町村独自の貸付制度

見直し案

広域連携・応援関係	府県連携等	国・関係機関
<p>○被災府県の災害公営住宅整備・供給支援を行うための応援職員を派遣</p> <p>【広域連携】 ○不足する場合は構成府県間調整 【応援要請・受援調整】 ○他府県又は地方整備局に応援職員の派遣を要請</p>	<p>○要請に基づき、応援職員を派遣</p>	<p>【国】 ○財政措置</p> <p>【国土交通省・地方整備局】 ○被災府県の災害公営住宅整備・供給を行うための応援職員の派遣及び他府県への調整</p> <p>【財政局】 ○災害公営住宅の建設予定地の提示</p>
<p>【広域連携】 ○被災府県の請求とりまとめ状況及び支給状況の確認</p>	<p>○（財）都道府県各等は生活再建支援金（加算支援金）を早急に審査し支給</p>	<p>【国】 ○財政措置</p>
<p>【広域連携】 ○被災府県の生活再建支援メニューをとりまとめ、ホームページなどにより情報発信</p>	-	<p>【国】 ○財政措置</p>
<p>【広域連携】 ○被災府県等の中小企業支援メニューをとりまとめ、ホームページなどにより情報発信</p>	-	<p>【経済産業局】 ○被災地の復興支援</p>

(参考) 阪神・淡路大震災からの復興における取組

① 阪神・淡路大震災における兵庫県の生活再建のための経済的支援

支援項目	支援内容等
給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・災害弔慰金（災害弔慰金法） ・災害障害見舞金（災害弔慰金法） ・被災者自立支援金（基金） ・府県、市町村独自の見舞金等
貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・災害援護資金貸付（災害弔慰金法） ・生活福祉資金貸付（厚生省通知等） ・母子・寡婦福祉資金貸付（母子及び寡婦福祉法） ・府県、市町村独自の貸付制度

見直しの考え方

関西防災・減災プラン 現行		見直し案		見直しの考え方
各種減免・猶予等	<ul style="list-style-type: none"> ・国税の軽減・減免（所得税、相続税、贈与税、酒税、自動車重量税、法人税）（所得税法、災害減免法） ・国税の申告、納付等の期限延長・納付猶予（国税通則法、災害減免法） ・地方税の軽減・免除（地方税法） ・地方税の申告、納付等の期限延長・納付猶予（地方税法） ・国民健康保険、介護保険等の納付等の期限延長・徴収猶予（国民健康保険法、介護保険法） ・各種免許証の有効期限延長等（特定非常災害特例措置法） ・公共料金の減免等 ※ ライフライン事業者等による各種料金の減免に必要な情報提供について配慮する。 	各種減免・猶予等	<ul style="list-style-type: none"> ・国税の軽減・減免（所得税、相続税、贈与税、酒税、自動車重量税、法人税）（所得税法、災害減免法） ・国税の申告、納付等の期限延長・納付猶予（国税通則法、災害減免法） ・地方税の軽減・免除（地方税法） ・地方税の申告、納付等の期限延長・納付猶予（地方税法） ・国民健康保険、介護保険等の納付等の期限延長・徴収猶予（国民健康保険法、介護保険法） ・各種免許証の有効期限延長等（特定非常災害特例措置法） ・公共料金の減免等 ※ ライフライン事業者等による各種料金の減免に必要な情報提供について配慮する。 	
義援金	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金の支給 <ul style="list-style-type: none"> ・義援金の受付 ・義援金配分委員会の設置 ・義援金の配分の決定 ・義援金の交付受付 	義援金	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金の支給 <ul style="list-style-type: none"> ・義援金の受付 ・義援金配分委員会の設置 ・義援金の配分の決定 ・義援金の交付受付 	

② 阪神・淡路大震災における兵庫県の雇用の維持・確保対策

支援項目	支援内容等
雇用維持	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等への雇用維持の要請及び支援策の周知 ・雇用調整助成金制度等の活用 ・生涯能力開発給付金制度の活用 ・中小企業事業転換等能力開発給付金制度の活用 ・労働保険料未納事業主の徴収延期措置
離職者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地しごと開発事業（基金） ・就職斡旋の推進（合同就職説明会の開催等） ・被災者雇用奨励金の支給（基金） ・震災失業者雇用奨励金の支給（基金） ・特定求職者雇用開発助成金制度の特例措置の活用 ・雇用・労働相談窓口の開設 ・被災地求職者に対する特別訓練 ・いきいき就労特別訓練（基金） ・被災地求職者企業委託特別訓練（基金） ・雇用保険求職者給付（雇用保険法） ・雇用保険求職者給付の特例措置（事業者の休・廃止により賃金を受けとることができない場合の失業扱い） ・労災補償・公務災害補償（労働者災害補償保険法、地方公務員災害補償法） ・緊急地域雇用創出特別交付金の活用 ・未払賃金立替制度の活用 ・生活福祉資金離職者支援資金貸付

※ 表中の基金とは、「阪神・淡路大震災復興基金」をいう。

③ 阪神・淡路大震災における兵庫県の住まいの確保対策

支援項目	支援内容等
被災住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法による民間住宅の応急修理支援の実施 ・被災者が自力で実施する応急修理支援 ・悪徳業者への注意喚起、価格監視

② 阪神・淡路大震災における兵庫県の雇用の維持・確保対策

支援項目	支援内容等
雇用維持	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等への雇用維持の要請及び支援策の周知 ・雇用調整助成金制度等の活用 ・生涯能力開発給付金制度の活用 ・中小企業事業転換等能力開発給付金制度の活用 ・労働保険料未納事業主の徴収延期措置
離職者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地しごと開発事業（基金） ・就職斡旋の推進（合同就職説明会の開催等） ・被災者雇用奨励金の支給（基金） ・震災失業者雇用奨励金の支給（基金） ・特定求職者雇用開発助成金制度の特例措置の活用 ・雇用・労働相談窓口の開設 ・被災地求職者に対する特別訓練 ・いきいき就労特別訓練（基金） ・被災地求職者企業委託特別訓練（基金） ・雇用保険求職者給付（雇用保険法） ・雇用保険求職者給付の特例措置（事業者の休・廃止により賃金を受けとることができない場合の失業扱い） ・労災補償・公務災害補償（労働者災害補償保険法、地方公務員災害補償法） ・緊急地域雇用創出特別交付金の活用 ・未払賃金立替制度の活用 ・生活福祉資金離職者支援資金貸付

※ 表中の基金とは、「阪神・淡路大震災復興基金」をいう。

③ 阪神・淡路大震災における兵庫県の住まいの確保対策

支援項目	支援内容等
被災住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法による民間住宅の応急修理支援の実施 ・被災者が自力で実施する応急修理支援 ・悪徳業者への注意喚起、価格監視

関西防災・減災プラン 現行		見直し案		見直しの考え方
持ち家の 建替・購 入・修繕支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・建替・購入支援 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融支援機構融資 ・被災者住宅購入支援事業補助（基金） ・被災者住宅再建支援事業補助（基金） ・府県・市町村単独融資制度 ・県・市町単独住宅融資利子補給（基金） ・隣地買増し宅地規模拡大支援利子補給（基金） ・定期借地権方式による住宅再建支援事業補助（基金） ・高齢者住宅再建支援事業補助（基金） ・高齢者特別融資（不動産活用型）利子補給（基金） 	持ち家の 建替・購 入・修繕支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・建替・購入支援 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融支援機構融資 ・被災者住宅購入支援事業補助（基金） ・被災者住宅再建支援事業補助（基金） ・府県・市町村単独融資制度 ・県・市町単独住宅融資利子補給（基金） ・隣地買増し宅地規模拡大支援利子補給（基金） ・定期借地権方式による住宅再建支援事業補助（基金） ・高齢者住宅再建支援事業補助（基金） ・高齢者特別融資（不動産活用型）利子補給（基金） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・補修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融支援機構融資 ・大規模住宅補修利子補給（基金） 		<ul style="list-style-type: none"> ・補修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融支援機構融資 ・大規模住宅補修利子補給（基金） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・被災マンション向け支援 <ul style="list-style-type: none"> ・被災マンション建替支援利子補給（基金） ・被災マンション共用部分補修支援利子補給（基金） ・民間住宅共同化支援利子補給（基金） ・小規模共同建替等事業補助（基金） 		<ul style="list-style-type: none"> ・被災マンション向け支援 <ul style="list-style-type: none"> ・被災マンション建替支援利子補給（基金） ・被災マンション共用部分補修支援利子補給（基金） ・民間住宅共同化支援利子補給（基金） ・小規模共同建替等事業補助（基金） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地防災工事支援 <ul style="list-style-type: none"> ・宅地防災工事融資利子補給（基金） ・被災宅地二次災害防止対策事業（基金） 		<ul style="list-style-type: none"> ・宅地防災工事支援 <ul style="list-style-type: none"> ・宅地防災工事融資利子補給（基金） ・被災宅地二次災害防止対策事業（基金） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・二重ローン対策 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅債務償還特別対策（基金） 		<ul style="list-style-type: none"> ・二重ローン対策 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅債務償還特別対策（基金） 	
民間賃貸住 宅等入居支 援	・民間賃貸住宅家賃負担軽減事業（基金）	民間賃貸住 宅等入居支 援	・民間賃貸住宅家賃負担軽減事業（基金）	
一時提供 住宅の供 給	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等への一時入居 ・民間賃貸住宅の借上 	一時提供 住宅の供 給	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等への一時入居 ・民間賃貸住宅の借上 	
応急仮設 住宅の建 設	<ul style="list-style-type: none"> ・建設可能用地の確保 ・応急仮設住宅等の建設 ・維持管理体制の構築・住環境の改善 ・巡回相談、見守り活動等の実施 	応急仮設 住宅の建 設	<ul style="list-style-type: none"> ・建設可能用地の確保 ・応急仮設住宅等の建設 ・維持管理体制の構築・住環境の改善 ・巡回相談、見守り活動等の実施 	
仮設住宅 からの移 転 (災害公営 住宅への円 滑な移行促 進等)	<ul style="list-style-type: none"> ・住み替え情報の提供及び相談対応 ・住み替え支援策の実施 ・災害公営住宅入居予定者事前交流事業（基金） ・公営住宅入居待機者への家賃・移転費の補助（基金） ・持ち家再建待機者への家賃・移転費の補助（基金） 	仮設住宅 からの移 転 (災害公営 住宅への円 滑な移行促 進等)	<ul style="list-style-type: none"> ・住み替え情報の提供及び相談対応 ・住み替え支援策の実施 ・災害公営住宅入居予定者事前交流事業（基金） ・公営住宅入居待機者への家賃・移転費の補助（基金） ・持ち家再建待機者への家賃・移転費の補助（基金） 	

※ 表中の基金とは、「阪神・淡路大震災復興基金」をいう。

※ 表中の基金とは、「阪神・淡路大震災復興基金」をいう。

関西防災・減災プラン 現行		見直し案		見直しの考え方
④ 阪神・淡路大震災における兵庫県の保健・医療・福祉サービスの提供		④ 阪神・淡路大震災における兵庫県の保健・医療・福祉サービスの提供		
支援項目	支援内容等	支援項目	支援内容等	
医療・保健対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設診療所・巡回移動診療所の設置 ・医療施設の早期再建 ・保健対策 <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断・健康相談の実施 ・応急仮設住宅等への巡回健康相談の実施 ・アルコールリハビリテーション事業（基金） ・仮設住宅、復興公営住宅への健康アドバイザーの派遣（基金） ・仮設住宅入居者の健康づくり支援事業（基金） 	医療・保健対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設診療所・巡回移動診療所の設置 ・医療施設の早期再建 ・保健対策 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難所・全戸家庭訪問等による健康調査</u>・健康相談の実施 ・応急仮設住宅等への巡回健康相談の実施 ・アルコールリハビリテーション事業（基金） ・仮設住宅、復興公営住宅への健康アドバイザーの派遣（基金） ・仮設住宅入居者の健康づくり支援事業（基金） 	
福祉対策	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設の機能回復・再建 ・在宅福祉サービス（要援護者の把握、支援体制の整備、施設等への一時入所） ・見守り活動の推進（LSA（生活援助員）・SCS（高齢世帯生活援助員）による安否確認、交流事業の実施、保健師と連携した家庭訪問、健康教室の実施等） ・生活保護（仮設住宅等へのケースワーカーの巡回訪問、生活保護制度の周知） 	福祉対策	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設の機能回復・再建 ・在宅福祉サービス（要援護者の把握、支援体制の整備、施設等への一時入所） ・見守り活動の推進（LSA（生活援助員）・SCS（高齢世帯生活援助員）による安否確認、交流事業の実施、保健師と連携した家庭訪問、健康教室の実施等） ・生活保護（仮設住宅等へのケースワーカーの巡回訪問、生活保護制度の周知） 	
高齢者等の見守り活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢世帯生活援助員の設置等（基金） <ul style="list-style-type: none"> ・高齢世帯生活援助員の設置 ・地域見守りネットワーク会議の開催 ・夜間・休日見守り安心システムの設置 ・ラジオによる被災高齢者等への語りかけ ・高齢者自立支援ひろばの設置 	高齢者等の見守り活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢世帯生活援助員の設置等（基金） <ul style="list-style-type: none"> ・高齢世帯生活援助員の設置 ・地域見守りネットワーク会議の開催 ・夜間・休日見守り安心システムの設置 ・ラジオによる被災高齢者等への語りかけ ・高齢者自立支援ひろばの設置 	
こころのケア対策	<ul style="list-style-type: none"> ・こころのケアに関する相談窓口の設置 ・巡回相談の実施 ・こころのケアセンターの設置・運営（基金） 	こころのケア対策	<ul style="list-style-type: none"> ・こころのケアに関する相談窓口の設置 ・巡回相談の実施 ・こころのケアセンターの設置・運営（基金） 	
※ 表中の基金とは、「阪神・淡路大震災復興基金」をいう。		※ 表中の基金とは、「阪神・淡路大震災復興基金」をいう。		
⑤ 阪神・淡路大震災における兵庫県の被災児童・生徒への対策		⑤ 阪神・淡路大震災における兵庫県の被災児童・生徒への対策		
支援項目	支援内容等	支援項目	支援内容等	
学校の早期再開	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設の復旧 ・仮設校舎の建設 	学校の早期再開	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設の復旧 ・仮設校舎の建設 	
相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・電話教育相談の開設 	相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・電話教育相談の開設 	
修学支援	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料等の軽減 ・学用品の支給 ・奨学金等の支給 	修学支援	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料等の軽減 ・学用品の支給 ・奨学金等の支給 	
被災児童・生徒のこころのケア支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被災児童・生徒のこころのケア ・教職員等へのこころのケア研修の実施 	被災児童・生徒のこころのケア支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被災児童・生徒のこころのケア ・教職員等へのこころのケア研修の実施 	

⑥ 阪神・淡路大震災における兵庫県の地域づくり活動支援

⑥ 阪神・淡路大震災における兵庫県の地域づくり活動支援

支援項目	支援内容等
仮設住宅等におけるコミュニティ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所の整備 ・住宅共同施設維持管理費補助（基金） ・仮設住宅スポーツ遊具の設置（基金） ・自治会の結成支援 ・見守り活動等の実施 ・交流イベントの実施
地域コミュニティの維持・活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり活動に対する助成（基金） ・地域づくり活動サポーターの設置（基金） ・高齢者向け講座の開設（基金） ・被災者参加のフリーマーケット開催（基金） ・高齢者語り部・昔のあそび伝承事業（基金） ・地域集会所の再建（基金）
地域の復興を住民自ら考え、提案できるしくみの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりアドバイザーの派遣（基金） ・まちづくりコンサルタントの派遣（基金） ・まちづくり協議会等への活動費助成（基金） ・まちのにぎわいづくりのための一括助成（基金）
行政と被災者をつなぐしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者と行政をつなぐ第三者機関の設置（被災者復興支援会議の設立等）
ボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの設置 ・災害復興ボランティア活動補助（基金）
多様な主体のパートナーシップによる被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の力を結集した支援の実施（生活復興県民ネットの設立等）

支援項目	支援内容等
仮設住宅等におけるコミュニティ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所の整備 ・住宅共同施設維持管理費補助（基金） ・仮設住宅スポーツ遊具の設置（基金） ・自治会の結成支援 ・見守り活動等の実施 ・交流イベントの実施
地域コミュニティの維持・活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり活動に対する助成（基金） ・地域づくり活動サポーターの設置（基金） ・高齢者向け講座の開設（基金） ・被災者参加のフリーマーケット開催（基金） ・高齢者語り部・昔のあそび伝承事業（基金） ・地域集会所の再建（基金）
地域の復興を住民自ら考え、提案できるしくみの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりアドバイザーの派遣（基金） ・まちづくりコンサルタントの派遣（基金） ・まちづくり協議会等への活動費助成（基金） ・まちのにぎわいづくりのための一括助成（基金）
行政と被災者をつなぐしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者と行政をつなぐ第三者機関の設置（被災者復興支援会議の設立等）
ボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの設置 ・災害復興ボランティア活動補助（基金）
多様な主体のパートナーシップによる被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の力を結集した支援の実施（生活復興県民ネットの設立等）

※ 表中の基金とは、「阪神・淡路大震災復興基金」をいう。

※ 表中の基金とは、「阪神・淡路大震災復興基金」をいう。

⑦ 阪神・淡路大震災からの復興の道のり一歩ごとの取り組みの整理表—（総括表）

区分	I 緊急・応急対応期 (直後から避難所期:平成7年1月～平成7年8月)	II 復旧期 (仮設住宅期:平成7年9月～平成10年3月)
① 被災者を取り巻く生活基盤	<ul style="list-style-type: none"> 被災者は避難所に避難(ピーク時:1月23日、1,153カ所、316,678人) 応急仮設住宅を48,300戸整備、避難所を解消 応急仮設住宅にふれあいセンターを設置 避難所解消に向け公営住宅への一時入居を実施 シルバーハウジングへLSA(生活援助員)を派遣 被災直後に応急危険度判定を実施 国庫補助事業で損壊家屋等を解体 ひょうご住宅復興3カ年計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 災害復興公営住宅を38,600戸整備 応急仮設住宅入居者調査を実施 災害復興公営住宅を一元募集 コレクティブ・ハウジング等の建設 住まい復興プログラムを策定 がれきの処理を完了
インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧(電気(1月下旬)、電話・LPガス(1月末)、ガス・水道(4月中旬)、下水道(4月)) 鉄道の復旧(神戸市営地下鉄(2月中旬)、JR在来線(4月)、JR新幹線(4月上旬)、阪神・阪急・山陽・神戸電鉄(6月)) 鉄道が復旧するまでの間は代替バスが運行 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急インフラ整備3カ年計画の策定 阪神高速道路全線復旧 神戸港の全面復旧 JR東西線開業、JR福知山線複線化、JR播但線の電化高速化等輸送力を強化 山陽自動車道全線開通
② 暮らし	<ul style="list-style-type: none"> 義援金を募集し第1次配分(2月)と第2次配分(5月)を実施 緊急生活福祉資金(小口貸付)を開始 災害弔慰金、災害見舞金の支給 災害援護資金貸付の受付開始 こころのケアセンターを開設 すべての県立学校(2月中旬)、小中学校(2月下旬)で授業再開 	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災復興支援館の開館 義援金の第3次配分(平成8年9月)を実施 生活復興資金貸付を創設 生活再建支援金、被災中高年恒久住宅自立支援金を創設し恒久住宅への移行を支援 民間賃貸住宅の家賃負担の軽減措置を実施 いきいき仕事塾等生きがいつくり関係事業の実施 生活復興支援プログラムの策定
③ 経済	<ul style="list-style-type: none"> 被災中小企業の復旧対策融資等の実施 雇用調整助成金・失業給付の特例扱い 中小企業総合相談所・総合労働相談所を開設 仮設工場・仮設店舗が完成 産業復興3カ年計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> (財)阪神・淡路産業復興推進機構(HERO)の設置 (財)新産業創造研究機構(NIRO)の設置 神戸ルミナリエの開催 県産業復興条例、神戸市神戸起業ゾーン条例の施行 商店街・小売市場復興イベント開催支援事業の実施 産業復興ベンチャーキャピタル制度の実施 観光復興リレーイベントなど観光対策の実施

⑦ 阪神・淡路大震災からの復興の道のり一歩ごとの取組の整理表—（総括表）

区分	I 緊急・応急対応期 (直後から避難所期:平成7年1月～平成7年8月)	II 復旧期 (仮設住宅期:平成7年9月～平成10年3月)
① 被災者を取り巻く生活基盤	<ul style="list-style-type: none"> 被災者は避難所に避難(ピーク時:1月23日、1,153カ所、316,678人) 応急仮設住宅を48,300戸整備、避難所を解消 応急仮設住宅にふれあいセンターを設置 避難所解消に向け公営住宅への一時入居を実施 シルバーハウジングへLSA(生活援助員)を派遣 被災直後に応急危険度判定を実施 国庫補助事業で損壊家屋等を解体 ひょうご住宅復興3カ年計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 災害復興公営住宅を38,600戸整備 応急仮設住宅入居者調査を実施 災害復興公営住宅を一元募集 コレクティブ・ハウジング等の建設 住まい復興プログラムを策定 がれきの処理を完了
インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧(電気(1月下旬)、電話・LPガス(1月末)、ガス・水道(4月中旬)、下水道(4月)) 鉄道の復旧(神戸市営地下鉄(2月中旬)、JR在来線(4月)、JR新幹線(4月上旬)、阪神・阪急・山陽・神戸電鉄(6月)) 鉄道が復旧するまでの間は代替バスが運行 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急インフラ整備3カ年計画の策定 阪神高速道路全線復旧 神戸港の全面復旧 JR東西線開業、JR福知山線複線化、JR播但線の電化高速化等輸送力を強化 山陽自動車道全線開通
② 暮らし	<ul style="list-style-type: none"> 義援金を募集し第1次配分(2月)と第2次配分(5月)を実施 緊急生活福祉資金(小口貸付)を開始 災害弔慰金、災害見舞金の支給 災害援護資金貸付の受付開始 こころのケアセンターを開設 すべての県立学校(2月中旬)、小中学校(2月下旬)で授業再開 	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災復興支援館の開館 義援金の第3次配分(平成8年9月)を実施 生活復興資金貸付を創設 生活再建支援金、被災中高年恒久住宅自立支援金を創設し恒久住宅への移行を支援 民間賃貸住宅の家賃負担の軽減措置を実施 いきいき仕事塾等生きがいつくり関係事業の実施 生活復興支援プログラムの策定
③ 経済	<ul style="list-style-type: none"> 被災中小企業の復旧対策融資等の実施 雇用調整助成金・失業給付の特例扱い 中小企業総合相談所・総合労働相談所を開設 仮設工場・仮設店舗が完成 産業復興3カ年計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> (財)阪神・淡路産業復興推進機構(HERO)の設置 (財)新産業創造研究機構(NIRO)の設置 神戸ルミナリエの開催 県産業復興条例、神戸市神戸起業ゾーン条例の施行 商店街・小売市場復興イベント開催支援事業の実施 産業復興ベンチャーキャピタル制度の実施 観光復興リレーイベントなど観光対策の実施

関西防災・減災プラン 現行		見直し案		見直しの考え方	
区分	I 緊急・応急対応期 (直後から避難所期:平成7年1月～平成7年8月)	II 復旧期 (仮設住宅期:平成7年9月～平成10年3月)	区分		I 緊急・応急対応期 (直後から避難所期:平成7年1月～平成7年8月)
④ まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 被災地に建築基準法に基づく建築制限実施 被災市街地復興特別措置法施行 復興都市計画の決定告示 	<ul style="list-style-type: none"> 神戸東部新都心(HAT神戸)、西宮マリナパークシティ、南芦屋浜北部地区等でまちびらき 景観ルネサンス・まちなみ保全事業の実施 	④ まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 被災地に建築基準法に基づく建築制限実施 被災市街地復興特別措置法施行 復興都市計画の決定告示 	<ul style="list-style-type: none"> 神戸東部新都心(HAT神戸)、西宮マリナパークシティ、南芦屋浜北部地区等でまちびらき 景観ルネサンス・まちなみ保全事業の実施
⑤ 地域づくり活動	<ul style="list-style-type: none"> 全国から138万人のボランティアが被災地で活動 災害復興ボランティア活動事業補助を創設 被災者復興支援会議が発足 	<ul style="list-style-type: none"> 生活復興県民ネットが発足 特定非営利活動促進法(NPO法)の制定 	⑤ 地域づくり活動	<ul style="list-style-type: none"> 全国から138万人のボランティアが被災地で活動 災害復興ボランティア活動事業補助を創設 被災者復興支援会議が発足 	<ul style="list-style-type: none"> 生活復興県民ネットが発足 特定非営利活動促進法(NPO法)の制定
⑥ 防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法を10市10町に適用 全国の消防、警察、自衛隊、海上保安庁が救助活動等を展開 救援物資の備蓄基地を4カ所に開設 放送協定に基づきNHKなどで生活情報を発信 臨時災害FM局を開局 	<ul style="list-style-type: none"> 知事直轄の危機管理専門職として防災監を設置 災害救援専門ボランティア制度の創設 県地域防災計画を全面修正 フェニックス防災システムの運用開始 	⑥ 防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法を10市10町に適用 全国の消防、警察、自衛隊、海上保安庁が救助活動等を展開 救援物資の備蓄基地を4カ所に開設 放送協定に基づきNHKなどで生活情報を発信 臨時災害FM局を開局 	<ul style="list-style-type: none"> 知事直轄の危機管理専門職として防災監を設置 災害救援専門ボランティア制度の創設 県地域防災計画を全面修正 フェニックス防災システムの運用開始
⑦ 復興体制・復興計画	国	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県南部地震緊急対策本部を設置 地震対策担当大臣を任命 現地対策本部を兵庫県公館内に設置 阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 	国	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県南部地震緊急対策本部を設置 地震対策担当大臣を任命 現地対策本部を兵庫県公館内に設置 阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路復興委員会の廃止 国と県・神戸市との協議会の設置
	県	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県南部地震災害対策総合本部を設置 阪神・淡路大震災復興本部を設置 震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 阪神・淡路震災復興計画(フェニックス計画)の策定に着手 都市再生戦略策定懇話会が阪神・淡路震災復興戦略ビジョンを提言 (財)阪神・淡路大震災復興基金を設立 		県	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県南部地震災害対策総合本部を設置 阪神・淡路大震災復興本部を設置 震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 阪神・淡路震災復興計画(フェニックス計画)の策定に着手 都市再生戦略策定懇話会が阪神・淡路震災復興戦略ビジョンを提言 (財)阪神・淡路大震災復興基金を設立